

松下昇發言集

〈〉版

～1988.9～

発言集のA V化について

一九七九年六月に回覧用として作成された松下昇発言集の位置や、松下昇表現集との関連については、一九八八年八月付の「表現集のA V化について」で基本的にのべているので参照していただきたい。ここでは次の諸点をあらためてのべておく。

一— 発言集の原本は、占拠空間から留置された状態にあり、それにもとづく複製はできないが、この状態を、たんに対権力的な課題にとどまらない広いテーマの対象化の媒介として、その対極にA同一V内容のA V版を構想していく。発言集のA V版の企画は表現集のA V版に触発されて生じているが、これは、表現集や発言集や批評集、さらに、その向こうに拡がる領域へA統V篇を企画していくための不可欠の作業である。A V版に出会う読者は、対極に留置されている原本を意識して読んでいただきたい。

二— 原本の宙吊り性と共に、原本作成者にかかわる、もう一つの宙吊り性にもふれておく。原本の作成者は、七九年〇八〇年段階の補充的な註に記したことであるが、古書店で働きつつ回覧用として職場に置いたことを理由の一つとして解雇され、経営者との対立は持続し深化している。そして、解雇した者とされた者は、六九年に同じバリケードを死守していた者同志であったこと、この事実性の現実的意味の追求が発言集を真によむ条件の一つであることを強調したい。

三— 原本とA V版の内容の差異についてふれておくと、A V版では原本作成者や複製主体による註を不可視にし、対応して、この序文を掲載している。前記の註は原本からよみとってほしいし、深淵のみならず、註も成長するからである。

「私の自主講座運動」や「私にとって大学闘争とは何か」は、原本に掲載されたものの前段階の掲載分を応用している。これは、より初期の掲載形態をえらんだというわけでもなく、逆に「七一・一・二九の解放学校における問題提起」は、原本がガリ刷りパンフをそのままコピーしているのに対し、A V版は、その後「あんかるわ」第28号へ転載されたものを、関連資料を含めて応用している。それぞれのメディアの振幅や重層性への視野を拡げるため、と受け取っていただきたい。(なお、表現集や発言集のA V版では、これまでのミスプリ等をできる限り訂正し補充した。)

四— 表現集と発言集の差異や特性は何であろうか。前者は文字で発表したもの(唯一の例外は、前出の「私の自主講座運動」)、後者は発言の記録を収録していると一応いえるとして、本来はA V過程における表出行為を全てA作品Vと把握する(なぜなら、バリケードも、眠りも、n年間の関係性の変化も、なにかによるA作品Vである。)場合の、ある構成へのすくいとり方の媒介が文字や発語を基準とすることもあるというにすぎない。あらかじめA文字Vで書かれたとみえる表現も、背後に沈黙のA発語Vをくぐっているし、〈発語〉として聞かれる表現も、不可視のA文字Vを背負っているだろう。それらを、どの水準でとらえて開示するかは、現在をふくむ場の幻想性の必然の度合いが決定する。

五— この場合、私たちはA V非文字↓文字↓のベクトルは可逆的でもあり、各項は等価であるという前提から出立し、それぞれを最大限に生かしたい。従って、今後、表現集や発言集の作業を充実させつつ(それぞれ、欠落し持続している多くの表出行為を収録した統篇を準備中)、未踏のさまざまな試みをしていく場合にも、文字や発語の区分を固定化せず、これらを仮装するA条件Vと呼吸感覚を発見し再構成しつつ、前史的拘束性からの飛翔を目ざしたい。

一九八八年九月

松下 昇

権力を持たない者は空間をもつことができる

松下 昇 (神戸大) — 神戸大理学部の新ボジウムから

解 説

ここに掲載する神戸大の松下昇氏と同大理学部学生有志の新ボジウムは二月十二日、神戸大理学部においておこなわれたものを、編集部がまとめたものである。

神戸大では、ここ三年間、寮問題をめぐって、寮自治会を中心に闘いが進められていたが、昨年末の寮自治会による本部・学生部封鎖によって闘争は拡大し、寮問題を中心とする教養部のストライキを生み出した。また、これに呼応するようにして工学部の四者協議を学部の最高決定機関とすることを要求

する闘争、教育の学部長選問題など諸学内闘争が闘われ、神大闘争として展開されている。去る二月三日には、教養部代議員大会が開かれ、「スト強化案」が可決され、問題は寮闘争から発展し、実質的には、教授会、評議会の議事録公開から教授会、評議会の解体にまで突き進む方向で運動が進んでいる。

別掲の松下昇教官の「情況への発言」は、こういった情勢の中で出されたものである。なお、本文中にあるように、教養部は全学封鎖中であり、松下昇氏は「発言」にもあるように、ストライキに突入している。また

同氏は関西学院大にも非常勤講師として勤めていたが、機動隊導入に抗議して、卒業業務拒否等をも含むストライキを行っている。このシンポジウムで大学闘争の中での知識人のあり方を松下氏は本質的に提出しており、個別神大闘争の報告としてだけではなく大学闘争を闘うための資料として読んでいただきたい。(編集部)

1 学生の問題という、いわば事実性をめぐって出発した神大の闘争は、大学側のその問題に対する処理のしかたの問題に発展してきている。つまり学生が「評議会のテーパー公開」「教授会の議事録の公開」

情況への発言

△神戸大学教養部Vの全ての構成員諸君ノ 二月一日の団交は、評議会が△寮問題Vに関する解決能力を持っていないことを暴露した。

しかし、これだけをスト続行か中止かの基準にしてはならない。まして△時間Vが切迫しているからといって、△しけんVのための秩序に復帰してはならない。

△ストVに入る契機自体よりも、一ヶ月以上にわたるスト持続によって、一切の大学構成員と機構の真の姿がみえはじめ、同時に、自己と、その存在基盤を改革する可

能性がうまれてきていることの方が、はるかに重大なのだ。

△神戸大学教養部Vの全ての構成員諸君ノ このストを媒介にして何をどのように変革するのか、そして、持続、拡大する方法は何か、について一人一人表現せよ。

少くとも、この実現の第一歩が、大衆的に確認されるまで、△私Vは旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。

この問題提起に何らかの共有性を発見する諸君は、自己にとって最も必然的な方向を創り出して闘争に参加せよ。

一九六九年、二月二日

△六甲空間Vにて

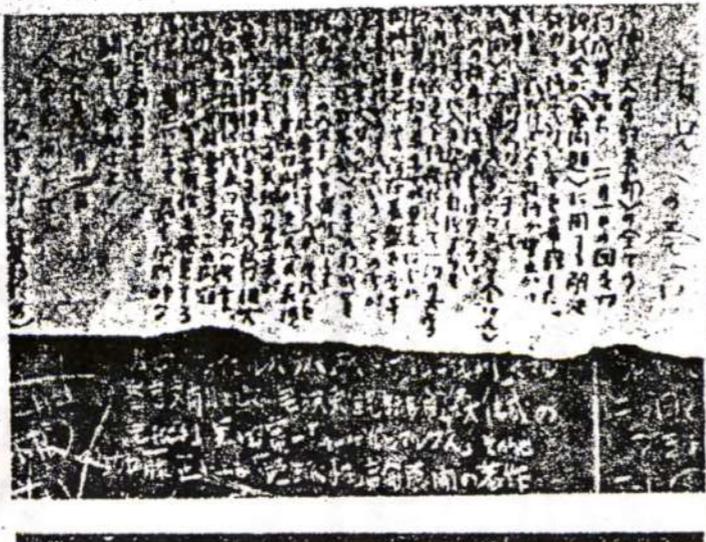
松下 昇 (教養部教官)

を要求していることは、問題が、たんなる事実性をめぐる要求から、表現の私有に対する闘争に発展したことを意味している。私は、この問題を表現の問題としてとらえてみたい。

教授会、評議会の主張は、「テーパー・議事録を公開すれば、発言の自由・思想の自由が犯される」ということにある。が、そのことをもって本源的に考えてみれば、逆にいうと「公開して困る」というような利害関係が大学内に存在しているということになる。今まで、大学は、共同理念によって支えられた共同体であるとされてきたが、このことは、大学内に敵対関係が存在することを明示しているといえよう。

2

私が、「表現が問題である」と主張するのは、一見、形而上学的にみえるかも知れない。しかし、体制の変革ということとは、表現の変革と機構の変革を同時的に行なうものである。つまり、「テーパーの公開の要求」は、それを支える機構の解体の要求の一步である。私は、単に、物理的手段によって体制に立ち向かうのではなく、意識の変革、表現の変革を含んで闘争は進まねばならないと思っている。



「情況への発言」が貼り出された教養部掲示板のコピー

だから、私が、今、話したことをそのまま信ずるのではなく、諸君の原理を察して欲しい。そして表現の改革と体制の改革の無限の可能性を闘いの中で生かして欲しいと思う。

(文責・福原)

神大の場合でいうと、表現の改革と体制の改革を媒介するものがストライキである。というのは、通常の労働者のストは、取り引きを目的とするものであった。有限のものを対象として行なわれてきた。しかし、神大の現在のストは自己の存在形態を否認するためのストライキとなっている。

このようなストライキに対して教官の認識はいまいである。このような根源的ストに対しては、教官が、教官として良心的に振舞おうとすればするほど、教官は管理者にならざるを得ない。つまり、学生の要求を体制に巻きこむことになってしまう。

3

私は、一枚の紙キレを貼り出した。それによって、マスコミ・教授会は大騒ぎとなっている。これは腐敗である。誰れかがやらなければならぬことを私がただけであり、状況がそうさせたに過ぎない。だから、私個人が書いたということは忘れて欲しい。

神大教養で行なわれ始めたように、現在は、一人一人が自分の言葉で発言すべきときである。あくまで個人の立場で、全責任を負ったピラを自分一人でき、そういう態度が要求されている。

4

封鎖がある程度進歩的といわれていた教養部教授会に向けられていたということとは重要なことだと思ふ。つまり、彼らは、彼らが良心的になればなるほど、自己の階級性を隠蔽することになり、そこから階級性を支えることになるという自己分裂に気づいていないのである。

私はそういう立場を捨てて、大学内の一箇の人間として、この問題にとり組むことを決意した。しかし、私は、辞表は提出しない。そうすることは、私の身柄をあずけることであり、自分を処分して下さいというに等しい。大学が国家公務員法違反とかなかで、処分をするならば、そのことは、大学が自からの階級性を暴露したことになる。私は、それに対しても闘うつもりである。

5

したがって、私は、教授会にも出席するつもりはないが、有志教官には呼びかける。現在、教養部教授会は、教授会も開かず振々としていますが、その中には心情的には私の主張を理解する人もいる。私のレワード・パージには反対するといっている人もいる。

なぜ、もっとも進歩的な教養部で封鎖が行なわれているかということとを、教官たちは理解する必要がある。管理者としての矛盾をかくしたまま、学生の要求を汲んだりしてはいけないのである。教養部研究室のバリケードは「教官たちよ、すべての地位をすてて、丸裸になれ」という情念を含んでいるのである。だが、教官たちは、自己の分裂に無自覚に、この問題を論じようとしている。

私は、封鎖・バリケードは、表現形態としてみなければならぬと思う。権力を持たない人間は空間を持つことができるのである。物理的にも、意識的にもそうである。道ばたで、野原で、対等の人間として話し合おうとすることに秩序は反発するのである。

こういった秩序の反発は、大学の自治は特権的であり、学問は私有財産制度に基いたものであることを暴露している。

6

自主講座について——私は自主講座というのは有名な人を呼んで話しを聞くことではないと思ふ。どのような教授に対して「あなたの研究はこの社会とどういふ関連を持っているのですか？」と問う

7

ことが自主講座の出発点でなければいけない。それは、学問内容を変革していく闘争の出発点でもある。そして封鎖によって研究が妨害されているという研究者に対しては、「封鎖によって妨害されるような研究とはなんなのか？」と逆に問い返すことだ。

私の「情況への発言」(別掲)には、カッコが多く使っている。このような書き方をしたのは、私が、コトバを確定性として使うことに反発しているからである。一つ一つの言葉は変革されねばならないのである。たとえば、「革命」とか「大学」という言葉は死なせねばならない。言葉を死なせるといふことは現実を死なせるといふことである。そのためには自己の全存在を賭けねばならないのである。

私が、民主制について疑問を持つのは、現在の民主制は、自己を賭けない体制となっているからである。私の「情況への発言」に対して、「あなたにたった一人で神大を混乱させるつもりか」といった非難が浴びせられる。だが、私は、そのような数量的空想をこそ破壊せねばならないと思ふ。自己の存在を賭けていない多数決は危険なものはない。総べての人が自己批判の上に、自己の存在を賭けねばならないと思ふ。

8

だから、私が、今、話したことをそのまま信ずるのではなく、諸君の原理を察して欲しい。そして表現の改革と体制の改革の無限の可能性を闘いの中で生かして欲しいと思う。

(文責・福原)

2

シンポジウム

——大学人・知識人のあり方が、この大学闘争の中で、問われていると思うが、それについて、先生はどう思うか？

松下 あるスターリニストは「六〇年安保は知識人であるが故に声明を出すことで闘争ができた」ところが、最近では「声明」を出す権利もなくなってしまった」ということを言っている。つまり、六〇年安保においては、知識人とか大学とかは疑われることがなかったのだが、最近の大学闘争は、その神話を崩壊させつつある。いわば総ての問題の拠点が崩壊しつつあるのである。もはや、知識人として、大学人として発言することが意味をなさない。十・八の羽田アビルには、何人かの有名な人が発言をしているが、私はそういう固有な名詞がなんらかの意味をもつことには反対である。問題は、有名であることとそれを温存する体制をこそ粉砕することであると思う。そういった体制の上に、あぐらをかいていた知識人を今の大学闘争は告発していると思う。

——僕たち学生はこのまま社会に出れば、ベルト・コンベアに乗せられて、中級労働者として資本の手先として使われてしまうものとしてある。そのような自己を否定する闘争としてこのストライキはあると思うのですが。

松下 解雇員と自己との闘争の中に、総ての階級闘争がはらまれていると思っただけです。つまり、最も身近な人との闘争の中に、最も深刻な闘争が含まれていることを理解しなければならぬということだと思います。パリ・コンミュニオンを含めて、総ての闘争が、夫婦喧嘩の中にも存在しているということだと思います。

新聞は私のことをも含めて、神戸大の学生は、うまく、教授を利用しながらスト体制の強化をはかっていると言っているが、私は、学生諸君に利用されているのでも、学生を啓蒙しようとしているのでも、連帯しているのでもない。私は、私にとって一番、欺瞞と思えることと、研究者として闘ってきたし、闘いを永続的なストライキとして闘い、今までの大学、学問の欺瞞性と闘うことを決意したから、自分の全存在をかけて、一人でも、ストライキをしているのである。だから、私は、学生大会とか、代議員大会で連帯のあいさつを送るようなことはしないで、こういったシンポジウムでみんなと話し合っているわけです。

——最近の闘争は、機動隊との衝突をはじめ、闘争における生命の問題を提起しているが、それについては、どう思いますか。

松下 「ヤツは敵だ。敵を殺せ」というのが政治の発想だったが、そういう発想はダメで、悪いのはシステムであるというのは認識されてきていると思う。敵は、人を殺すというのは自分の死が、その対極になければならないと思っています。焚身自殺をできるだけの根拠をもたねばならない。自分がいつでも死ぬるといふまでに、自己の思想を深化させることだと思っています。つまり、表現の変革が、物的変革とパラレルに進行しなければならぬわけです。そうではなくて「憎き機動隊をやっちなえ」式の物的思想は粉砕しなければならぬ。そう、そういった意識の変革が物理力を強めるのだと思っています。

——総てのことを確定させてはいけないというのですか。

松下 『試行』に三年前から連載していることとも関連しますが、私が「六甲」といふとき、それは固有な名詞の六甲を越えて、幻想的な

——今、いわれた将来の日常性の否定ですが、僕は、今の僕の日常性を否定しなければいけないと思っただけです。

松下 世界のどこかで悲劇があることは、自己が日常性にひたりきっていることの裏がえしたと思います。国家とは、われわれが、日常性につかっているかぎりには、みかけは安全に運転されている体系です。しかし、それが、どういうものかは、ベトナムを例に引くまでのこともないと思います。

松下 松下は、教官として、管理者としての日常性を否定しました。ですから、当然、試験もしないことにしています。下等が、試験をしないこと、二〇〇人の人が卒業できないことになるわけで、「泣いて」頼みにくる人もいるわけです。そこで、恨んでいる人もいるでしょうが、恨む人を恨まなくするようにしようと思っています。

松下 松下は、君らが大学を出て就職して、労働組合対策に回されたとしても、秩序を逆用し、日常性の論理を否定して闘うことはできると思っています。

——それでは、科学者としての自分と、そういう階級社会に存在していることとはどう重なるのですか。

松下 僕は、どんな言葉でも、存在でも良い、それを疑い、それと生涯、格闘することが科学することだと思っただけですが、そのことが、先ほどいった「あなたの研究が、この社会とどう関係するか」という問題、つまり、社会的自己に答えられるものでなければいけないと思っただけです。この二つの統一として真に学問はあるのじゃないかということだと思います。

「六甲」を意味しているわけですが。安保のとき、東京に居たのですが、そこは、私は一〇〇米四方しか見ることが出来ませんでした。汚くつくされた空間——それが現代の都市です。それが、この六甲に来たとき、私は、見つめられていない「空間」と「傾斜」を知りました。その「傾斜」をあたりを見ながら歩くと、自分が意識していない空間がみえるわけです。

そういった風景の展開を意識の展開に置きかえたときどうなるかという事です。そうすれば、「革命」とか「スターリン主義」とかという言葉が交差してくるわけで、それを方法化したいわけなんです。私が、東京の空間を信用しないのはこのためです。

——あのアビルでは、具体的にいうとA-Vはどのような意味で使っているのですか。

松下 A-Vは、この私ではなしに総ての私という普遍的なものを規定しています。A-Vは、みかけだけのストではない、根源的なストライキです。

A-Vは、と引き起す発想を否定し、永続革命の発想を表現するわけですね。世界的にみても、激動のあるところは記号を多く使っています。チェコ、西独、それからヒッピーの文章などはそうです。ところが、中国の文革ではこれが少ない。私が、中国の文革をあまり信用してない一つは、このためもありますが、中国の革命は、毛沢東をも粉砕するものでなければいけないのではないかと思っています。

私は、言葉を疑うというのは、存在を疑うことと同じことだと思っ

3

の 24 申 (又まら、編者)

の攻撃に根柢から闘いうる運動をも形成しうるのだと考える。これまでの「全共闘」の闘いを無に帰する地点では、「全大生」なる空虚な団結の誇示が残るのみであり、権力にたいする闘い自体がおざなりなものにしかならねないだろう。このとき大学は、権力の意図がまさに達成された場所となるのだ。

私たち大学の教員は、これまで全国の全共闘運動が切り開いてきた闘いの「思想的」追体験にとどまっていたはならないだろう。学生諸君の運動にたいする国家権力の弾圧と、大学内の体制派の巻き返しという二重に苛酷な状況に抗して、私たちがまた「大学立法」粉碎、大学解体の運動を形成していこうと考える。もちろん、私たちはこの一片の声明をもって自分たちを「造反教員」と錯覚するものではない。私たちは各自の思想的な闘いをあくまで深め、一人の教員として闘わなければならぬと決意している。この決意によって、「全共闘」の諸君と同じ戦列に立ちたいと考える。

私たち全国の大学教員は、五月二十九日の報告集会「大学を告発する」およびそれにひ

きつづく長時間の討論の一つの結実として、以上のような「大学立法」にたいする声明書を作り、闘う学生、教職員によびかけるものである。
五月三十日

全国大学教員有志

- 浅田光輝(立正大)・浅野利昭(芝浦工大)
- ・安藤陽子(早大)・安藤彦太郎(早大)・石田保昭・市川定夫(京大)・伊藤享・伊藤精昭(京大)・伊藤敏雄・井上清(京大)・今野敏徳・梅田祐高・海老坂武(一ツ橋大)・大井正(明大)・大賀正喜(青学大)・大野淳(東京水産大)・大橋裕二(京工大)・岡本京子(x大)・萩野和彦・折原浩(東大)・影山喜一(東大)・神谷辻治(熊本大)・川上融・川田薫(東大)・河宮信郎(名大)・神林草夫(東大)・岸本照夫(上智大)・木下肇(東大)・北原教(東大)・北尾邦伸(京大)・毎熊輝記(埼大)・小島文児(広大)・般若悟(東大)・塩川喜信(東大)・清水多吉(立正大)・高村泰雄(京大)・滝本義彦(京大)・武居有恒・田中久智(法政大)・堤利夫・中村一・永井且(慶応大)・長岡洋介(名大)・長崎浩(東大)・新島淳良(早

- 大)・沼田郁彦(京大)・野間正記(名大)・野村修(京大)・原卓也(東大)・花崎泉平(北大)・平石直昭(東大)・福岡和子(成蹊大)・福島義宏(京大)・藤堂明保(東大)・三宅徳嘉(都立大)・宮崎昭(京大)・室根郁男(新潟大)・森弘之(東大)・森田学(京大)・元吉明夫(熊本大)・森脇勉(京大)・弥永健一(IU)・山川紘(東水産大)・山田紳沙江・山田稔(京大)・山根幸夫(東京女子大)・山之内正彦(東大)・岩坪五郎(京大)・吉田博宜・六角恒広(早大)・花岡英雄・満田正・小林忠太郎・徳永曼・安藤正彦
(六月二十三日現在)

表現運動としてのバリケード

六甲空間における反大学

松下 昇 (神戸大講師)

私は、現在までに、関西学院大学および神戸市立外国語大学で解雇処分を受けましたけれども、しかしながら、そこで強固な抗議行動を展開し、同時に、神戸大学において「教官共闘」を結成して闘っています。(異議なしの声拍手)

突をいうと、ここで発言するのは非常に舌痛なんです。しかし、この舌痛は、情況の舌痛とどこかでつながっているはずだという思いのうえで、発言したいと思います。(拍手)

神戸大学の闘争はひと口に言えば、非常に言語的な、幻想的な闘争であったといえます。つまり、一見、はなばなし、戦闘性というものにあまり惹かれなかった。

その出発点は何であったか。それは、「評議会の議事録を公開せよ」という要求に対して評議会がニセのテープを公表するという出発点があったわけです。しかしながら、そういう出発点をもちながらも、闘争の過程において、日共スターリニスト、あるいは国家権力と激烈な衝突をくり返す、そういう過程を含んでいるわけです。ここにこそ、幻想的な闘争であることによって、普遍性ももたらさる、そういう要素を見出したと思います。

具体的にどういふことかという点、テープを公表しないということの背後に大学の中における表現の階級的所有の問題がある。そのことを敏感に見ぬき、かつ、そのような、表現の階級的所有を交える機構ないしは意識、そのことを徹底的に粉碎する。その延長線上に、この

大学を告発する—表現運動としてのバリケード



松下昇氏
第三番めが、バリケードを自分の内部にも築いて、そうして、具体的なバリケードを自分の力で守り、発展させていくということです。

ブルジョア社会におけるいっさいの権制を粉砕していく、そういう方向をめざしたいと思っています。
私自身は、二月二日、「情況への発言」というのを行ないましたけれども、その骨子は現在の大学の秩序を支えるいっさいの労働を系統的に停止することでありませう。この発言の中の「スト」というのはカッコをつけてありまして、単に何もしないというだけでなしに、大学を解体し、ブルジョア社会の体制を解体していく、そのような行動をも包括していくという意味を持たせたわけですね。
それに対して、「未知なるものへの祈り」という反応がありました。私自身が全く知らない学生諸君が、発言の直後に「自分たちは未知なるものを含んだ闘争へ、すでに突入している。この結果が、どのようなものであれ自分たちは、その発言の意味を主体化し、最後まで共に闘う」という内容でした。そのような、「未知なるものへの祈り」という言葉が、私にとって、六甲空間で得た一つの表現であったわけですね。
だが、これに対して、教授会メンバーはどのように答えたか。彼らは、「教授会メンバーであるのに、教授会メンバーでないかのように振舞うのは、人間失格である」といって私を非難しました。あるいはカッコをたくさん使うのは、表現として狂っている。「狂人の言葉である」というふうに批判しました。
また三月一日には、日共スターリニストがバリケードを解除する行動に出てきています。われわれが、それを批判する行動に出たところ、監察事件と称して、バリケード内にいるすべての人間を国家権力をよんで、この三月で辞職せざるを得なくなった。そういうことも含めて、闘争当局のキリスト教主義を掲げた欺瞞性、頹廃というものを、さうどく糾弾しておきたいと思えます。
さらに闘争の場合、これをもっと普遍化して述べますと、私自身は、機動隊がいってからは、「試験放棄」ということを出しましたけれども、今、考えるならば、事前に「機動隊がいれば、少なくとも試験を放棄し、かつそれを阻止する」という声明を組織的に行なうべきであったと思っています。
四月にはいろいろと、神戸大学において、全共同運動をめざして、教官共闘を結成しました。その主要な方針をかんたんに述べてみます。
第一は、現在の大学秩序を支えるいっさいの労働を拒否するという
ことですね。
第二番めは、現在の学問体系を否定して、新しい世界、人間の把握をめざす。
第三番めは、バリケードを自分の内部にも築いて、そうして、具体的なバリケードを自分の力で守り、発展させていくということです。

に告発しました。それに対して、教授会は傍観するのみで、しかも、なかの一部の教官は、機動隊に頼んでバリケードの中に入れてもらい研究室の本を両手に持ち出して、しかも、こう言ったんですね。「われわれは日本の文化を救った」と。
われわれは、彼らのような存在を徹底的に粉砕するために闘う必要があると確認したいと思えます。
なお現在、神戸大学では、バリケードが全学的に形成されており、私自身もその中でほとんどの時間を過ごしながら、自分の今までの表現、ないしは生活過程総体を再点検し、飛躍するためのきっかけとしています。
さきが十月までの神戸大における闘争の段階を述べれば、三月にはいろいろと、(月給が非常に安いもんですから、関西学院大学と神戸市立外国語大学に非常勤講師として、毎月一万円もらっていただけなんです)関西学院大学でも、二月に機動隊を入れて入試が強行されました。そのことに抗議して、私は学期末試験放棄の声明を出しました。が、それに対して、大学当局は解雇処分をせよとしました。
ここで、もう一つ紹介しておきたいことがあります。それは、元関西教会の牧師をしてもらった今井さんという方が、バリケード内の落書きを全部収録されて、一つのパンフレットとして出された。しかしながら、落書きをパンフレットで出すということが非常に当局の怒り

四番めは、問題を単に学園闘争のワケ内に閉じ込めず、この闘争をかすめる、いっさいのテーマを、自分の必然的なテーマとの関わりあいというえとらえていく。つまり、闘争をより高次元でとらえなおすということです。
五番めは、現在の現実を止揚しつつあるすべての運動と、本質的な結合をめざす。自分の必然性に応じたすべての闘争への参加をめざす、ということです。
「イニ」は、教官共闘というものは、いわば個別の大学のワケ内にとどまらず、全国的に形成されなければならないと思えますけれども、ひとつ言っておきたいことは、名前としての全国的な教官共闘ではなくして、個別の自己の拠点における全共同運動への関わり方の度合いだけ、全国的性が保障される、という、共同運動の原則を確認しておきたいと思えます。
なお神戸大学は、さまざまな制約がありますが、いわゆる反大学運動、自主講座運動と、ある程度の共有性をもちながらも、それらを、単なる補完的な存在とせず、どこまでも、方向係数のように、闘争を支えていく「表現運動」を行なっています。その具体的な説明は、(今は時間がないので、詳しく言えませんが)主要な点は、現在やっている自主講座みたいなものが、決して、授業が再開されたらやめる、というものではないに、逆に、授業再開を徹底的に阻止する、現在の教育秩序を破壊する運動に高めていく点の一つ。(拍手)
もう一つは、時間とかテーマその他を固定せず、いわば、バリケード

闘争が、街頭闘争が自主講座でありうるというふうな流動性、立体化をめざしたものです。(拍手)

それから五月にはいりますと、神戸市立外国語大学が、自主講座運動をやったという理由にして、処分を行いました。これは、大学立法化に先だつ自主規制であるし、また、明確に、われわれ反乱する教官に対する恫喝として、私個人の問題でなしに、反撃の姿勢を組む必要があると考えます。

いわば、目に見えないバリケードを校舎の中に形成し、そうして、民衆その他のデモと闘いながら、その自主講座を次第に拡大しつつあります。

僕は、大学の解体、或いは内ゲバなど全体を通して、学園闘争で問われていることは、私の考えでは体制の変革と同時に、変革する主体の変革をも統括すべきだろうということです。つまり対象と主体を同時に変革する運動でなければならず、それを神戸大学における表現運動という視点から一つ述べてみたいと思います。

いわば反大学運動とか自主講座運動とかいような呼び方がありますが、恐らく呼び方はどうでもいいわけで、むしろこの学園闘争の中からこういう運動が、突出して来ざるを得なかったということの方がはるかに重要であらうと思います。

現在神戸大でやっている運動について、ほぼ六つの原則を作っていますので簡単に説明してみたいと思います。

第一の原則は、闘争の補完としての自主講座、反大学運動ではなくて、バリケード空間の本質を強化拡大する、あくまでも闘争の別表現

として展開するというものです。

第二は問題意識からの出発。つまり今までの自主講座は一種の講演の形式をとっていた。我々のやっている運動はその空間においても必要課題を全員で設定して、その問題意識そのものが講師である。それから、参加者全員が発言し、行動しなければならぬ。又分業の止揚というのか、聞く者と語るものが固定してはならないし、また、企画するものと参加するものが固定するのではなしに全員が交換可能な状態を作り出すことです。

第三に旧秩序に復帰しない方向性を目ざすということです。これは参加者が学生にかぎらず、神戸大の場合教授会メンバーが十数人参加してきております。この十数人というのは、ごく少数を除いて授業再開がなされるだろうと見通をたてている人達です。なぜこういう人達を呼んだかという点、一種の病院を我々は設定したのである。つまりバリケードに賛成する人だけを呼ぶのではなしに、大学の機構の中で、反動的であれ何であれ、ある力を持っている人を呼んで、個人団交を展開する場として設定している。団交と比較すると、団交では闘争の要求項目についての追求、質疑応答が主点になるけれども、我々の表現運動においては、その人の数十年、数年の研究過程の追求を行う。そのことと、なぜ、あなたは、今、バリケード空間にいるのかということ、その二つのづれを徹底的に追求してゆく。その過程で、自分の闘争に対する表現というものを全員で確認してゆく。そうすると団交では執行部としての責任を問われるけれど、自主講座では自分の研究者としての総括を問われている訳であるから答えなければならぬ。あまりいいかげんな答え方も出来ない。そういうふうに一

個人の人間のすべての可能性を引き出し、かつ批判するという形での病院という風に考えております。これが三つ目の問題ですが、この旧秩序に復帰しないということは破壊だけではなくて、意識の構造も含む訳です。

第四の原則として、今までの大学機構は、学生と教官という要素だけで考えられてきたことが多かったけれども、私は事務職員をそれも含ませる必要があると思う。教官というのは学生と対話する機会も多し、発言の場も持っているけれども、事務職員というのは最も厳密な労働に制約されているから、かつ業とも接触する機会を持たない非常に、疎外された存在である。たとえば、神戸大学においてバリケードに入ったときに、最初、最も反発したのは職員層であった。そして市内の小さなビルを借りて事務をやっているが、最初は封鎖派学生に非常な反発を示し、「ただちに機動隊を入れろ」と要求したり、あるいは直接警察に電話したりする行動に出たが、我々のいろいろな活動に従って次第に変化してきた。そのいちじるしい点は広い事務所では感じなかった色んな矛盾がせまい事務室では明確に出て来る。人間関係にして、仕事の質にして、又封鎖後の事務の増え方にして、そういうものを整い空間ではっきり感じはじめたこと、それから我々の設定した表現運動に積極的に職員を呼び入れて、そこで闘争の本質、原則について徹夜で何度も討議したこと。そういう活動の中で、今職員共闘が結成されて積極的に活動を行っている。それから神戸大学には夜間部があるが、この夜間の学生に注目した。彼らは昼間は労働者、夜は大学生、それも昼間の学生よりいいかげんに教えられてきた学生、彼らこそ大学の矛盾というものを二重の意味で感じていると思

う。彼らは自主講座運動に土曜日の昼、日曜日に基本的に積極的に参加している、とりわけ昼間、職場で反戦青年委員会に参加している諸君が積極的に活動してきています。そして又そういうルートを通じて大学構成員だけではなく、色んな職場で活動している労働者、市民、家族というものをどんどん吸収しております。

第五の原則として全参加者の表現の根拠を変革する。表現とは決して言葉とか映像を指すのではなくて、いわゆる幻想性を媒介とした全運動を指すのであるが、政治的行動も、国家もすべて表現としてとらえられる。そういうった機構とか政治に論点をしぼるのではなくて、それを支えている人間の幻想性を含めた変革こそが今こそ問われるべきであると思う。具体的に今の場合、自主講座に参加したすべての人間が何らかの形で表現を行なう。それは沈黙していても良い訳であるが、沈黙の核を取り出す。その後その表現を運動させてゆく。たとえばバリケード封鎖の瞬間に貴方はどうするかと教授会メンバーにつきつけて、その時にならなければ解らないというような通口上は許さない。具体的に明確に答えさせます。それから、ビラとかアジテーションにたいする批判を毎日行なう。具体的な問題、ビラの内容についても行なう。又落書運動を始めて、ありとあらゆる所に落書を書いてゆく。とわけ反大学祭というのを先週やったが、その反大学祭に来たすべての人に落書をしてもらって、かなり成果を取めた。

第六に真の意味の全共同運動を、よく共同という誰かとの共同とかセクトとの共同と発想されるが、再検討してみる。自分にとって必然的な課題と、状況にとっての必然的な課題と対等の条件で共同させると考えたい。そうである限り、自分が状況に参加して入れてもら

という発想は拒否する訳だし、何かに没入するという発想も拒否する。あくまで自分の課題を状況と対応させる瞬間に共同が始まるのであって、孤独な共同がない限り決して誰かとの共同、組織との共同は出来ないと思う。そういつた意味で、全国的な共同組織を作る前に、まず自分の拠点での共同の意味を考えたい。

以上の六つの原則をかりに表現運動と名付けているが、個々の大学の状況に応じて、その制約というものを逆転しながら、機動的に運動を展開していけばいいと思う。パリケードというのは決して物理的なものではなくて目に見えないパリケードと昏に言われながら、永遠に運動するパリケードというものを一人一人が構築しなければこの闘争の意味がないのではないか。個人的に言うところ、非常勤講師を処分された神戸外大で授業が再開されている。当然私は処分されているので学外者です。だからその校内に行くと思育がスタラムを組んで学外者は帰れどとなるんですが、そこを唯一人で突破して教室に入り自主講座をおこなう。そのテーマは「外大闘争における表現の問題」と設定しておいて、その瞬間思った事を何でも言う訳ですが、その教室の廻りには色んなデモがうず巻いて、かなり緊迫した状況になります。私自身は一つのパリケードを教室の廻りに構築したものだと思つて。同時に処分した大学秩序に対する抗議であり、解体の行動であり、ともすれば政治的なテーマにだけ限定しそうな学生諸君にもっとより多くのテーマを生み出す運動だと思つている。(これは5月29日文京公会堂5月30日の徹夜討論における氏の発言をまとめたものです。文責：編集部)

大学闘争の中における文学

生涯にわたる阿修羅として

高橋でございます。
私は、常々、日本の資本主義体制をささえておりますものには、大ざっぱに三つの柱があるんじゃないかと考えておりました。一は政治家を頂点にいたしまして、それに仕える膨大な官僚群と、その背後に控えております機動隊、自衛隊、警察によって構成される政治権力です。第二は労働者の労働力を自己増殖させながら、みずからの利潤追求のみ、きゅうきゅうとする大企業の資本家をはじめとする経営者、それを管理し推進する経営者たちであります。この二つは、いまさららしくいうことではないんですが、この二つだけでは、いかなる体制も成立しませんが、背後から隠微にそれを支えているもう一つの柱があるはずであります。それは、一つの体制を、そりあるべきもの、というふうにい、そうでしかありえない

んだ、というふうにい、くるめよりとする知的営為者であります。多くの宗教人、裁判官、医者、学校の教師、大学の先生などがそうであります。
このたびの大学闘争は、各大学によりまして、矛盾が暴露された筈は、それぞれに違っていると思つております。ある大学では処分問題、ある大学では学生寮管理問題、ある大学では理事者の不正事実の暴露または授業料値上げ問題とか、いろいろ発端になる事態は違っているわけですが、共通していることは、いままで、そういう第三の柱を形成しておりました知的営為者とりわけ大学の先生方は、みずからが最初の第一、第二の柱を形成している人々と違ふんだということ、みずから納得させようとして、思想の自由、あるいは大学の自治ということをしていっていただけであります。つまり自分たちには批判能

高橋 和巳 (京大教授)

映画評論 8月号

定価三〇〇円 十二月
特集1 藤村さまへの愛面ラブレター
唐十郎 武智鉄二 大島渚
寺山修司 加藤好弘 鈴木清順
特集2 日本映画に難える心懐
私の棄てた女 佐藤 忠男
(酒山桐郎) 長部日出雄
少 年 菅 孝行
(大島 渚) 実相寺昭雄
齋藤の罪列 (松本俊夫) 関根 弘

●新劇モグラ月評
対談——瓜生良介——今野 勉
●4チャンネル・アウトロウ
大阪ドラマは減じるか 大熊 邦也
アポロ10号打上げ 田口 勇一
●チェコ映画と新世代 ジャルマン
(洋画月評)
フランケンハイマー論 河原畑 寧
日旺の午後の大旅行——泳ぐひと—— 林 玉樹
(シナリオ)
吸血鬼 ロマン・ポランスキー
泳ぐひと フランク・ベリイ
雨月物語 溝口 健二

発行所 東京都港区新橋三ノ十六
有限会社 映画出版社
電話(四三四)七〇一四
五五九二

私の自主講座運動

松下昇

詩というものが無数の表現方法をとるように、闘争にも無数の方法があると思いますから、私も自分の軌跡について、ひとまず報告しておきたいと思います。

ここへやってきたのは、さきほど菅谷君もいったように、たんに報告するとか、講演をするためではありません。菅谷君はもともと、神戸大学で一緒にドイツ語を教えた仲間です。数年前から我々をとりまく状況をなんとかして突破しなければならぬと考へ、そのために、我々は様々な目にもえぬ闘争をすでに開始していたのです。いま、場所的に離れてはいるけれども、私のやっている自主講座運動と菅谷君のやっている解放学校とがいわばA・Vのように状況を包圍する形で現実化しようとしています。そういう時にあたって、私自身も六十年代に自分がやってきた事を総括する意味をこめて、今日、ここへ

やってきたわけです。

私(たち)の運動の特徴を六つの項目にまとめてみました。一番目は、二月二日に私が出した「情況への発言」に示されていますけれども、大学闘争における表現の階級性粉砕を主要な根拠にしています。例えば、権力を持っている者の表現と持たない者との表現とは、文字として、あるいは声として同じであつても、それが現実に持つ意味については全く違つてきます。そして闘争の契機自体よりも、闘争過程において各人が表現にたいして持っている責任を追究する形で、闘争が持続しているわけです。具体的には、この問題について全ての人が私に對してこたえるまで、大学の秩序に役立つ労働を放棄するという形で授業や試験やその他一切の旧秩序維持の労働を拒否しているわけですが、同時に、単純な拒否でなく、自分の出

来る範囲で攻撃的に粉砕してゆこうと考へました。大学によってそれぞれ条件は違うと思うけれども、我々の場合には、自主講座運動がいわゆる全共闘運動を包圍している形で展開されており、また単に闘争者がやっている運動というよりは、この運動にかかわる人間がたとえ我々に敵対する場合でも、自主講座運動に無意識的にも参加しているのだという確信を前提として

います。たとえば、我々の自主講座に大学当局や民青や、さらには機動隊がやってくる場合も、彼らを平等な参加者とみなして運動を続行してきました。

二番目は、創造(想像)的なバリケードです。全国的に目に見えるバリケードが撤去されている段階において、本当のバリケードの意味はこれから追求され始めるであろうと思います。そのための条件として、目に見えるバリケードの中に何を、いかに形成してきたかということがあります。神戸大学の場合でいうと、大学措置法成立後、もっとも早くバリケードが解除されましたけれども、バリケード形成以前から一貫して自主講座運動を続けていたために、解除されたということがそれ程打撃にならなかつたのです。それはかりか、最後までバリケードで徹底的に活動したのは自主講座運動であつたし、またその後の授業再開、試験強行にたいしても、もっとも戦線的に反撃したのは、我々の運動でした。

我々が活動する空間がそのままバリケードになつてしまふ。例えば、この教室を授業で使うとしますと、ここを占拠して、自分達の問題提起をおこなう。別にロッカーとか、机で封鎖し

なくても、我々の存在がそのままバリケードに転化していく。しかも、移動可能なわけですから、いたるところに出没して、ゲリラ的にバリケードを運動させていくわけです。これは不可視の領域へまで拡大していくべきだと思います。

三番目は、我々の自主講座運動のテーマはどういうものか、ということですが、これは明確に定義をすることは不可能だと思つて、むしろ、不可能である様な運動を目ざしているのです。まず、明確な規定をして、これこれに近づこうという風な運動論はもはや破産したと思います。我々が創り出しうる最も深い情況に我々自身が存在すること、そのことによって引き寄せられて来る一切のテーマが自主講座運動のテーマであるし、その時やってくる全ての人間が自主講座運動の参加者になるわけです。だから、毎日、過渡的なテーマはかかげておくけれども、そのテーマどおりに進行するかどうかは分らないわけです。テーマをかかげることによって、そのまわりに変化が起ります。そして様々な力関係でこの部屋ならこの部屋に問題が殺倒してきます。反論や撤去命令や機動隊導入など。その様な変化がそれ自身、持続的体系的な自主講座のテーマに合流するのです。そこにはじめて、学ぶことの怖しさが何重にも予感されてきます。いまのところ初期にくらべて、目に見える意識的な参加者はおそらくここにおられる人数よりも少ない場合が多いと思います。しかし、目に見える参加者が多いとか少ないとかということをそれ程、気にしないで良いと思うのです。少なくとも二人いれば、永続出来ると言う確信がありますから。

四番目は、いわゆる全共闘運動が崩壊した、ないしは危微的状況にあるといわれています。これは確かにそういう面もあるとは思いますが、私は全共闘運動という概念そのものを飛躍させる時期にきている、飛躍させる人にとっては決して崩壊してはいないし、今やまさに粘り勝ちとして居る段階だと思えます。全共闘運動という概念は、自分にとって必然的な課題と、情況にとって必然的な課題とを対等の条件で共闘させるということではないでしょうか。従って、何かを粉砕するとか、打倒するとかはそれだけでは、スローガンになり得ないのです。必ず、それと対等な自分のスローガン、自分だけの言葉によるスローガン、それがうまく表現できるかどうかは別として、そういう自分のスローガンを対等に結合させえない限り、決して或るスローガンを荷いきることは出来ないし、まして命をかけることは出来ないだろうと思えます。

私にとっては、それは、ご承知の方もあるかと思いますが、私も、いくつかの作品、たとえば、A包囲Vとか、A六甲Vとか、そういった作品を本場に時々空間の中に生かしていく、そういう作業が別の面で大学闘争に参加しているといえるに過ぎないのであって、決して私は、大学闘争が正しいからやっているのでもなければ、学生諸君が正しいから支持するのでもないのです。そのような方向性を持統化することが、ある意味では大学闘争にもなり、それをこえていくという関係だろうと思えます。

五番目は、これは一年におよぶ闘争過程でつくづく感じたのは、人間の幻想性の運動が最も詳細に歴史的な問題をえぐり出しつつ展開されてくるのです。つまり、人間にとって知識とはなにか、文化とはなにか、そういった一切の問いが個々の階級的存在に対して、大学闘争を契機として問われているのです。だから、それをただ単純に階級闘争の前段階であるとか、あるいは安保闘争と結合すべき課題であるという水準で捉えるならば、決して大学闘争は捉えきれないと思えます。大学という言葉に、記号A、VをつけてA階級闘争がもっとも幻想的に展開される空間Vという風によみかえない限り、決して大学闘争は捉えきれないと思えます。ですから、私自身は大学にいるときは大学でその問題を追求しているにすぎないのです。家庭にしようとして、工場にしようとして、どこにしようとして、幻想性を媒介にした問題は我々すべてにとって既成の概念や行動では捉えきれない危機的な状態に達していると思えます。大学闘争の課題は実は全ての人間が現在つき当っている課題を、最も拡大して、最も深刻にえぐり出しているにすぎないのです。そういった特殊な条件を徹底的にとらえ直さないかぎり、大学闘争の真の生命力をすててしまうことになると思えます。

報復ということから少し離れたら、報復は最終的には一行の詩を書かせることではないかと或るとき、ふっと思ったのです。相手をなぐることもなければ、殺すことでもない。或る情況に原罪性をもってかかわっている全ての人達が一行の詩をかかざるを得ない様な現実的条件を作りだす、それが本当の報復になるであろうと思えます。だから団交にせよ、ゲ

ですけれども、報復とはなにか、復讐とはなにかという問題です。目の前でたくさんさんの全共闘の学生諸君が血を流す。これはもちろん本場に許せないことです。しかし同時に、それと一見関係ない場面でこやかに会議をしている、あるいは仮病を使って家で寝ている、あるいは海外に留学と称して逃亡している、そういう一見流血と関係のない、政治性とも関係のないような場にいる人間の存在形態が最終的に血をあふれ出させるにすぎないのです。ですから、私自身の感じる憎悪は、単に流された血を見て感じるのではなく、それを生みだした諸関係全体に、皆の目が向けられないということに対する憎悪なのです。単純に、なぐられたからなぐるとか、殺されたから殺す、そういう関係だけでは決して本場の報復は出来ないのです。むしろ、それらと一見無関係な場所で行なわれている惨劇に目を向けられないかぎり、決して真の報復は出来ないだろうと思うのです。まさにそういう関係が大学という空間で最も象徴的な形で展開されているにすぎないのです。大学という空間はこの社会において、もっとも幻想的な空間であろうと思えます。たとえば工場労働者が労働を拒否するといえ、すぐ解雇処分になるでしょう。ところが、大学の場合は現に私自身がそうであるように一年近くたって、まだ処分するかどうかでもめている。それは普通のブルジョア社会の空間で行なわれている現象よりも非常にゆっくりと、スローモーションのフィルムを見るように、きわめて緩慢に展開されることを示しています。ある意味では恵まれているともいえませんが、別の意味でいうなら

バルトにせよ、それらは一行のまだ表現されない詩へ向かっての行為であるし、あらねばならないのです。そうでないようなバルトはおそらく自分自身にはね返って、マイナスの面しかもたないだろうと思えます。

六番目の問題は、一番目の問題とかわかってくるわけですが、我々が打倒しなければならぬのは、決して体制だけではないし、機構だけではないということです。それと同時に、我々自身の表現の根拠、我々自身が表現するときの根拠をも含めて変革しないかぎり、何一つ始まらないだろうし、それは古い形の階級闘争に還元されてしまうと思えます。いいかえると、闘争過程において自分がどのような言葉をつくり出したか、どのような言葉にひかれて、それをになつてきたかという問題です。常に人の言葉で戦い、人の言葉で死ぬということは、本当に戦うこと、死ぬことになり得ないと思えます。ですから、先程もいきましたように、情況にとって最も必然的なスローガンと同時に、自分にとって最も必然的なスローガンを作り出さないかぎり、本当には戦えないし、戦いを永続化できないでしょう。ということとは、自分をどのように表現させる世界の根拠を、自分が叫び声をたてざるを得ない根拠というものを徹底的に追求することであって、それは政治という領域をはるかに超えた行為だと思えます。そして、それがその真の政治性のはじまりでしょう。

私がいや応なしにとらえ、同時につきうごかされているいくつかのテーマのうち三つのものについて語っておきます。

9

最初のテーマは表現の階級性という問題です。一つの文章、一つの言葉があると、それがどこで表現されたかによって、全く意味を変えてしまいます。たとえば、教授会の中でAという発言がなされ、学生諸君の集会でAという発言がなされるとします。言葉としてはまったく同じであるにもかかわらず、それが現実過程において持つ意味は決定的にちがいます。それは階級闘争の問題であると同時に、言葉の本質にかかわる問題でもあるわけです。このことは沈黙についても言えます。教授会の中で決して発言しない、あるいは団交で追求されても決して発言しない、責任追求されても決して発言しない、そのような沈黙が問題である場合、意味はゼロかというよりはむしろではないわけです。沈黙もそれなりの階級性をおびてしまうのです。これは階級性という言葉ではおおいつくせない、むしろ原罪性というべき問題だろうと思うのですが、そういう問題が本質的に提起されたのは大学闘争においてだろうと思うし、この点をはっきりさせておかないと、我々の語る言葉は全て死んでしまうと思います。

二番目は空間性に関する問題ですが、これは闘争の過程にしたがって多少、変化してきます。最初の段階では、権力を持たない者は空間を持つことができるという形で提起されました。そういうテーマによって、我々のパリケードが開始されました。その次の段階は、パリケード空間とはなにか、つまりパリケードという概念をどこまで飛躍させるのかという問いです。物理的封鎖がパリケードのものではない。むしろ、我々の置かれて

っているのです。闘争には笑いが不可欠な要素だろうと思うし、最もよく笑った者が大学闘争の勝利者ではないかと、此頃、思うのです。決して、深刻な、不気味な顔をしてやるものではなくて、いわば大学祭を永続化しうる力量だけが闘争を支えていくのだと思います。

三番目のテーマというのは、連続性に関する問題です。これは具体的に二月三日、神戸大学の教授会が私の処分を検討しはじめた日、我々自主講座実行委員会は会議室へ突入り、一人一人を徹底的に追求しました。それ以後、教授会は開かれていませんが、いつ学外で、機動隊に守られて、私の処分を強行するか分らないのです。したがって、その時間も、場所も、議題も不確定になった教授会というものにたいして、我々は常に準備しては日付があつたわけです。何月何日には、これこれがあるから結果せよ、闘争方針もそれから逆規定されて、こうしようという形で、闘争が組まれました。しかし、もはやそういう段階は終わったと思うのです。不確定な連続闘争の時代が始まったのです。これは大学闘争に限らず、一切の政治闘争、階級闘争についてもそうだけれども、日付の闘争というものはもはや終わったと思います。日付をこえた連続闘争に真の意味で武装して行かないかぎり、敗北は決定的でしょう。この場合、武装というのは、単に軍事的な武装ではなく、闘争の本質をいかに引き出し得るか、闘争をいかに飛躍させ得るか、という暴力的な問いかけです。だから、今連続性を日付を超えろという表現で語った

た本質的な断絶の一つの断面が封鎖であるにすぎない。我々がこんなにも断絶していたのだ、こんなにも階級性の中に置かれて来たのだ、ということの影にすぎないと思うのです。とすれば、パリケードというものは決して大学だけに存在するものでなくて、家庭の中にもあるし、人間関係のなかにもあるし、国家という圏境をもつパリケードもあるし、A・Vという記号としてもあるし、その他無数に存在しうるのです。つまり、無数にA・パリケードVが存在しうることを明らかにしたのが、目に見えるパリケードにすぎない。パリケードが解除されてもお、運動が存続しうるとすれば、そのような不可視のパリケードをとらえた度合だけ、運動は存続すると思うのです。ですから、封鎖解除された瞬間にがっかりするならば、恥じるべきだと思います。むしろその瞬間から自分にとってのパリケードの意味が問われ始める。自分にとっての闘争が開始されるのです。それをどこまで荷って続けるかということは未踏の状況における一人一人の問題であるけれども、それを荷って行けないならば、実は今まで何も戦って来なかったのだということになると思います。我々の模索の一つの応用例としていうならば、これぐらいの教室を占拠し、六ヶ月以上、毎日毎日、日曜日も含めて、自主講座運動を展開して来たし、ゲリラ的に様々な教室、或る場合には街頭や風景に、出没して、体制側にとっては全く手のつけられないような存在になっているわけです。我々はその事を理想的な形だと決まっていたわけではありませんが、むしろ、自分でマンガ的な行為だと思ひ、笑いながらや

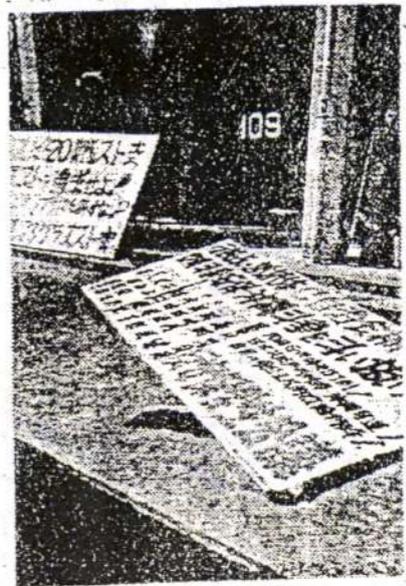
けれども、それは同時に今までの闘争の枠をはみだす、最終的には闘争という概念をすらはみだすという意味での連続性をさしています。大学闘争は決して大学だけに止まるものでなく、全階級の問題にひろがっていくだろうし、個人の生活の二十四時間をおおっていくだろう。決して、パリケードに入ったときとか、デモに行っただけが闘争ではなく、二十四時間をおおいつくす連続闘争になるだろうと思います。そうでなく、あるときには闘争し、あるときには眠る。その眠りは夢の組織論から切り離された眠りであってはならないと思います。なお、ここでいう夢は、睡眠というよりは、私の表現でいうと、A情況から最も近い夢Vを志向しているのです。三つのテーマ、即ち階級性、空間性、連続性について、舌たらずにしゃべりましたが、三つとも全部、A性Vがついており、なにかセックスに関係があるかもしれないなあと思ったりするのですが(笑)、それは今後の追求課題の一つとして残しておきます。

(編集部註) この原稿は、一九六九年一月一四日、都立大学で語られたものに、加筆していただいたものです。

10

自主講座

大学革命
への模索



大学の「正常化」が進んでいる。「闘争で提起されたものを受けとめつつ」といいながら、その実態は、権力学生を鎮圧しつつ、産業国家に見合った「人材」をスマー

トに合理的に養成することであろう。いっぽう大半の学生は、疲れは

て、あるいは体制路線に身を置き、あるいはさまよい、あるいは単一政

治路線にのめりこんでしまった。

こうして六九年年度学年末を迎えたいまは、まさに、過去二年の大学闘

争が提起した最も根底的な問い「学問」「教育」「闘争」、そして究極

的には「人間」をもう一度問いなおすときであろう。

調査部は、そうした試みを開始した全国の大学の教員、学生有

志の協力を得て、その試行錯誤の過程を紹介し、大学革命への模索の材

料を提供したい。連載中の「激動の大学・戦後の証言」が過去の歴史の

中に闘争を位置づける試みであるとすれば、これは未来に向けてその方

向を探るためのものである。

(写真・松平其氏の自主講座がこたわられている神戸大一九九教室)

第一回 座談会 「学問・教育・闘争」(上)

その多様な試み

滝沢 九州大学の自主講座、自主ゼミは去年五月二〇日、文学部が無期限バリケード・ストライキに入ってから、その中の各研究室でやってきました。教養部でも若干やっております。一〇月一四日にバリが解けてからも、五つぐらいの

ゼミが残りましたが、大体大学院とか学部という区別なしにやっています。吉本隆明の「情況への発言」、ヘーゲルの「キリスト教の精神とその運命」、キルケゴールの「死に至る病」、マルクスの「経世草稿」などを徹底的に読もうというこ

とです。

それに私が秋田明大君の「獄中記」を

見てたいへんおもしろかったので、ぜひ

みなで読んでおもしろいと思ってはじ

めました。いざれにしろ、身分にもイデオ

ロギーにもとらわれず、「民権も来い」

「市民も来い」という調子でやっております。

もう一つ、数学の倉田令二朗さんたち

が技術論を中心に試みているのがありま

す。これまで広重徹さんや星野芳郎さん

を招いて話を聞き、あと徹夜討論をやっ

ています。大学が教室を貸さないとい

うこともあるようですが、がんばって取る

ようにしているようです。

折原 東大の場合、自主講座に類する

ものは、一昨年の闘争の盛上るころか

ら各学部でさまざまな形で行われてきま

した。そのなかでもとくに目立ったもの

として、「DICC」(破壊即創造)の東京

地区解放大学があります。敵対性、開放

性、継続性という三つの基準を立てて学

闘争を徹底的に闘いぬき、それを媒介

として帝国主義に対決していく、つまり

単位認定権や成績評価権などをテコとし

た大学の常態的な支配の構造をあげきだ

して、諸権限を剥奪し、公教育体系解体

に迫っていく、というものであったので

す。いまでも高校生・浪人部会(「教育

秩序に総反乱を！ 全都高校生・浪人闘

争連合)と労働者部会がそれぞれ発展

した形が残っています。

中岡 連続シンポジウム「闘争と学問」

というのがありますね。

折原 昨年一月、教員有志・助手共

闘・駒場共闘の十数人が集って始めたも

ので、具体性、系統性、継続性という三

つの基準を立てています。

この闘争の中で、学生、教師の、生き

方にかかわる根底的な問題がとらえられ

たわけですが、それはまだぼんやり言

語化されないレベルのもので、おぼろげ

な予感としてあったと思います。それを

大学「正常化」の中で忘れ去ってしまった

なように、言葉によって具体的に表現



しめること、これが具体性。さらにこれまでの自由大学や反大学などがいっし

か立派なようになってしまった原因は、テーマが一回任せて終わってしまったことではな

い、か、ということ、テーマ設定の系統性

を重視し、従来の学問領域の枠にとらわ

れず、われわれ自身の問題意識を展開

していくこと、これが系統性。さらに学

生諸君が正規の授業よりもむしろ連続シ

ンポジウムに出てくるのが、現在の大学

に対するもつとも根底的な批判になる

わけですが、それがなかなか実現できな

くても、ともかく、毎週火曜と木曜の午

後二時に駒場の二〇二番教室に行けば、

連続シンポの連中がなにかやっていると

いう印象を定着させて、観客でも持統

的にやっていくこと、これが継続性。こ

れまで二〇回近くを、どうやらこれらの

基準を満たしてやっています。

最前 つけ加えますと、ぼくらのシン

ポジウムでは、自分自身が苦しんで、そ

のなかからいろいろの子感、直感として

浮んでくるものを、何とか口を使っ

てゆこう、ということがあると思いま

す。文字に定着させて、それを目で見な

がら、口から発音していくのが、普通は

くらは多い。それを何でもいい、直接

口から出していこうということに突

敏感にとちえて、出てこなくなりまし

し、そうなることを主催する側は側で、効果

があるかどうかという議論に終始するよ

うになって、やめてしまおうのがこれま

で、バスターンなんです。

北村 同志社の場合、去年の六月から

全学にバリケードが広がっていきな

か、いくつかの自主講座が開かれました。

一応プログラムをもってやったのは、一

つは文学部の教育学専攻、もう一つは法

学部です。それらが行きつづまり、夏休

みを越えて秋の政治の季節を迎え、バリケ

ード自体が固定し、ほとんど学生が中

にない状態がしばらく続いたころ、教師

からかき回すものを提起しなまかなら

ないんじゃないか、ということ、教師が呼

びかけて始めたのです。一〇月の中ごろ

から一月はじりまで続きました。

折原 どう評価されてますか。

北村 ある程度成功したのではないかと

と思います。キャンパスがややにぎやか

になって、延べ千人を超える学生が入っ

てくる状況だったので、ただなに

ゆえに自由大学を開くか、理念が統一さ

れていたらいい。固定化した学園

出席者(50音順) 折原 浩 (東大助教) 北村 日出夫 (同志社大助教) 最前 悟 (東大助手) 滝沢 克己 (九大教授) 中岡 哲郎 (神戸外大講師) 松下 昇 (神戸大講師)

中岡 現在は?

北村 一二月に強制捜査、機動隊の一

週間留を各学部で授業が再開され

ました。そういうなかで自由大学をやっ

ていた教師と学生が集って、もう一度考

えてみる必要があるということ、昨年

朝日ジャーナル

11

1970. 3. 22

10

朝日ジャーナル

事れこの同志社大学とは何か」という
シンポジウムをもちました。話の焦点は
やはり自由大学をどう再開してゆくか
結論は出ませんでした。

そこでは、一つは、個別的な研究会へ
分散しようという意見と、一つはそれで
は不十分で、軸になるものをつくってい
かなければならないという二つの意見が
出てきた。現在はとりあえずこの二つを
並行してやってみようというので、い
くつかの個別研究会は一月から行われ
ているし、軸になる講座は四月以降再開を
目標に準備が進められています。

中岡 神戸外大の自主講座は、解雇さ
れた松下山さんが火曜、夜が木曜と火
曜の夜、小川(正巳)先生(独題)が日
曜、それから小川先生を含めて、
教授会から出た、というより追出されて
しまっている六人が大学院生と共同主催
の自主講座を木曜に行なっている。これ
も自主講座運動に入れてよいと思います
が「原点」という論議を出しています。
多くの場合、出発点は、授業をしない
と言った去年の六月です。それまでは、
学校が全面的にカリキュラム改正をしな
ければ、講義も拒否して履習届を出さな
いという大規模な運動がすすめられてい
ました。それを学校は切りくずして、履
習届の提出をせよと、全学生二二〇〇
人くらいの小さな大学ですが、二〇〇人
ぐらいたくして履習届が出た段階で大学
は攻勢に転じ、一週間は期限をつけて
履習届の提出を打ち切りました。その



とき百何十
人かの学生が
提出しないま
ま残った。
断食をする
と言った人間
に向って、そんならおまえはめしを食わ
んのだぞといって、めしを与えないで、
その目の前でみんながめしを食ってみせ
る、そういうやり方は、教師としての匠
の基本感覚に合わないから、私は正規
の授業に応じないことを表明し、いまに

時間と空間と

松下 ぼく自身は時間的には重層して
生きているような気がしています。
たとえば朝の上では一年前に起きた問題
が、あるものは時計でいけば一年以上
ないし、あるものは一年以上以上しているよ
うな感じがあるし、無数の問題が、それ
ぞれわかれ形ではよく立ち回って
る。

一年前に開始されたぼくらの自主講座
運動では、占拠している空間にやっ
てくるとしての人が参加者であるわけで、機
動隊もそうだし、正常化の第一日に教養
部長が退去命令を出したとき、「あな
たを自主講座実行委員会に任命する」とい
ったら、非常に喜んで帰った(笑い)。今
日も毎週日曜にやっている拡大自主講座
実行委のつもりで、ロケットアクト前の
この部屋でぼくらの問題提起をしたい



氏
ら。そして成
績・単位制度
とか授業へ復
帰した闘争者
全体に対する

と意思です。
中岡 話題になつていて、また誤解さ
れている零点問題、落書問題、真昼の自
主講座について――
松下 最初のは、ぼくが全員の答案に
零点をつけたことです。いままでは教官
が採点をすれば、それで点数がきまった
のですが、ぼくが零点をつけたら、それ
に反発する学生が出るだろう。彼らも
しぼくのところにいけば、彼らを教授会
公開闘争に誘い込むという形をねらったの
です。成績評価は最終的には教授会で決
るわけですか
氏
ら。そして成
績・単位制度
とか授業へ復
帰した闘争者
全体に対する

評価でもあります。
最首 二番目の落書では相替賠償を請
求されていますね。
松下 ええ、落書という概念を転倒さ
せる必要をどうしても感じました。人に
見られないように書く落書から、公然と
自分の最高の表現を、敵側が重要視する
空間に登場させる落書へ。全共闘諸君も
いろいろ落書はしましたが、奇妙なこと
に黒板だけポカリを残していた。ぼく
は黒板にペンキで落書を登場させた。落
書を、一つの自主講座運動として、また
新しい形のバリエーションとして展開したわ
けです。それに対する権力からの賠償要
求が、ぼくという固有名詞をねらってき
ている。しかしこれは、かれらにとって
脱出可能なワナになるでしょう。また
一切の表現者が、何をどこに表現するか
という空間性を問われている。そういう
学園闘争の枠をこえた問題が引出せま
す。

中岡 三番目の真昼の自主講座とは？
松下 代理教官による授業を拒否す
る、と声明し、これに対する当局の誤解
を逆用しつつ、わたしの(授業)のある
日の昼休みに、参加自由の自主講座をや
ることにしたのです。これは一〇九教室
を拠点とする闘争を継続しつつ、物理的
・意識的な空間性の拡大をめざしていま
す。三つとも、かりにぼくのやり方が見
かけの成果を上げなくても、無数の応用
の方法があるはずですよ。
実は助手共闘が時間割に組込まれた演

論・文・募・集

私としての70年以後

六〇年安保闘争の、七〇年ということばは、単なる年号としてではな
く、戦後日本史のあり方が問われるべき集約点として見つめられてきま
した。いま、七〇年が現実のものとなったとき、人びとの期待は拡散し、歴
史の流れは不確かな未来にもつれこもるとしていかにかみえませう。

しかし、人間は状況によって生きさせられるだけでなく、状況に主体的に
かかわり立ち向う存在でもありませう。本誌が昨年一月から、読者のみなさ
んに開放された「70年論壇」を掲載しつつ、また今年初頭に特集「仮説・
70年以後の抵抗的人間像」を企画したのも、そうした視点に立つての、処士
損傷を待望したからにはかなりませんでした。

課題のワケはゆるやかに取りました。論文の内容、所論の射程は自由にお
考えください。あらためて七〇年六月の意味を、自己とのかかわりや掘りさ
げたい方もあるでしょう。もちろん、七〇年と七〇年代をつらぬく原理的探
求の場としていたたいても結構です。政治、経済、科学・技術、社会、文化
・思想の領域にも、また労働運動、学生運動、文化・サークル活動、家庭や
地域や職場においても、各自それぞれに思いをひそめるべき問題があふれ
るようになっています。

とらわれぬ、自由で清新な好編を期待します。

▽原稿枚数 四〇〇字詰原稿用紙三〇枚以内

▽締切 五月末日(同日消印まで有効)

▽送り先 東京都千代田区有楽町二の三 朝日新聞東京本社出版局「朝日
ジャーナル」論文募集係(郵便番号一〇〇、封筒に「応募論
文」と明記のこと。原稿はお返ししません)

▽応募資格 いっさい制限ありません。原稿の末尾に、おとこ、お名前、
年齢、職業(学生は学校名)、電話(連絡方法)を書いてくだ
さい。論文は未発表のものに限ります。

▽賞 金 優秀作一三〇万円、準優秀作一〇万円、入選作一三万円

▽発 表 七月中旬の本誌誌上で。

朝日ジャーナル編集部

遊びと単位と

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて

遊習を、わざと土曜日の午後にするらせて自
主演習としてやっております。一般学生も参
加していただきますから、学校側は単位問題を
論議せざるを得ない。認めることすれば、
ぼくの自主講座も認めざるを得ない、拒
否するなら両方拒否せざるを得ないので
最首 実に楽しそうですね。
松下 この三つは、自主講座のすべて



沈黙の世界史

全13巻



発掘発見のドラマを通して
古代史の謎を解く……

第5回/好評発売中!
王と神とナイル
エジプト 東京大学講師鈴木八司

悠久のナイル河畔に空前の文明を築いた古代エジプト人の信仰と情熱のドラマ——その神秘に憑かれた人々の波乱に富む発掘発見の物語を通じ、古代エジプト文明と命運を共にした王者と神々の栄光と影を映し出すエジプト史。

*既刊4冊/好評発売中/価各570円——以下毎月25日発売

新潮社 振替東京 808番
東京都新宿区

状況をつかんでゆく。そうしますと簡単な改革論や、近代化路線はナンセンスであるし、学生と教師の関係や授業の問題も別の角度から浮んでくる。

滝沢 子どもたちのように一緒に遊ぶ、というふうにはゆけばいいですね。しかしそれはもうもの、たとえば「経世草稿」は読みにくいもので、突込んでいくとわからないところがたくさん出てくる。そうすると質問が私に集中してくる。どうもそういうことはいけません。やり方に工夫が必要ですね。

折原 わたくしの場合にも学生諸君の発言がどんどん出てきて討論をリードしていくというふうにはなかなかならない。何にも拘束されず、全く対等の人間として、その場に入らなるといって、問題をつまみわけたりあげ煮つめるといって基本原則で出発



折原 わたくしの場合にも学生諸君の発言がどんどん出てきて討論をリードしていくというふうにはなかなかならない。何にも拘束されず、全く対等の人間として、その場に入らなるといって、問題をつまみわけたりあげ煮つめるといって基本原則で出発

最前 あつという間に流れていった話君の気持はどうなんだろう。

中岡 非常におもしろいといっている人も、理由が単位だ、とはっきり言っていました。単位を除くと、要するにお前に期待しているものは何もないぞと、はっきり宣告されたわけで、さすがにガツガツしましたが、同時にもっと展望をもった運動としての自主講座でなければダメだ、とこの時反省しました。



折原 わたくし以前に同じ経験をしました。正規の授業の補講をやってみたことがあるんですが、教える内容は一貫していませんから、当然出てきてくれるだろうと思って大きな教室を借りたところ、試験前の三分の一くらいしか出てきていない。減った部分は、単位にひっぱられてつき合ってきたことになりました。

折原 わたくし以前に同じ経験をしました。正規の授業の補講をやってみたことがあるんですが、教える内容は一貫していませんから、当然出てきてくれるだろうと思って大きな教室を借りたところ、試験前の三分の一くらいしか出てきていない。減った部分は、単位にひっぱられてつき合ってきたことになりました。

北村 京大理学部で、自主講座を単位として認めるという団交をしたと聞きまして、やはり単位というのはいろんなところで引つかかっていますね。

滝沢 単位という怪物にやられるという



北村 京大理学部で、自主講座を単位として認めるという団交をしたと聞きまして、やはり単位というのはいろんなところで引つかかっていますね。

折原 わたくし以前に同じ経験をしました。正規の授業の補講をやってみたことがあるんですが、教える内容は一貫していませんから、当然出てきてくれるだろうと思って大きな教室を借りたところ、試験前の三分の一くらいしか出てきていない。減った部分は、単位にひっぱられてつき合ってきたことになりました。

折原 わたくし以前に同じ経験をしました。正規の授業の補講をやってみたことがあるんですが、教える内容は一貫していませんから、当然出てきてくれるだろうと思って大きな教室を借りたところ、試験前の三分の一くらいしか出てきていない。減った部分は、単位にひっぱられてつき合ってきたことになりました。

朝日ジャーナル

1970年第1号(季刊・創刊号)

定価600円・朝日新聞社
年間予約特価・2000円

◆特集
空白と流動のアジアを考える
経済大国・日本に直言する
文革下の学生たち……成尾正治
中国経済と日中貿易……萩原定司
◆中国四半世紀年表
◆中ソ国境基本条約案

て、それがおのずから実力闘争になる、
事務の順序としてはそうだろうと思っ
ます。

そのいう点が十分ないと、どうしても
バリケードの中が日常化してきて、自分
たちの力を消耗するということがだけにな
って、しまいに機動隊が入ってくるの
を持っていくというふうなことになる
しまふ場合もあるのです。バリケード
下のあつたときから、むしろ大学の中で
は、そういうことを本気で追求していく
のが先じゃないかということ、よくは
聞いていたわけです。

一月以後、羽もツメもがれて、今
度はすつぱでやらなきゃいかんというこ
とになって、そういうことがまた出てき
つつあるのではないでしょう。

松下 ヴァルトという言葉は全共闘運
動の中でも非常に誤解されています。け
れ、最終的には「自分のへん」なるもの
から一行の時を引出すことだと言いた
い。決してなぐつたり殺したりすること
ではなく、現在敵に見えるものの沈黙の
核を取出すという行為だと思ふ。

自主講座、自主ゼミの役割についても
同じで、われわれのまわりにある言葉は
死んでいる。古典にしても死んだまま
方をしている。木当の言葉は古典の向う
側で沈黙していると思ふけれども、そこ
でも沈黙の核を取出す運動が必要で、そ
ういう両者が相まって、初めてこの世界
にあるさまざまな目に見えないものたち
との闘争がはじまるのではないかと思ひ

ます。 滝沢 自身にかぎっていいですと、
やっぱり大学の中は非常に陰鬱で、授業
に出て、ほんとうの活気がない。屍臭
に漂っているという感じは、上ほどの純
本者でない限り、現在あると思ひます。

なから自主ゼミをやろうということにな
ると、そういう学生は脱出して、雪山の
頂点をきわめようということでも集って
くる。ところが気がついてみるともう三、
四人しかいない。これは実に残念なん
だけれども、それでもやっぱりあきらめ
る気にはなれないですね。きわめるべき
頂点というのは、遠くにあるんじゃない
か、ここに実在しているからです。自分
のところ実在するけれども、私のところ
だけにあるということではなく、すべて
の人のところにある。そしてそれを共通
にするかぎり、「大学解体」といって
も、ほんとうに新しいものもできないか
らです。

最前 そういう考え方をとると、教室
をどうするかということ、外でやるか、
いわゆる授業の中に組入れてやるかとい
うことは、一義的にどうということと言
えなくなるんじゃないか。

滝沢 そう。目に見えないバリケード
は自分の内でもない、外でもない、絶対
に外といえれば外だし、絶対に内といえ
ば内で、どうしても切離せない。

その意味で教室を占拠する、その点で
抵抗関係を捨てない、目に見える形を捨
てないということは、ある場合には大事

なことをだと思ふんですけれども、もしそ
れだけでいった場合、それはある点で学
生がつくつていた目に見えるバリケード
の一変形ということになると思ひます。

最前 滝沢先生が書いておられること
には、牽引と反発と両方感じます。「な
ぜ」とも問うことのできない実在は、自
分でもつかまえない限りいくら読んだっ
てしょうがないと、惹かれながら、なかな
か読み進むことができない。

滝沢 雑のほうにも、だいたい本を読
んでわかることではないというふうなこ
とがありますね。

折原 滝沢先生がおっしゃる根源的な
実在ということについては、それが、それ
は、この茶碗のように手にとりて見る
ことも、意識の対象とすることもできな
い。しかし比喩的にいえば、それに触れ
ることができて、それに触れた瞬間、そ
こに立って視線をこらすとあらゆる虚偽
や幻想がすぐ見破られてくる。松下さん
のやつておられることも何かそういうも
のを持続させていくということじゃない
かという感じがするんですね。

わたくし、八・一〇告示のとき屈服し
そうになつていたのでありますが、親しい学生

が黙って置いていたパンフレットの中
に、「日ごろ大学革命などといっている
けど、いざとなると総長・評議会に殺さ
れたいと願うのがこわくて沈黙してしま
うハト屋さん」という行があるのを見て
ハッと気がついたので、そこでいっ
ぱん批判をはじめますと、論議の積上げと
いうより、尤も先にある問題がこんな
んと湧き上がってくるような状態になっ
て書き進んでしまった。一つの瞬間を介
して根源的なものに触れる、そういう狂
険の構造があるんじゃないか。

滝沢先生がお書きになつておること
で、弓術の極意が闇の中に一条の光がさ
してこんでくるように体得できる瞬間と
か、精神分裂病者と看護婦さんの意思が
通じ合つて火花が散る瞬間とか、マック
ス・ウェーバーも書いておられる、学問研究
の導きの星となる着想が不意に訪れる瞬
間とか。そういう瞬間はこの闘争の中で
いろいろ出てきていますね。

東大闘争家族会の「断絶を越えて」と、
が、けつしてそうではありません。大多

いうパンフの中に、獄中の子供に送った
母の手紙が収録されていますが、その中
にも、そういう瞬間があらわれていま
す。巨くわが闘いのなかで共有してき
た経験を述べて、そのような瞬間をとら
え究明してゆく、できればそれが手がか
り古典の世界に沈潜してゆく、そういう
課題を自主講座でやつていきたいと思います。

最前 折原さん返にいうと、根源的な
ものを介して人間の瞬間の出会いがあ
るといふことに、日常性に埋没している
となかなか気がつかない。

折原 だから大学のバリケードとい
うのも、それで空間を仕切り、日常性をせ
きとめることによつて、根源的なものに
アプローチしてゆくという意味をもつて
いるという気がするんです。

教師の教師や学生諸君は、一方では根源に
ひかれながら、他方では根源を正視する
ことへの不安とでもいふべきものにつま
動かされています。そのために「徹底的
に問う」という課題を放棄し、「ともかく
も学問の自由を守れ……」、「ともかく
も授業を再開して……」という既成性へ
の屈従のめりこんでしまつたのです。

その結果は「旧の木阿弥」で、日常性
の回帰や組織への没入によつて内奥の不
安をまぎらし、知らず知らずより陰湿な
自主規制になじみ、体制内に統合されて
しまつたことになりまふ。今回の学園闘争
は、戦後左翼運動のこのパターンを断ち
切る契機を生み出したと思ふのですが、
それがふたたび、弾圧と「正常化」のな
かで隔に乖れようとしているいま、わ
たくしたちは自覚的にこの契機に固執
し、いかに迂回を見えようとも、根源を
踏まえたと自立的運動をつくる方向をめざ
さなければならぬと思ふのです。

滝沢 いずれにしても時間、場所を固

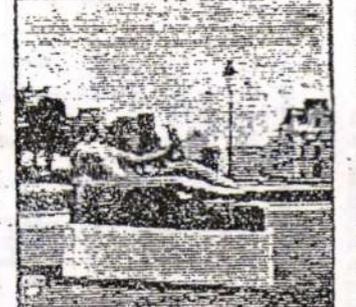
定することは非常に必要なんです。学校
にそういうものを認めさせることができ
れば、エネルギーが本場に集中できるん
じゃないかと思つて、私がそのことを書
いたら、カリキュラム委員会でも、一つ
設けようという動きが出てきた。実際
は、学生も学校も積極的に推進しよう
としないものだから、いまのところどう
にもならない状況ですが。

松下 学校側との対応で闘争の拠点を
固定するか運動化するかという問題では
ない。あらゆる空間から排除されても、
いかなる権力もくすし得ない、それ以上
の空間性をつくり、自分一人になつても
やれる拠点といったものをめざすことだ
と思ふのです。つまり、否応なしにひき
ずりこまれた闘争過程で、一つでもいい
から自分の表現を発見する、それを自分
だけの言葉でなしに他者の中にある自分
と共有する言葉にしていかなにかぎり根
底的な運動にはならないのではないでし
ょうか。

(つづく)



シフラとバリ管との初顔合せによる
最新録音盤!!
万博来日記念発売
ピアノ協奏曲—第1番
ピアノ協奏曲—第2番
（ピアノ）ジュゼッペ・シフラ
（ピアノ）シフラとバリ管の初顔合せ
AA-88225 30（ステレオ）
（PTS）クリヤサウンド



EXPO'70の劈頭を飾る
ホード&バリ管弦楽団の最新録音盤
万博来日記念発売
組曲「展覧会の絵」
組曲「マメール・ロワ」
セルジュ・ホード指揮/バリ管弦楽団
AA-88607 30（ステレオ）
（PTS）クリヤサウンド
EMI
Angel
東宝のエンジェルレコード

校正

マスコミにアプローチする現代の特技!
◆能力なきは去れ/あなたは、このスローガンにどう対処しますか、不愉快だと顔をしかめる方、当然だと
思ふ方、それぞれでしょう。しかし
社会的にも私的な生活の面からも
このコトバに積極的にならざるは
いかにはならぬ状況におかれ
ていることは確かです。能力を特
技と言いかえてもいいでしょう。特
技をもつことによつて、あなたも立
派なタレントになれるのです。

◆いろいろな特技のうちでも、現代
センスにマッチし、コンピュータ時
代でも色あせない知的な校正の仕事
が注目されています。赤エンピツ一
本でできる校正とは、印刷物を作る
段階で文字や文章の誤りなどを正す
仕事です。印刷・出版物が増殖して
いるいま、校正マンも人手不足とな
つています。このため、あなたが校
正を身につければマスコミ関係への
進出もでき、サイドワークにも最適
です。もちろん、職場での評価がグ
ーンと高まることは確実です。



■ついに刊行なつた待望の伝説的大幻想小説、騒然たる話題の裡に忽ち第五刷発売中
―かつて某誌に連載されるや三島由起夫・道原啓作・淡沢謙彦の諸氏を矚目せしめたが、その後中断され一部のみが刊行されてきた幻の作者による幻の奇作

家畜人ヤプー 沼正三著

46巻 四六四頁 二〇〇〇円

■奥野健男のこの作品の世界の中で最も幸福なのは様々な愛玩動物に改造されてイノチを犠牲に仕える日本人の後裔であるヤプーだけ。ここに家畜人ヤプーの未来性と至命性がついて人間性まで予兆できる。■磯田光一、奇想天外な構成と卓抜な性的アレゴリーによる近未来の悪夢にみちた残酷小説。■金井美恵子、一旦、この異様な悪夢が映し出される肉質万葉鏡へ入り込むや容易には抜け出せないであろう。

私はどこにいても、農民からはじきされ、各自の判断で放火せよという。とばされた。はじきさせたのはおたがい

の皮膚感覚であった。それでも村民向けのガリを切り、版画グループが中国ふうの版画をそれに刷り入れ、配布する。それを日課として一〇日近く続けた。

七月九日、ダム労働者の経済要求がようやく芽ばえた。当時彼らの一日手取り二五〇円、残業二時間六〇円、それから食費、寝具、タバコ一個五分、丸筆手差引かれる。お盆が近づくと内金五五〇円、二日手取り三〇〇円に上げろという要求をよつけることになった。

その未明、ダム地点近くで総監会議が開かれた。『ダム可燃物に放火する。この作戦のため、水川、小河内両には「軍事」が岩を落して警備隊を阻止する。これを機に根拠地を固める。その支援と労働同盟のため京浜労働者三千人がすでに多摩川を越えた。討論も論議の裏づけもない告示であった。パイプ印のマッチ一個を渡

され、各自の判断で放火せよという。私ももう一人の旧分派は強硬に二時間の皮肉な労働者もその「軍事」の点で宣伝、教育工作もしていないこと、この日の闘争が放火闘争の争ではないことを主張した。しかしまたしても「多数決をみとめぬ。コト戦争に闘争は全員の一致を求めろ」という論議がつづいた。

反対意見のまま、闘争に参加、逮捕第一号になり、短い山村工作隊の生活の幕を閉じた。私は早すぎた逮捕のため闘争の一部始終を見ていない。しかし、指導的な労働者出身同志をよくめ、だれ一人放火したものはいない。現実の労働者大衆の意識は、まとまりやすい。お盆手当だけにしぼられていた。それが数カ月にならなう、苦しい仕事をその飯場でつづけた同志のようやく獲得することの出来た成果であり、それ以上ではなかつた。

都市詩人田村隆一が人間の真の文明の発見をめざし編集する新刊誌
『都市』の発行を受けたい創刊号に続き待望の第2号刊行迫る
『都市』を中心とする
文学芸術季刊誌
発行所 東京都千代田区千代田2-25-5
B5型 250頁
定価 1000円

都市

第2号

都市出版社 TEL 570-0833
東京都千代田区千代田4-22-13-102

この事件で公務執行妨害、暴力等取締令違反で実刑を宣告(執行猶予)されたが、小河内事件第一次、第二次、第三次、計一五人の被告はだれ一人控訴していない。情勢は六全協によって全く変わったからである。

入獄中五二年九月の衆議院選挙で、小河内の投票が工作以前より一票減り、七票にとどまったと聞いた(その選挙で共産党はすべての議席を失った)。その後、早大からの学生工作隊は弱まりながらもつづき、延べ一千人近くに及んだという。

当時の軍事方針は、アメリカを解放軍と規定して始った誤謬にみちた戦後史の中で、一部のあやまった「極左冒険主義的傾向」として、疑子運動の狂いのようにならなう。これについての公然たる点検と総括はなされなう。今日にいたっている。現日本共産党指導部は、そのことを六全協とひきかえにドブに捨て

た。今日の「軍事論」に何がだれに引きつがれたであろう。『面従腹背』でしか生態学的に生きられなかつた時期の自分を空も正しいとは思われない。多かれ少なかれ同じように裂かれたまま生き、闘った仲間も多い。その人たちが六全協で、激しいショックをうけ、以後六全協ノイローゼがつづいたといわれる。私はいわずもやの第一次全学連の解体期に、外も内も含めて、私にとつての党を見失っている。その後、日中友好協会(執行猶予期間中)、一兵卒として働いたつもりである。だが六全協は、『なるほど今度はこちら言いか……』という感慨しかなく、それはよろこびでも悲しみでもなく、ショックでさえあり得なかつた。「ボムシエビキ」「党」は私の中でさらに希求の対象となる一方、現実の党がどのようにならなうと、もはや驚き狂うことにならなう。

自主講座

座談会「学問・教育・闘争」(下)

大学闘争が、人間の生き方を問う以上、大学革命をめざして自主講座に参加する教師は、当然そこに身を置く主体のあり方を問題にする。「授業拒否は――」研究することは――「教師とは――」

出席者(50音順)

- 浩夫 (東大助教授)
- 日出 (同志社大助教授)
- 悟己 (東大助手)
- 克己 (九大教授)
- 哲昇 (神戸大講師)
- 原日 (折北)
- 村首 (最滝)
- 沢岡 (中松)
- 下松

「授業拒否」をどう考える

■ 授業拒否をしてはいる教師たちに対して、強圧とともに、さわらぬ神にたたりなしと神棚に祭りあげて、関係をつつ傾向があります。そういう背景をもつ授業拒否の継続と自主講座の関連をついていかなうと、神さま同士の話をいかにすると思ふんです(笑い)。特に四月新学期からどうするか、そのへんから自主講座の方法論の迷いも出てくるのではなうでしょうか。

■ 松下 拒否は授業するか拒否するかで迷ったことではなく、気がついたら当然のように拒否していたという感じですか。

■ 松下 この一年間の過程で自分の固有名詞で発言しなかつた人間は、強くは信用しないのですが、一方で条件が違えば、だくのかわり、いわゆる造反教師と言われかねないのに、ちよつとした食差いで発言しないグループにまぎれこんでいた人たちがいると思うのです。ここに集った人たちは虚数的に交差する膨大な目に見えない反乱者の群れがあったはずだと思ふし、今後もあるだろう。それをいかに取出すかということが、前号で言った沈黙の核を取出す課題とも一致すると思うのです。

■ 松下 それを大まじめにやるだけではない、人間のあらゆる感覚を解放する過程でやっていたいと思ふますから、最後に笑う者が――といいますが、最大限に笑う者が勝つんだらうと思ふます。われわれは空間をたたき出されようが、どんな弾圧を受けようが、笑える間は勝っていると思ふんです。



扱と結びついている。要するに、教師としておれは受講届を出さなかつた百何十人の側にいるぞ、という意思表示であるのです。封鎖が解除されたあとも、広くは研究室へ入らない。そのことも、そういう自分の場所と非常にはっきり結びついている。多くの場合、自分の拠点となる空間は全然ないので。学校へ行っても、寒くなつてからは大体生協のバーナードにいるか、あるいはあいている教室を見つけてそこでストーブをつけている。そこへ学生が入り込んで議論が始まる。それから教師の身分としては、よくは講師以上にはもう上がらないということに決めている。それは自分自身が教師として、ある意味で一切を奪われたような状態に身を置くことです。そこから何かを開始しよう、その場所が一番いい拠点になる、と考えているからです。

折原 わたくしの場合、最初は、一方の学生をだまし、一方の学生を機動隊でたたきつぶしたりして授業を再開するよきな破産者なことはやれないということ。授業再開強行拒否だったのです。

ところが教育が「教育」と称してやっている日常的な授業の実態は、単位認定権と成績評価権をデコに学生を秩序に包摂して、自に見えない強制を加えている支配構造そのものであることに気がつきました。東大の「自主改革」は、「合理的」カリキュラム編成と成績評価の厳格化によって、学生を「学習」にかりたて、授業に金縛りにする。さらに、そこで生じてくる学生の不満や疎外感という非合理的な人間的要因を、学生をあたかも主体として扱うかのようなポーズを示して操作するために、「学生参加」を制度化する。いわば、ティーチャー・システムの大学版と「人間関係管理」の大学版をワンセットにした「近代化・超近代化路線」なので、その末端における基本的要素が、単位認定権と成績評価権なのです。

中岡 その諸権限を粉砕する？
折原 それはできなくとも、それを身をもって否認することによって問題をつきつけていく。それで帝国主義的再編に反対すると同時に、自立的な研究教育活動を展開するかなめにしてゆくということ。現在は授業拒否をわけです。

北村 北村はだいたいどう？
折原 同志社大学の「自由大学」に軍直を疑問を提起しますと、なるべく規則をつくらず、流動したカオス状況の中で、はじめて真のコミュニケーションや

模索や教育ができるという理念をかかげられたと思うのです。この理念は正しいと思います。ところでその場合、当の流動的な状況がどうしてできたかといえ、それは、学生諸君の闘争によってです。昨年の「自由大学」は、それを前提としていたと思うのです。

ところで、機動隊導入・授業再開によって「正常化」が進行しているいま、なお右の理念が生きているとすれば、当然今度は、教師自身が、「正常化」を支えている授業という構造をつき崩すことになって、みずから当の流動化を生み出さなければならぬ。そうでなければ、「自由大学」は、教師自身の自立した闘いとありえないと思うのですが……。

北村 折原さんの言われたことは、論理的にはそのとおりだと思うのですが、論理的に大して比重がかかっている。むしろ自分の研究を再開できるかどうかが大問題です。いったい何を目的として研究をやりたいのか、それに学生諸君の

問いかけがもたら合わさつて、今はどうしても再開できない。しかもやりたい気持はいっぱいある。そういう矛盾、分裂をどうするか、よくが自主講座に加わらざるを得ない必然性があるし、科学的・内面的批判とは何かを問いつめるような動機にもなっています。教育的配慮というより、まさに「わがごとくとしての自主講座」なんです。

折原 いやそれは、よくにしても……。
滝沢 実験の再開ができないというのは、いろんな外的条件やいままでの生物学それ自体というより、むしろ生物学の、いわば全人生、全社会における位置とかいう問題ですか。

北村 折原さんの言われたことは、論理的にはそのとおりだと思うのですが、論理的に大して比重がかかっている。むしろ自分の研究を再開できるかどうかが大問題です。いったい何を目的として研究をやりたいのか、それに学生諸君の

あつても、全国の大学ということでは完全に少数派である。そこをおさえないと今後の運動を考えるうえで役に立たない。

滝沢 人間の生活がみなある表現活動だとすると、原点に直接かかわってくる表現活動は、いわば安息日みたいなものです。現実の生活には、週日もあるわけですから、それを安息日の替みだけで押えようとする、実際のこととしては、無理がくると思います。たとえ学生では、永久留年が初めから決まるようなこと

あり、試験問題になったり、博士論文のテーマになったりすることではないか。また学問の系統性と教育における強制の要素とは本質的につながつていないかどうか。これらはみな内的にからまった矛盾なので、「拒否」ということが矛盾の解決のきめ手に果してなるだろうか。

折原 中岡さんは、学問拒否と授業拒否を混同しておられると思います。よくは学問拒否は絶対しない。むしろ、授業を拒否するのは、単位認定と成績評価による外的強制と不平等関係をとりはらって、学生諸君とともにいよいよ研究を充実させていくためのものです。

また学問の系統性を学生に教えようとするならば、そこらわいば学問内面的な強制がでてるわけですが……、その学問内面的強制と、単位認定と成績評価とい

研究、教育そして……

あつても、全国の大学ということでは完全に少数派である。そこをおさえないと今後の運動を考えるうえで役に立たない。

滝沢 人間の生活がみなある表現活動だとすると、原点に直接かかわってくる表現活動は、いわば安息日みたいなものです。現実の生活には、週日もあるわけですから、それを安息日の替みだけで押えようとする、実際のこととしては、無理がくると思います。たとえ学生では、永久留年が初めから決まるようなこと

あり、試験問題になったり、博士論文のテーマになったりすることではないか。また学問の系統性と教育における強制の要素とは本質的につながつていないかどうか。これらはみな内的にからまった矛盾なので、「拒否」ということが矛盾の解決のきめ手に果してなるだろうか。

折原 中岡さんは、学問拒否と授業拒否を混同しておられると思います。よくは学問拒否は絶対しない。むしろ、授業を拒否するのは、単位認定と成績評価による外的強制と不平等関係をとりはらって、学生諸君とともにいよいよ研究を充実させていくためのものです。

また学問の系統性を学生に教えようとするならば、そこらわいば学問内面的な強制がでてるわけですが……、その学問内面的強制と、単位認定と成績評価とい



構造

四月号・一六〇円

特集 レーニン主義と現代革命

レーニンの国家論……… 広松 渉
 赤軍前史の一ページ……… 湯浅 勉男
 レーニン党の原理とその検証
 津田道夫・菊地昌典・岩田 弘
 現代革命論とレーニン哲学……… 三浦つとむ
 「帝国主義論」の今日的意義……… 馬場宏二
 プロレタリア革命党(7)……… 藤本進治
 敗北の教訓……… 佐野茂樹

経済構造社

東京都中央区京橋 2-4
(272)2659 電話 東京 58854

う外的強制手段を用いることを、授業という形をとらなければ学生がついてこないという現実があるからといって、混同してはならない。外的強制から自由になつてこそ、教育関係と学問内の強制が純化された形で発現してくる。

北村 わたしはそのように受取らなかつた。学問・研究・教育が同平面で三角形を結ぶとは考えないが、学問・研究は拒否しないでやるといっても、その中心何らかの教育を担込んでいかなければならない。その教育の場は、自主講座だけであろうかという疑問をもつ。

折原 研究あるいは教育から、論理的に授業に飛込まなければならぬというところは、出てこないんじゃないでしょうか。

北村 単位認定権と成績評価権から攻めると授業は権柄になります。一方自主講座に学生を引張ってくることはできない。意識的、自主的に自主講座に出てくる学生との緊張をもつた相互批判は教育

の理想だと思つては、出てこない学生にコミュニケーションのネットワークをどう結びつけるのか。単位や成績にしろばらばら学生にどう対応するのかを追求する必要があります。

折原 いままでは、研究の余暇に競争をやつてきた。これを逆転して、競争の余暇に研究しようじゃないかという助手がいます。働かざる者食うべからずと、教員員の賃金カットが行われていきますが、研究活動は、時間も内容も規定できない。したがって残業手当もない。これを逆手にとらぬ法はないというのです。

中岡 ぼくは教師が他の労働者に対して持っている特権を逆手にとるといふのはいやだな。自分は教育作業をやる、そして賃金を受けるといふ関係を明確に自覚したい。これはおれの仕事だと思つて、ここに自分の労働する人間としての原点をおく、と同時にその労働が売られた労働であることから、すべての矛盾が出来るんじゃないか。

は、もともと物をはんとら大事にするということがある。人間は物にするぞないというところが希薄になつていくか。

未知なるものへの出発

の中で取上げて、それは、滔々たる「正常化」の波にのみこまれていつてしまふ。それに対する闘いは、授業拒否ではあつても、教育放棄ではない。真の教育関係をつくる緊張関係こそが、矛盾を止揚していくことになると思う。

もう一つは、ぼくは教師と研究者は別のものでなく、研究者が自分の研究を進めていくあがきを教育に持込むことによつて、そのあがきを言葉にあらわせないものが学生に伝わつて、学生の可能性をひきだすこともできると考えています。この点では、フンボルト的な大学観に固執します。

滝沢 物を扱う技術と、人間を扱う技術は、普通いわれるほどには違わないと思つて、昔、刀鍛冶がつくつた刀は、武士の魂といふことがありましたね。

滝沢 いま大学で、自分はどうもいやだという気持ちでいながら授業を受けている学生がいる。そして受けていると、純粋な気持ちもあせて、もとのくみかみかになつてしまふことを恐れている。いつて学校をやめて何かできるか、何もできないと苦しんでいる。死ぬことだけが救いだ。価値はそれしかないというところを、滝沢は晩年痛切に考えました。生きていくと一番大事な純粋なものだめになつていく、ひと思いに死のうかといつて相談に来た女に、死んだらよかろうといつていかにえなかつた、半信半疑で自分の心をつみつめて、どこか似たところがある。中岡 ぼくらは、この一年間非営利中

途半端な試みをやつてきたんです。小川先生は全共闘にナンセンスといわれながら、どうしても正規の時間にドイツ語を教えるのはいやだといふことで、日曜に学校をやつておられた。結局めいめいがやりたいこと、ぎりぎりこだけはいやだといふ線を守りながらやつた。これは松下さんの言葉ですが、そういうものが全体として状況を包圍してゆくという形になるが、ぼくとしては一番望ましい自主講座、反大学ではなからうかと考えています。いまのところ状況に包圍されているというほうが非営利に正確ですが、ぼくの場合は、幸い、というと非常におかしいが、周りに松下さんという怪物がいます。原理的にのみ込みえない人物

が、魅力的なやり方で闘争をすすめていく。ぼく自身は、ぼくのゆずることのできない点を徹底的に守りながら、ぼくの問題意識を追求する。それが松下さんと共同していることになるのか、問題意識がかみあつていくか、いまだにわからないう問題意識をぶつければ、一緒になつたり離れたりしてやつていく。自主講座やわれわれの運動の関係は、そういうものではないだろうか。

松下 ぼくは怪物でも何でもありません。ぼくの存在など気にすることはないけれど、目の前の局面や闘争全体をさばらに越えるような自分なりの追求テーマがないかぎり、大学で闘争すると思つていても、必ず情勢に左右されて屈折していきんじゃないか。

いままで直接的体験をそのまゝ理論化、運動化することで、少女からぬ人が失敗してきました。安楽にしても、その固有かつ普遍的な問題をわずか一〇年間持続することすらできなかった。今度の

都市住宅 7004
A4変・¥350

特集 コミュニティ研究④

作品II海外住宅の最新探
 連続文化人類学的眼
 香港水上人家II泉涌一可児
 共同体II佐藤深人
 コミュニティ計画の系譜II佐々木末

特典 キュービクル・ユニットの可能性②
 奥山清志・加藤善也・黒川紀章・東方洋雄

わかりやすいFORTRAN海老沢成享著
 コンピューターを使いこなすためのプログラミングを、初めて学ぶ人のために解説した、わかりやすい入門書。

日本の経済空間 II 過疎地帯の経済開発 II 伊藤善市編 A5・一三〇〇円

日本の経営 II その風土と展望 II 武山泰雄著へ増刷出来 B6・七〇〇円

明日を築く知性と技術 鹿島出版会

情況

4月号 3月20日発売 定価200円

マルクスにおける疎外と物化
マルクス主義革命論の原像と永続革命論の思想

日本フアシズム論 さらざ徳二
フアシズム論のために クルト・クリム他
フアシズム論ノート 浅田 光輝

叛乱の原点

対談 小西誠十最首悟

■清水正徳
■廣松 渉

千代田区神田小川町2-10 新山城ビル (292)0095 電話 東京 106464

情況社



大学闘争でも、同じことになりそうで、
そういうことは非常におそろしい問題だ
と思います。

それからバリケード的感覚ということ
を最後に言っておきたい。それはなく
ずし感覚と関連しますが、機動隊と攻防
戦を展開しているときに単位の話が出る
かどうか、それはそれだけの力量があれ
ば出すべきだと思えます。そういうバリ
ケード的感覚と、こういう形での座談会
との関係ということになる、よく自身
含めて不確定な未解決な問題をかかえ
ざっているのです。これをいうために、一
度だけ今回出席してみたいのです。

たまに自分の観点よりかかってま
た影のようなバリケードのことにこだわ
りますが、バリケード空間にははまれる
一切の課題こそ、真の系統性なり連続
性があるのではないか。少なくともそう
いう感覚をばくは必然的に内包している
し、それが「へ」を用いる表現にもな

る。そしていったん表現した以上、最後
まで運動させねばならない。やらざるを
得ない。そういう未知なる領域が多くの
前に広がっている。

「科学的」とは絶対的意味をもった言葉
なわけです。そこには、反科学、反歴史
をぶつけないと出てこない、自明とされ
ている構造があると思う。非常識じゃな
くて反常識の世界では、権利濫用のため
の授業拒否だとかサボタージュはない。
論理一貫性とか、善悪という概念は使え
ない。そうした世界にどうしたら出入り

するようになれるか、そのためのいわば
定期券づくりが、自主講座だというイメ
ージです。空々漢々とわけのわからない
イメージを底にもっているほうが、自主
講座にとらわれなくていい。

北村 私は、その日暮しというのが一
番ピンとくるんです。最首さんと同じ意
味かどうかわかりませんが、絶対とか永
久という言葉は、十数年禁句にしている
し、科学的とか客観的という言葉もど
らかといえ、使いたくない。ある意味
では不安な状態です。しかし運動の仕方
私の生き方の問題としては、そういうた
不安を拡大する。それを運動のエネルギ
にしようという事です。

は絶えず非連続な側面を抱えこんでい
る。その統合の中に人間がある。そうい
う人間理解から自分なりに運動ができな
いかを模索しています。

松下 今日の(座談会)へは(六甲空
間)でやるならという条件で出席したの
です。この数年やってきたことですが、
ここでやむをえず用いた言葉、たとえは
(自主講座)から最も遠くに(へ……)
を発見するために(反)という言葉すら
こえて飛翔したい。その過程にすべての
課題や敵たちをひきずりこみながら、

各地の(自主講座)の内容をこの欄
で紹介したいと思います。大学に直接
関係なくとも、労働者・高校生・浪人
などの小グループの討論会など、およ
そ広義の学問、人間の生き方にかかわ
るものなら何でも結構です。ご一報く
ださい。

(編集部)

レールのない貨物駅 を守る4人と1台

しょうしま
小豆島



大きな生活圏があるのに鉄道がない、
こんな所へ、国鉄は特別の「貨物駅」
を設置しています。

正式名、国鉄荷扱所。全国に九カ所。
人口五万の小豆島の玄関口・土庄
にも、その一つがあります。

ただし、ここには国鉄マンは見あ
たりません。日通の土庄営業所が
任務を代行しているからです。

発着貨物の集貨・配達に加えて、
国鉄関係の書類発行・処理、貨物
船の仕立て手配までが、この役目。

しかも、家々が山上、小島にまで
散在し、強風・濃霧となれば船は
欠航、仕立て船の数は減る一方と
いう、島ならではの悪条件のなか
で果たさねばなりません。

到着する、毎月一〇〇トンのお米
をはじめ、出版物、たばこ、雑貨、
出て行くソーメン、みかん、合わ
せて月四十五〇〇個の小口貨物。

いまこれだけの物資が、この風変
りな駅を出入りしています。

日通マン四人と一台の三輪トラック
が、フル回転で暮らしのかなめを
守り続けているのです。

日本通運

※輸送についてのお問い合わせ・ご相談は、もよりの日通支店・輸送相談所をご利用ください。

未来で開示される事実性

意味



「未来で開示される事実性」の意味。これは、現在の社会や政治の現状を、未来の視点から客観的に評価し、その本質を明らかにすることを目指す。過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。

佐々木 佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。

佐々木 佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。

反風士の蒼貌

連続対談

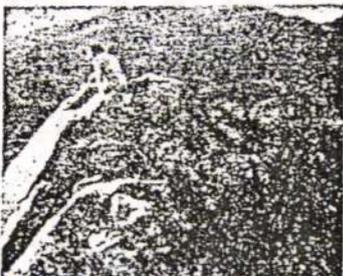
松下 昇 佐々木 幹郎



佐々木 佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。

黙秘が叛逆の拠点

無言のうちに書く行跡



佐々木 佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。

佐々木 佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。佐々木は、この意味を、過去の出来事や現在の政策が、長期的な視点からどう評価されるかを問うのである。

南山大学新聞

発行所
南山大学新聞会
名古屋市中区山崎町
電話 0936番

学生向、新・古本、売買
「じま東静堂」
桜山町、名市大前(丁)E18番六八(一)

講演会

松下見

今日、来日している松下見君は、昨年及び今年の入学試験を指導した。この講演は、防衛の行状ではなく、入試の指導が主である。十一月十六日に防衛隊が解散した。その後の防衛隊の行状は、松下見君の講演で詳しく聞かされた。松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。

昭和45年後第11069号

左記被告事件につき公訴を提起する。
昭和四五年十一月七日
神戸地方検察庁
検察官 検事 荒川洋二

神戸地方裁判所
本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市港区高羽字楠丘一〇番地
被告 松山下昇

公訴事実
被告は国立神戸大学教養部に講師として勤務しドイツ語を担当していたものであるが、同大学々生森川佳津子と共謀のうゑ昭和四五年一月八日午後四時過ぎころ、神戸市港区鶴甲町一丁目二番一号所在の同大学教養部B棟一階一〇八号教室において、同教室備付けの同大学管理にかかるスチール製黒板一枚にペンキで「く」の字型十二個を書き通して同黒板の使用を不能にし、もつて、器物を損壊したものである。

在 宅 松 下 昇
昭和十一年三月一日生

罪名および罰条
器物損壊 刑法第二六一条

昭和四五年十一月七日
神戸地方検察庁
検察事務官 西村準治

今日、来日している松下見君は、昨年及び今年の入学試験を指導した。この講演は、防衛の行状ではなく、入試の指導が主である。十一月十六日に防衛隊が解散した。その後の防衛隊の行状は、松下見君の講演で詳しく聞かされた。松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。

同様に、松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。松下見君は、防衛隊の解散後、その後の防衛隊の行状を詳しく聞かされた。

学費値上

南山大学が、学費値上を発表した。これは、南山大学の学費が、前年より値上したことを示している。南山大学の学費値上は、南山大学の学費が、前年より値上したことを示している。南山大学の学費値上は、南山大学の学費が、前年より値上したことを示している。

九州大学新聞

福岡市箱崎町
九州大学新聞部
電話(64)1101
福岡部1310S
4頁20円・2頁10円
年400円・半年200円
発行人 安川 哲夫

和洋食一切、出前有り
福美屋
福岡市箱崎新薬町
TEL 鶴三五六〇



講演 「私にとって大学闘争とは何か」

八六甲空闘Vにおいて、大学V闘争が提起した問題を真に受けとめ、表現運動Vを展開している松下山氏の講演を大学研究者会、研究会などの協力によって、ここに掲載することになった。

△Vの提議を△私Vに下降することによって、あらゆる時間△空闘を△包圍Vし△Vを結んでいこうとする松下山氏の△ことば△は、我々に置くのしかかってくる。(編集部)

(写真は講演中の松下山氏)

権力による闘争の「総括としての処分」

権力による闘争の「総括としての処分」

「処分」とは、権力者が、その支配の範囲内において、被支配者に対して、一定の行為を強制し、または禁止することをいふ。この「処分」は、国家権力によるものである。国家権力は、国民に対して、一定の義務を課し、また、一定の権利を保障する。この国家権力の行使は、法律に基づいて行われなければならない。国家権力の行使は、国民の自由と権利を侵害してはならない。国家権力の行使は、国民の利益を保護するために必要である。国家権力の行使は、国民の自由と権利を侵害してはならない。国家権力の行使は、国民の利益を保護するために必要である。

国家の法体系の根拠の全面的な暴露と解体

国家の法体系の根拠の全面的な暴露と解体

国家の法体系の根拠は、国家の権力に由来する。国家の権力は、国民の自由と権利を侵害してはならない。国家の権力は、国民の利益を保護するために必要である。国家の権力は、国民の自由と権利を侵害してはならない。国家の権力は、国民の利益を保護するために必要である。

処分説明書

(告示) この処分については、国家公務員法第90条および人事院規則第21の2の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に人事院に対して、することが出来ます。ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

1. 処分者		
官職	神戸大学長事務取扱	
氏名	戸田 義郎	
2. 処分者		
所属	神戸大学教養部	
氏名(ふりがな)	まつした のぼる	
氏名	松下 昇	
等級および号	等統および号 教育職13等統5号俸	
3. 処分の内容		
処分発令日	処分効力発生日	処分説明書交付日
昭和45年10月16日	昭和45年10月16日	日昭和45年10月16日
根拠法令	処分の根拠および程度	
国家公務員法第82条第1号、第2号および第3号	免職	
人事院規則との関係	国家公務員法第85条による承認の日	
昭和45年5月23日	昭和45年10月14日	

処分の理由

上記の者(以下「同人」といふ)は、次のような行為をした。

- 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。」と宣言して、昭和43年度第2課程(夜間課程)一般教育課程後期の同人担当授業科目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程(昼間課程)後期の同人担当授業科目の期末試験の実施を拒否した。また、同人は、昭和44年9月1日から開始された昭和44年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の報告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかった。
- 昭和44年11月8日付公文書をもって教養部長事務取扱より同人に昭和43年度一般教育課程後期の同人担当の授業科目の成績表提出および昭和44年度一般教育課程後期の授業担当を要求し、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告したのに対して、同人は、昭和43年度一般教育課程後期授業科目についてレポート採点する意思を表明し、また、昭和44年度一般教育課程後期授業時間割への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その後、次のような行為をした。すなわち、昭和43年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者243名全員に0点をつけた。また、昭和44年度一般教育課程後期の授業については、同人の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまで休講を続けることと宣言して開講せず、教養部長事務取扱よりの報告および休講不承認の通告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかった。そのため、教養部教授会は同人担当授業の受講生を他の教員の授業により受け受講せしめることを余儀なくされた。
- 同人は、昭和44年2月5日以来、教養部教授会を欠席し、同年10月1日付公文書をもって教養部長事務取扱より出席を勧告された後も、翌45年4月15日までの間に開催された教養部教授会に、同年1月14日を除き、出席しなかった。
- 同人は、昭和44年度本学入学試験第1日目の同年3月3日に、第1試験場(神戸立御影工業高等学校)において本学教授職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する文面のはり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた教養部長事務取扱よりの説明にもかかわらず、同人はそのはり紙を撤去しなかった。入学試験第2日目の翌4日に第8試験場(兵庫県立神戸高等学校)付近において配布された上記はり紙と同旨の同人名のビラも、同人が作成したものであった。
- 本学評議会の議決



状況を台図する情念

一面より

この問題は多くを占めるものは、又の禁止期間である...

近代市民社会の全ての問題の問い直し

近代市民社会の全ての問題の問い直し... 自由、平等、権利の保障...

自由、平等、権利の保障... 近代市民社会の全ての問題の問い直し...

自由、平等、権利の保障... 近代市民社会の全ての問題の問い直し...

自由、平等、権利の保障... 近代市民社会の全ての問題の問い直し...

昭和44年9月24日、一部の学生とともに、教養部学会N401教室の入口付近に立ち寄り、同教室において行なわれる新木村八郎講師を担当する生体化学実験の授業を中止するのやむなきに至らした。

昭和44年10月8日、一部の学生とともに、教養部学会の正門よりB棟入口に集り、椅子等を持ち出して、同会の一層を封鎖し、10月9日の教養部の授業の多くを中止するのやむなきに至らした。

昭和44年11月8日、一部の学生とともに、吉村敏助教授担当の英語の試験場(教養部学会17教室)へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らした。

「現代の眼」(7/1)

特集・現代の「危険思想」とは何か

私に対する 四つの文章



松 下 昇
(神戸大学講師・語学)

「危険な思想」に関する編集部への註

依頼をうけた原稿は送れませんが、私にとって、現在、最も危険な思想と考えられるものが、私に対する四つの文章(処分に関する文書二つ、記事に関する文書二つ)にふくまれており、これらの文章は、同時に、私から最も遠くにある「私」によって表現されたと思ふしうるので、これらの文書を、人事院に対する文書「処分に対する不服の理由」と共に「危険な思想」という特集に対する私の「原稿」として掲載するかどうか討議されるように要望します。とりわけ「原稿料」の問題を。

この要望が、どのような意味をもつかは、私にも十分わかってはいませんが、このわからなさのむこうに、危険な思想の新しい本質がみえてくるであろうと予感しています。……

審査説明書

- (長 名) (所属部局) 神戸大学教養部
 - 松 下 昇 (職務の等級) 教育職俸給表(1)3等級
 - (官 職) 文部教育 講師
 - (審査の理由) 上記の者(以下「同人」という)は、昭和44年2月から同45年4月までの間に別紙のような行為をした。
 - 別紙(五枚)
- 上記の行為は、いずれも国家公務員の諸規定に違反し、教育公務員としてふさわしくない行為といわざるを得ない。

これらの行為を総合して判断すると、その違法性は、極めて顕著であり、同人は、国家公務員法第82条第1号、第2号および第3号の規定により、懲戒処分として免職することが相当であると認めらる。

神戸大学評議会は、上記のとおり、学長事務取扱から申し出があったので、教育公務員特例法第9条第1項の規定により審査することに決定した。よって、この審査説明書を交付する。

(決定日付) (交付日付)
昭和45年7月27日 昭和45年7月31日
神戸大学評議会印

(教示) 教育公務員特例法第9条第2項の規定により、この審査説明書を受領した後14日以内に神戸大学評議会に対して請求した場合、口頭または書面で陳述する機会が与えられません。

- 別紙
- (I) 教員としての職務放棄など
- 授受拒否
昭和44年度前期(昭和44年9月12月)の同人担当のドイツ語の授業を教養部長事務取扱の要求を無視して全く実施しなかった。
 - 正当な理由のない休講
昭和44年度後期(昭和45年1月15月)の同人担当のドイツ語の授業を、正当な理由もなく休講することを宣し、教養部長事務取扱の授業実施の要求にも従わず、同人担当のこの授業は全く行われなかった。
 - 成績提出の拒否

- 各様の妨害行為など
 - 入試事務拒否の煽動
昭和44年3月3日、4日、昭和44年度本学入学試験に際し、3月3日第1試験場(市立御影工業高等学校)の付近において教職員の入試事務拒否を煽動する匿名のはり紙をした。また同月4日、第8試験場(県立神戸高等学校)の付近において入試事務拒否を煽動する同人の名によるビラが配布された。
 - 退去命令および立ち入り禁止命令の無視
昭和44年8月8日、教養部学舎の封鎖解除に際し、学長事務取扱の退去命令および立ち入り禁止命令を無視して、同人の研究室に残留し、不法占拠を継続した。
- 授業の妨害
昭和44年9月1日、教養部授業の再開に際し、当日、第1時限において、B1109教室の教壇をあらかじめ占拠し、教養部長事務取扱の退去命令を無視して退去せず、小林正光教授の化

28

- (9) 昭和三十九年九月二十四日、一部の学生が封鎖した生物学学生実験室(N401教室)の入口付近の廊下に一部の学生(14名)とともに入り込み、学生とともに封鎖解除の取得に際して同室における湯木昭八郎講師等の生物学実験の授業を妨害し、これを中止するのやむなきに至らした。
- (10) 昭和三十九年二月十九日、ドイツ語担当非常勤講師石渡均氏(甲南大学助教授)を非難中傷する立看板をB109教室に掲げ、2月21日同氏の授業する教室(B403)に乱入してその授業を妨害し、これを中止のやむなきに至らした。
- (4) 昭和三十九年九月一日より同三十九年二月二十八日まで、6カ月の長期にわたって、一部の学生とともにB109教室の占拠をつづけ、教養部長事務取扱の態度にわたる明渡し要求を無視し、同教室において正規の授業を実施することを長期にわたって不可能にした。
- (5) バリケード構築と学舎の封鎖
昭和三十九年十月八日、9日、教養部正門およびB棟入口に一部の学生とともに机などを運び、バリケードを構築し、学舎の一部を封鎖した。これによって9日午後多くの授業の実施を不可能に至らした。
- (6) 定期試験の妨害
昭和三十九年十一月八日、昭和三十九年度後期定期試験の実施に際し、試験紛争のために一部の学生とともに試験場L1教室を占拠しさらにC401教室に乱入し、試験を妨害して、その実施を不可能にした。

- (7) 教授会の妨害
(1) 昭和三十九年十二月三日、会議中の教養部教授会に自ら100余名の学生の先頭に立って乱入し、議事を妨害し、教授会を中止のやむなきに至らしめさらに、マイクで列席の教官を侮辱中傷する演説を行なった。また、このとき列席の教官に対して3時間余にわたってその自由を拘束した。
- (2) 昭和三十九年四月八日、学生70余名とともに教養部教授会の開催を妨害するために、事務室前の通路に坐りこみ、教養部長事務取扱の退去要求に際せず、威力業務妨害罪現行犯で学生40名とともに逮捕された。
- (III) 学舎の汚損
(1) 廊下の壁、扉などに落書き
昭和三十九年八月八日の教養学舎の封鎖解除以後、しばしば学舎内廊下の壁、あるいは室の扉など、各所にマジックインクで落書きを行ない、同三十九年四月に至るも、なお、その行為を止めなかった。
- (2) 教室内の壁などに落書き
昭和三十九年十一月八日、昭和三十九年度後期試験の実施に際し、L1教室を占拠して試験妨害を行なったが、このとき同教室の壁などにマジックインクで落書きを行なった。
- (3) 黒板に白ペンキで落書き大書
昭和三十九年十二月二十七日および同三十九年一月七日、八日、数名の学生とともに、教養部内の31日の教室の黒板全面に、白ペンキを豊富に使って落書きを大書し、授業に著しい障害を与え、84万5千円に上る復旧費(見込額、昭和三十九年1・26現在)を必要とするに至らした。

処分説明書

(告示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条および人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内人事院に対して、することができず。ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

- 1、処分者 官職 神戸大学長事務取扱 氏名 戸田 強 郎 郎
- 2、被処分者 所属部署 神戸大学教養部 官 職 文芸教育 講師 氏名(ふりがな) 松本 下 井
- 3、処分の内容
処分の発令日 処分効力発生日 処分説明書交付日
昭和45年10月16日 昭和45年10月16日 昭和45年10月16日
根拠法令 国家公務員法第82条第1号、第2号および第3号処分の種類および程度 免職
刑事裁判との関係 起訴日 昭和45年5月23日
国家公務員法第85条による承認の日 昭和45年10月14日
処分の理由
上記の者(以下「同人」という)は、次のような行為をした。(1) 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、し

課程) 一般教育課程後期の同人担当授業科目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程(昼間課程)後期の同人担当授業科目の期末試験の実施を拒否した。また、同人は昭和44年9月1日から開始された昭和44年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の警告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかった。

(2) 昭和44年11月8日付公文書をもって教養部長事務取扱より同人に昭和43年度一般教育課程後期の同人担当の授業科目の成績提出および昭和44年度一般教育課程後期の授業担当を要求し、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告したのに対して、同人は、昭和43年度一般教育課程後期授業科目についてレポート採点する意思を表明し、また、昭和44年度一般教育課程後期授業時間割への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その後、次のような行為をした。すなわち、昭和43年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者243名全員に0点をつけた。また、昭和44年度一般教育課程後期の授業については、同人の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまでの休講を続けることを宣言して開講せず、教養部長事務取扱よりの警告および休講不承認の通告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかった。

そのため教養部教授会は同人担当授業の受講生を他の教員の

投資の
野村證券

- (3) 同人は、昭和44年2月5日以来、教養部教授会を欠席し、同年10月1日付公文書をもって教養部長事務取扱より出席を勧告された後も、翌45年4月15日までの間に開催された教養部教授会に、同年1月14日を除き、出席しなかった。
- (4) 同人は、昭和44年度本学入学試験第1日目の同年3月3日に第1試験場(神戸市立御影工業高等学校)において本学教職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する文面のはり紙をなし、学長事務取扱よりの説得にもかかわらず、同人はそのはり紙を撤去しなかった。入学試験第2日目の翌4日に第8試験場(兵庫県立神戸高等学校)付近において配布された上記はり紙と同旨の同人名のビラも、同人が作成したものであった。
- (5) 本学評議会の議に基づいて、学長事務取扱が、本学学舎等の不法占拠状態を解除するために、昭和44年8月7日および翌8日にわたり、本学各学舎等の不法占拠者に対して退去命令を発し、大学当局の許可なき者の各学舎構内への立入禁止を命令したさい、同人はこれらの命令に従わず、両日にわたって教養部学舎内に残留して退去しなかった。
- (6) 同人は、昭和44年8月8日に不法占拠状態が解除された教養部学舎のB109教室を、同年9月1日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再三の教養部長事務取扱よりの同教室の使用禁止・明け渡しの通告をも無視して、翌45年2月28日に至るまで不法占拠を継続した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。
- (7) 同人は、昭和44年度一般教育課程前期授業開始第1日目の昭和44年9月1日に、一部の学生とともに小林正光教授の化学の

- 授業が行なわれるB109教室に入りこみ、同教室の教壇を占拠し、小林教授の抗議や教養部長事務取扱等による退去説得にも応ぜず、一たん室外に運出された後、再び室内に立入つて教壇の占拠を続け、小林教授の授業実施を中止するのやむなきに至らした。
- (8) 同人は、昭和44年9月24日に、一部の学生とともに、教養部学舎N401教室の入口付近に坐りこみ、同教室において行なわれる湯木昭八郎講師を主任とする生物学実験の授業を中止するのやむなきに至らした。
- (9) 同人は、昭和44年10月8日および9日に、一部の学生とともに、教養部学舎の正門およびB棟入口に机、椅子等を持出してパレードを築いて同学舎の一部を封鎖し、10月9日の教養部の授業の多くを中止するのやむなきに至らした。
- (10) 同人は、昭和43年度一般教育課程後期期末試験第1日目の昭和44年11月8日に、一部の学生とともに、吉村毅助教担当の英語の試験場(教養部学舎L1教室)へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らした。また、同日、同人は、一部の学生による妨害のために混乱していた萩野目博道教授担当の英語の試験場(教養部学舎C401教室)に立入り、受験生の前で受験拒否をしそうする文書を板書した。
- (11) 同人は、昭和44年12月3日、同人の処分を審議する教授会の公開を要求して、一部の学生とともに会議中の教養部教授会の会場に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らした。また、昭和45年4月8日にも、同人は、一部の学生とともに、教養部教授会開催予定時刻の約1時間前から会場への通路

- に坐りこんで教授会開催を困難ならしめ、教養部長事務取扱の退去命令にも応じなかった。
- (12) 同人は、昭和44年8月8日の本学学舎の学生等による不法占拠状態解除後、しばしば、教養部学舎内廊下の壁等にマジック・インクで落書きをしたが、同年11月8日に教養部L1教室を占拠したさいには、同教室内の壁にマジック・インクで落書きをし、また、同年12月下旬から翌45年1月上旬にかけては、教養部学舎の多数の黒板の全面に白ペンキで落書きを大量し、授業に支障を与えた。同年3月に教養部当局により汚損箇所が修復された後も、同人は落書きを止めなかった。
- 上記のごとく、同人は、本学教養部員としての重要な職務を放棄し、本学および本学教養部の管理機関の決定ないし執行機関の命令に違背し、本学教養部の教育機関としての機能の遂行を妨げ、国有財産を損傷した。これらの行為は、国家公務員法第98条第1項および第101条第1項の規定に違反するものである。
- よって、国家公務員法第82条第1号、第2号および第3号の規定により、同人を懲戒処分として免職する。

* * *

- 処分に対する不服の理由
処分者および処分に加担した人間が、少くとも次の疑問点に対して公開の場で「私」が納得するまで答弁し、処分を形式的にも本質的にも開始するための一つの媒介として、人事院公開審理を請求する。
- A 処分過程における疑問点
(1) 教養部教授会においては、請求者を時間割に入れるかどうかにか

- 配布の経路を公表せよ。
- (2) 教養部教授会においては、処分の程度をきめる意見分布(これをさそも(1)の事実性次第で根拠を失う)は調査されたいが、教授会の構成員23以上による教授会決定としての投票はおこなわれなかったのではないか。
- (3) (1)を中心として教授会の内容は暗黒につつまれており、処分に関する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。
- (4) 教養部長事務取扱が、学長事務取扱に対して処分の案を定めるように提案したのと前後して、請求者に対して逮捕状が出されたのは、どのように関連しているか。
- (5) 改革されたと称する選挙制度によって選出された学長事務取扱(いわゆる正式の学長でない者に処分を命令する資格があるかどうかも疑問である)の下で、旧制度による処分(1)(2)の事実性次第で根拠を失う)が強行された矛盾をどのように説明するか。
- (6) (3)(4)を中心として評議会の内容は暗黒につつまれており、処分に関する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。
- (7) 請求者は、八月二十一日の口頭陳述の冒頭において、「ここで発せられる全ての言葉は「私」がつけられている」とのべたにもかかわらず、その後、大学当局から出されている文書(例えば、「神戸大学速報」68号)において私の意見として記載されている文書には、一顧も付けられていない、その理由も述べられていないのはなぜか。「神戸大学速報」「教養部広報」全体の不正確さは何に起因するか。
- (8) 請求者は、八月二十一日、三十一日の口頭陳述において、n次

に重層する事実性のうち第1、2次の事実性に関してのみ審査し、明書を批判したにもかかわらず、それ以後、口頭陳述の機会を設けず、第3以上の高度の事実性に対する追求を自ら中断したの
はなぜか。

(5) (6)を中心として口頭陳述の内容は暗黒につつまれており、これに関する全ての議事録・テープの公開が不可欠である。また、処分過程に必要とされた費用（これらから必要とされる分を含む）を公開することが、税金提供者に対する不可欠の義務である。

B 審査説明書（以下「a」とよぶ）と処分説明書（以下「b」とよぶ）に関する疑問点。

- (1) aに対して、事実性をより深く追求するために構成・文体の全面的変更を要求したにもかかわらず、bにおいて逆に、構成・文体が平板化・硬直化しているのはなぜか。
- (2) aに対して、各項目の第一次の事実性の指摘をおこなったにもかかわらず、bにおいても訂正されず、逆に増大しているのはなぜか。
- (3) aに対して、この水準での私の行為に関する事実性だけでも、この他に多くあると表明したにもかかわらず、調査しなおすことなく、aの範囲内でbを作成したのはなぜか。
- (4) aの事実性を拡大された位相で評価するために、第一次の参考人十六名を申請したにもかかわらず、そのうち四名から、文書による間接的方法で、口頭陳述終了後に意見をきくとどめたこと、また、その結果がbに反映していないのはなぜか。
- (5) a、bが作成されるまでに、さまざまな人間から抗議文、声明、公開質問状が大学当局へ寄せられたにもかかわらず、責任ある回

答をおこなっていないのはなぜか。

(6) a、bと、請求者に対して提起されている二つの起訴状の関連をどのようにとらえるか。

(7) a、bを作成した評議員と学長事務取扱、教養部長事務取扱いは、とりわけ、暗黒につつまれているBの各項目に対する責任から、人事院の審理に出発することが不可欠である。

C 処分理由に対する疑問点

全ての処分理由には、事実性において全く根拠がない。ここでは、その一部のみを指摘するにとどめて、全面的な批判は人事院の審理の場で、あらゆる証人・証拠を応用しつつ展開する。以下の各項目の数字は、処分説明書の処分理由の番号に対応している。

- (1) 請求者が提示した「情況への発言」（一九六九・二・二）のうちの一文だけを引用しているのはなぜか。
- (2) 0点をつけた人間は、審査説明書では二三四名、処分説明書では二四三名となっているがなぜか。また、全員に0点をつけることは、教授会で承認されたのではないか。
- (3) 教授会の欠席が処分理由になるのはなぜか。
- (4) 掲示、ビラの作成が処分理由になるのはなぜか。
- (5) 退去命令の根拠は何か。また請求者が退去しなかったことをどのように確認するか。
- (6) 一九六九年二月から現在までB一〇九教室を中心に展開されている自主講座運動を、どのように評価するか。また一九七〇年三月から現在まで大学当局が同教室を逆封鎖して授業に使用することを妨げているのはなぜか。
- (7) 処分理由のこの項目の記述が、請求者に対する同じ行為に関する起訴状の記述にくらべて、著しく不正確で生気を失っているの

はなぜか。（a4について）

- (8) 実験の共同担当教官の見解が無視されているのはなぜか。
- (9) パリケードをどのように定義するか。請求者が正門、とくにB棟入口を封鎖したという根拠は何か。
- (10) 黒板にかかれた文字によって受験が妨害されたとして処分理由にするのか、あるいは表現行為そのものを処分理由にするのか。
- (11) 一二月三日には、請求者が会場に入る資格があるにもかかわらず、処分理由にしているのはなぜか。また、教授会中止宣言が出された正確な情況はどのようなものか。
- (12) 四月八日には、請求者が坐りこんでいることと、教授会開催が困難であることを、どのような関係があるか。
- (13) 教授会開催の回数と機動隊出動の回数を公表せよ。
- (14) 教養部正門を入ったところにある広場と、教養部へ至る陸橋の上にかかれた巨大な記号「へ」をどのように判断するか。
- (15) 一般にラタガギをどのように評価するか。
- (16) 請求者がかいたというラタガギは、請求者が、これまでおこなってきた全表現（いわゆる作品、論文をよむ）と、どのように関係

……処分を開始せよ。

一九七〇・一一・一六 松下昇

* * *

起訴状 昭和45年校第三五四一〇号
左記被告事件につき公訴を提起する。
昭和四十五年五月二三日

神戸地方検察庁
検察官 検事 根来泰國

沖繩解放の先駆者 謝花を知らずに沖繩を語ることはできない!

謝花昇伝

大里康永著

これにみる先づとして明治天皇に「神皇正統記」を呈し、字義院・著者謝花昇に留学した謝花は、沖繩県民の子として明治維新の力と魂を以て、その名をもち、皇國にたたかいたが、ついに征夷するまで沖繩解放のために死力を尽くした。謝花の遺稿の生涯を記し、その名を後世に伝える。この一冊は、歴史・普及版としておくる。

廉価・普及版 発売中 五五〇円

研究者版 沖繩の自由民権運動 九五〇円

東京・西神田 291-9744 東京99563
太平出版社

神戸地方裁判所 殿
本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地
職業 文部教育(国立神戸大学教養部講師)

在 宅 松 下 昇
昭和十一年三月二日生

被告人は文部教育で国立大学教養部に講師として勤務しドイツ語を担当しているものであるところ、かねてより同大学の定めた時間割による授業及び試験を拒否し、且つ、同大学教養部教授会への出席を拒んでいたのであるが、

第一、昭和四年九月一日午前九時より同日午前二時四十分までの間にわたり、神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号所在の同大学教養部B棟B一〇九教室において、同年既入学生を対象として、同大学教養部教授小林正光による化学Aの授業が行なわれる予定のところ、学生ら二〇数名と共に謀のうへ、右授業を妨害しようとして、同日午前九時ころから同日午前二時二十分ころまでの間にわたり、被告人において、同教室の教壇上の教官席に、右学生ら二〇数名において、同教室受講者席前列に坐つてそれぞれこれを占拠するとともに、同日午前九時二〇分ころより、同教室を看守する同大学教養部長事務取扱湯浅光朝および右小林正光らから、同教室より退去するよう再三にわたり要求をうけたのにこれを無視したり、被告人において、同教室受講者席前列を占拠していた右

学生ら二〇数名に対し、「ここで大学問題を討論したいと思ふが、君達は自分と討論したいか、小林教授の授業を聞きたいか。」などとよびかけるや、これに応じて右学生らにおいて「異議なし。」などと怒号し、あるいは拍手するなど相呼応して氣勢をあげ同室内を混乱に陥し、右小林正光の行なり、同大学の業務を妨害するとともに、同日午前二時二十分ころまで、同教室にとどまつて退去せず、

第二、同年二月三日午後三時三十分ころから、同大学教養部A棟一階会議室において、前記のとおり授業及び試験を拒否している被告人の処分問題等を検討審議するため同大学教養部教授会の開催されることを知るや、森川佳津子ほか学生約一〇〇名と共に謀のうへ、同教授会を妨害しようとして、同日午後四時一〇分ころ、学生ら約一〇〇名とともに、同教授会の開催されていた同会議室東側二ヶ所の出入口よりその扉を押し、同室内に乱入して、前記教養部長事務取扱湯浅光朝の看守する同室内に故なく侵入し、且つ、そのころから同日午後八時ころまでの間にわたり、同室内において、同教授会に出席していた右湯浅光朝ら同大学教養部教官を取り囲んで、マイクを突きつけたが、口々に、「教授会を公開せよ。」「松下処分問題についてどう思うか。」などと騒動して同室内を混乱に陥し、同教授会を閉会するのやむなきに至らしめ、もつて多数の威力を示して同大学の業務である教授会を妨害し、

第三、昭和四年四月八日午後三時三十分ころから同大学教養部A棟一階会議室において、被告人の処分問題を議題とする同大学教養部教授会の開催されることを知るや、前記森川佳津子ら学生約四〇名と共に謀のうへ、同教授会の開催を妨害しようとして、同日午後二時五十分ころから同日午後三時五十分までの間にわたり、同

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地
職業 著述業

在 宅 松 下 昇
昭和十一年三月二日生

会議室に通ずる同大学教養部A棟一階事務室前廊下に右学生ら約四〇名とともにスクラムを組むなどして坐りこんで氣勢をあげ、且つ、同日午後三時一五分ころから再三にわたり、同所を看守する前記教養部長事務取扱湯浅光朝から、同所より退去すべきことを要求されたのに、これに、応ぜず、そのまま同日午後三時五十分ころまで同所に滞留し、同教授会に出席せんとする同大学教養部教官の通行を阻止して同教授会の開催を不能ならしめ、もつて多数の威力を示して、同大学の業務である教授会の開催を妨害するとともに、同所より退去しなかつたものである。

公訴事実

被告人は国立神戸大学教養部に講師としてドイツ語を担当していたものであるが、同大学学生森川佳津子と共に謀のうへ、昭和五年一月八日午後四時過ぎころ、神戸市灘区鶴甲一丁目三番付の同大学の同大学教養部B棟一階一〇八教室において、同教養部一二個を専ら管理にかかるとともに、同日午前二時二十分ころまで、同教室にとどまつて退去せず、

器物損壊
罪名および罰条

刑法第二六一条

右は謄本である

昭和四年一月七日
神戸地方検察庁
検察事務官 西村準治

起訴状

昭和四年一月七日
左記被告事件につき公訴を提起する。

神戸地方検察庁
検察官 検事 荒川洋一

ようなない体」をも、時代はその埒外に置いてはくれない。学生であることの「徴兵延期願」が彼の生活の根底であって、(それは「自明の死」に対する期間猶予)不利なものへいっ自分から近づくより他には、自発的な生き方が閉ざされている。で、「展望のきく右側の斜面は、霧海のように、巨大な空間の穴が待ち設けられているように足が疎んだ」といったことは、一つの象徴性を帯びざるをえない。

「月下の渦潮」の結末のところを引用しておこう。島尾に「散華の思想」とか、「殉教の美学」とかいったものはない。資質的にいえば、彼はそういったものに対する本質的な異和として存在しているかのようなものである。むしろ、それに対する怖れがあるのだが、しかしそれが異和であり、怖れであることが、逆に彼を引きつけなかったとはいえない。むしろ、それは島尾自身が確認しようとしているように、それが一つの崩れであり、頹廢であることは確かだろう。そして「散華」といい「殉教」といっても、それは個々人の内空間にあつては、それは島尾から格段に離れているとは思えない。で、以下が島尾の「散華」の美学を象徴させているもののように私が読んで、それは間違いないでなからう。ここには、閉塞された時代性の内側での自からの意識の裸形を見ようとするしたたかな島尾がいるのだが……。

「ふと月に頭をもたげると、一寸瓦の方を見て下界のことを考えていた間に、空では大へんな変化を生じていた。眼の届く限りの空一面に、うろこのような模様がびっしり敷きつめられ丁度月を中心に、放射状になって、うろこの形も順ぐりに大きく目白おしに並び、それは誠に壯観を呈していた。そのうろこ雲の放射状の並びの中心

に月がはめこまれたように、びったりと静止して、底無しに青い光を地球に投げかけていた。その景色の状態は、ほんの一瞬間である。その荘観な雲のページェントのようなものの一瞬のために、雲はおそろしく無駄な動きをついやし、その瞬間の完全な形成のあとで、おしげもなくまたばらばらに崩れ散ってしまう。浜小根は恐らく長崎で見るであろう十四日の月、そして満月の十五夜、そんな先のことが、ふと気になった。そしてその後が続く十六夜。以下の月々。とろりとした月下の海の羊羹のようなうねりの中では、あのように海水を巻込む渦巻が巻いている箇所がある。その渦に知らず知らず吸いよせられるような、そしてその渦巻の一番外側の土手の頂点に乗ってその次に来る傾斜にすべり込まれる時のくらぐらした三半規管がどうかしてしまいうめくるめき、それが非常に誘惑的に浜小根に印象されていることを思った。そんな渦巻に善だんはあんまり気がつかない。

島尾はその月を次には奄美諸島加計呂麻島呑之浦で見ることになる。

反碧南文化 米第16号

一九七二年夏季

(定価百円)

(送料三十五円)

作 品 米角谷道仁・御沢品弘・北川 透
糸 隼人・松岡修二・石川正夫
田中和美・永島 卓

発行所

愛知県碧南市子出城9の2 永島卓(方)

松下昇の報告と問題提起 —— 仮装組織論

問題を提起するに至る空間性という問題があると思います。つまり大学闘争におけるバリケードとか、自主講座の占拠する教室とか、又、私が解雇されて以後の研究室とか、今日の会場設定の過程で明らかにされつつあるスターリニスト集団との空間的な対立関係、それらは一昨年の暮にも別のかたちで提起しましたが、今日の仮装組織論も、それとの関連で提起しているのであることをべておきたいと思えます。

日時・一九七二・一・二九
於・解放学校(都立大)

そこで、何から語りはじめてもいいのですが、七十年度の夏に一枚のピラを手がかりにしてみます。「裁判を一つの比喩として展開されつつある闘争に関するレジュメ」(「あんかるわ」26号に転載)をかかざるをえなかったというこの背後には、私たちがこの闘争からひきうけていくであろう名付け難い問題の予感があったのです。又、それは、神戸大における被告団にとどまらず、大学闘争の過程で生まれ出たすべての問題に連続するだろうと思えます。それらすべてに到達するために、とりあえず、私たちの、可視的には5名の、被告団の問題を語ってみ

I 松下昇の報告と問題提起

一昨年の暮十二月に都立大学の解放学校で発言して以来、去年一年間は一度も上京する暇がなかったので、今日は、七十年をはさんで再び解放学校の諸君と出会うという意味ももっています。

テーマは「仮装組織論」というふうになっていますけれども、そ

ます。

私たちの被告団には名前がつけられていない。誰も名付けられないということがあります。新聞とか雑誌とか、あるいは、闘争にかかわる人達がそれぞれ違った呼び方を強いられてしまう。その理由はいくつあるかと思いますが、まづ、単独の日付をもたないという事があるでしょう。正常化の過程のいくつかの日付を権力の方が統一して起訴しています。さらに闘争の日付と起訴の日付がかなり離れているのです。つまり、今までは大抵の場合、闘争の直後に逮捕、起訴があったわけですが、私たちの場合には、ある闘争から数ヶ月もすぎた、ある時点から逆にさかのぼって闘争過程を積分するように闘争者を起訴していくという形態をとっています。ですから特定の日付ではなくて正常化過程の時間をすべて含んでいるのです。その中のピークを拾っていきますと、授業粉砕であり、試験粉砕であり、さらに教授会粉砕、ラクガキ、ロックアウト体制粉砕というピークもっています。

しかしよく考えてみると、それぞれの日付にだけ闘争したのではなく、そういうピークをつらぬく連続した反革命の日常性に対して闘ってきたのですから、何月何日闘争被告団という表現ができないわけです。又、場所的にも、ある固定した場所を死守したわけでもないから何々死守闘争被告団ともいえない。さらに本質的な問題は、もっともよく闘争をさせた人が起訴されているとは限らないのです。むしろ権力からみて、ある運動なり組織なりの指導者とみなされている人達が起訴されて、闘争の底辺でもっとも困難な領域をささえた人達というのは、むしろそこからこぼれ落ちていく。そうしたことを含めて私たちの被告団は、どうしようもなく名前をつけにくい

性質をおびてしまうのです。

ですから、裁判闘争を展開するにあたっては、ただ単に権力と対決すればいいと言いきれないわけです。それと共に、ありとあらゆる問題がふき出してきます。それを解決しないで、反権力を叫ぶだけでは、空洞化・欺瞞がしのびこんでしまいます。昨年の12月24日に第一回公判があったのですがそれまでに統一被告団会議というものは一度もつことができず、従って法廷において初めてすべての被告が顔を合わせた事になり、あえていうならば内在的に生み出された統一被告団ではなく、権力に強いられた統一被告団という形態をとって出発しています。

ですから、今日のテーマである仮装組織論にかかわらせていえば、私たちは権力に対して仮装する、ないしは仮装組織論を展開するにとどまらず、裁判闘争を成立させているすべての力、引きずりだされてくるすべての問題に対して、仮装せざるを得ないわけだし今後ともそれを保持していかなければならないと思います。

その第一回公判でまいたビラ、これはお読みになった方もあると思いますが「仮装としての被告とは何か」というものです。それをもう一度読んでみます。(註1)

こういった一枚の紙切れが法廷という空間に出現していますが、その前史と後史を簡単に述べてみたいと思います。

こういう仮装組織論という言葉そのものは、数年前に私が「六甲」といふ作品を書いた時に萌芽的に提起したものですけれども、その時点では、大学闘争がこういう形で展開するという事は直接には予想していなかったわけです。何かが始まる、いまは何かのイヴであるという予感があったのですが、そして神戸大というのが日本でも

つともおくれた政治地帯であったこともあり、様々な闘争の展開も強いられた遅れをもっていったわけです。それを最大限に逆転していく過程が、私達の六甲空間における闘争であらうと思います。その一つが裁判闘争だといえるでしょう。

強いられた遅れ、といいましたが、裁判闘争にしても、昨年の暮に第一回公判が行なわれたというふうには時間的にも遅れて始まっています。(神戸大でも他に三つの被告団があり、これは数回十数回進行していますが)そういう遅れを最大限に転倒していくためには、いままでの裁判闘争なり、その他のありとあらゆる闘争の問題をすべて総括しなおしていかなければならないし、又、そうしない限り私たちの表現を展開する意味がないと思っています。

具体的な経過は公判調書を読んでいくと非常におもしろいので、重要な所を拾っていきますと、「被告の予定を……(中略)……とどめおかせた」(註2)これは前半の記述の一部です。要するに被告席に被告以外の人間がはいりこんだ。これはいろんな評価が可能なので、商業紙を含めて、その評価が評議者の発想の水準をすべて暴露してしまうと思います。

まづ、聖歌隊の仮装について。この仮装者たちはそれぞれホテルでアルバイトをしているのですが、シートをかっぱらってきてオーパーの下にまきつけてはいりこみました。(笑)一人は外で陽動作戦として公然と仮装して聖歌をプリントしたビラを配布し、そして五名は中で裁判長入廷と同時にオーパーを脱ぎ捨て「もろびとこそりて」というのを合唱する方針でした。裁判官は、私たちが入廷に際して起立しないだろうという予断からでしょうが、私たちより先に着席しており、合唱は開廷宣言の時に切りかえましたが、この合唱

はたんに裁判長の人廷を嘲笑するだけでなく、クリスマススイヴだからそれを利用する仮装をしたわけでもなく、まさしく仮装被告団の誕生をつける表現であったのです。したがって聖歌隊員が五名であるということは、いわゆる法的な被告の人数に合致するわけだし、また全ての裁判への参加者に対して仮装とは何か、という問いをつきつけたことになりました。私たちはどんな服装をしていようとも必ずある仮装を強いられている。たとえば権力は、法廷空間の中では、異常な服装をしてはいけないというように、正常と異常とを自分の規準で判定しようとしています。可視的に、目に見える形で。この時も、驚いた裁判長は、五名の聖歌隊をただちに退廷させ、ひとまづ法廷に異様な服装がない状態になりました。

ところが私たちの仮装組織論からいならば、真の仮装とは服装にとどまらないのですから、空間による仮装、つまり法的には被告でない人間が被告席に入りこむ、空間の移動による仮装が私たちのねらいだったのです。つまり人定質問が始まる前は、誰が被告であるかは法的には判断できない。したがって人定質問が始まる前は、だが被告席にいても止める事は完全にはできません。この方針は第一回公判であるから可能であったのかもしれませんが、また、被告が拘置されていないから可能であったのかもしれませんが、ともかく、そういう条件を最大限逆用して、法的な被告ではない人間も被告席に出現したのです。その場合、さっきもいいました様に、全員を結集した被告団会議が一度もなかったもので、法的な被告団は、その戦術を殆んどしなかったのです。法的な被告だけでなく、弁護士、傍聴人をふくめて何重にも混乱が生じたはずですが、ある被告は傍聴席の空間性をとらえるために、あえてそこにとどまり、別の

被告はとっさの判断で、ある段階まで（仮装被告の退廷）被告席に入りませんでした。この二名はそれぞれ重要な意味を提起しているのですが、ともかく、被告席に七人が出現したとき、裁判を一つの比喩と化する、ある激しい闘争がはじまったのです。私が被告席でいま、ここで統一被告団会議を展開しようと言ったことは、今いったような内容を含んでいたわけですが、この発言はもちろん禁止されず、人定質問が強行されましたが、仮装被告の一人が何度も立ち上って代返した他はだれもこたえず、検事の写真照合によって残りの仮装被告も次々と退場させられました。（その中の一人は拘束、傍聴席の仮装被告は退廷）その時、私たちは権力の知ることができない内面的な情念が星雲のように爆発するのを、それぞれ感じていたはずですが、そして、そのような爆発なしには権力を倒せないだろうということも、ここにふくまれていた問題の十分な展開は、かなり遠い先にしか私自身にもできないと思います。

この法廷では人間が仮装するだけでなく、物体も仮装していたことをつけ加えておきましょう。私達の闘争が表現を主要なテーマにしている以上被告であっても、いや、被告であればこそ、いろんなメネをとり、記録を参照したりする必要があるので、だから、被告席には、全員机を置き、と弁護士から要求したのです。裁判長は最初はためらい、検事は前例がないからと強硬に反対していたのですが、最後には、弁護士の、それなりに有効な論理に屈服して、机を持ちこまざるをえなくなりました。つまり、私たちは法廷に仮装被告を送りこんだだけでなしに、バリケードとしての机を持ちこんだということになります。

その次に重要な問題は、権力の規定した時間、空間を転倒してい

の段階では、たぐさんの傍聴人がつかめかけ関心がもたれる。しかし、だんだんそれが減ってゼロということもありうる。そういう変化を同じ日に示したのがイワの制裁々判ではないかと思うのです。密室であらかじめ決定がなされており、審理とか陳述とか証拠その他の追求を全くぬきにして、はじめに決定ありきという形で裁きがいいわたされる。この制裁々判こそがとりわけブルジョワ社会の裁判の本質であると思います。

それから法廷空間では、普通の空間であれば何でもよいことでも禁止される。タバコをすうとか、異様な服装をすることとか、発言禁止を破るとか、着席の場所、動作とか、その他いっさいが規定されてくる。一方あらゆる表現・行為が、一方的に記録・判定される。

つまり、この社会における行為の階級性が圧縮された空間でわれわれの前に提示されてくると思うのです。この問題を拡大していくならば、この社会の全空間に多かれ少なかれそういった規制を確認できます。それは、ちょうど大字闘争において大字という幻想的な空間の中で展開されたことが、この全空間において展開されていることの特長条件下の拡大であるという位相に対応しています。

ところで、いま法廷空間についてのべていることは、別のいい方を媒介にしますと、怖しい問題に連続してきます。私たちは法廷もふくむ全ての空間で国家権力という水準から拘束されているばかりでなく、国家権力というものを（）に入れてみると、いろんなものからやはり強いられる、強いられる共同性というものが仮さらされていると考えるのです。それをとらえる試みのひとつが仮装組織論であるといえます。つまり仮装被告団というものは、権力によって強いられた外的な被告団を内在的に突破していこう

く試みがあったのです。つまり裁判官は、その仮装被告団とバリケードとしての机に圧倒されて何一つ対応することができなくなり、閉廷すると宣言したのです。おもしろいことには、裁判長が「これで閉廷します」と言ったとたん、最初に立ち上ったのは新聞記者でした。私は、まだ誰が被告かわかっていない、と総括発言をしなから、傍聴席に向って、小さな紙片をなげました。それは被告席と傍聴席の橋を粉砕していくという、解放学校の闘争と共通性をもっていると思いますが、私は、裁判長が閉廷するといったから審理は終るのではなく、むしろ法廷指揮権の時間支配を粉砕していく過程として、また、被告席から傍聴席へ投げかける空間的な叫びとしてその記号（）だけを書いた小紙片を投げ、その瞬間に拘束されました。私の拘束に抗議する人たちに對して機動隊が導入されて乱闘が生じ、さらに別の一人が拘束されたのですが、新聞記者は閉廷以後のことは全く書いてないのです。つまり、裁判長が「閉廷」といったとたん裁判の記事を中断してしまっている。直接、みていなかっただけということもありすけれども、彼らの時間・空間の概念というものが、権力の規定するままであるということを示しています。私たちは権力の規定してくる時間や空間をどこかで転倒していかなければならないと思います。

その他、いま浮んでくる問題をいくつか述べておくと、制裁々判においては傍聴席には警備員の他だれもいない。（私の場合は例外的に弁護士がいましたが）つまり、わずか一時間もたっていないのに、あるときには傍聴人がぎっしりつまっており、その直後にはだれもいない、というきわめて大きな落差が、実は裁判の本質を明らかにしているのではないかと思います。どんな裁判闘争でも最初

とする試みでもあり、被告団という言葉を他のいろんなものにおきかえることが可能なのです。それが前衛であったり、思想的な指導者であったり、また、自分の幻想領域をおおうさまざまな問題であったり、何でもいっわけですけれども、自分（たち）にとって最も外的に強いてくる力と対抗するための方法にしていきたいのです。昨年の処分過程でも痛感したのですが、裁判についてもいえることは、対象を過去の事実に対する審理という風にとらえるかぎり、敗北は決定的だろうと思います。つまり、裁判はたんに過去の事実に関する追求をいしは闘争ではなくて、それを転倒した未来において初めて開示されてくる事実性に関する問題提起と、その場所の構築をめざす必要があると思います。つまり、過去の事実をあつかう立場そのものが新たな闘争を生みだしていく、そういった形態として展開されないかぎり、裁判闘争というものが矮小な次元に収束してしまう危険を感じます。

次に第一回公判と、今年の1月22日の第二回公判との関連性についてみてみたいと思います。第一回と第二回のいちばん大きな違いは、公判調書があるかないかということでしょう。私たちは表現を主要な闘争の場にしていく以上、どんな公判においても、前回の公判調書についての全面的な批判をおこなうという原則を提起しています。つまり、裁判闘争というひとつの事実性があるとして、それに対する無数の評価、記述が可能になります。何人か新聞記者が傍聴している場合、それぞれの新聞記事は全部ががってくるし、また、その法廷に関心をもつ全ての人たちの記憶とか判断のしかたがことなるでしょう。にもかかわらず、公判調書に記述された言語だけが公的なものとみなされ決定をもってしまふ。それこそがこの階級社

会における表現の問題として、その本質をもっと明らかに示すのではないかと思うわけです。第二回公判では、第一回公判の公判調書の記述に対する批判をすべての裁判に参加した人がおこなうという方向が提起され、私は人定質問は完了していないと主張しました。裁判官は検事が写真で照会したから人定質問は終わったといはりません。しかし、写真による照会だけで人定質問が終了とはいえない。つまり、一方的な認定ではなくてその被告自身が、私は……であること確認する必要があるのではないかと反論したところが、裁判長は拒否する根拠をどうしてもみいだせず、では順番にやってくさい、といいかけた時に、また、私が立ちあがって、あなたが指定する順番にやるのではなくて、私たちのうち、やりたい順番に行きたいと発言しました。つまり、六番目の被告論を持ち出したわけで、これに対して傍聴席から仮装被告として登場する人があり、ここでもた警備員や機動隊との衝突があったところでもくりかえされました。

第二回公判でもしるいは、法廷空間の焦点が移動し、またいろんな人が発言を強いられたということ。例えば、調書批判をやったとき、いちばん目立たないはずの書記官に視線が集まったのです。書記官はいつも裁判長の机の下でひっそりとテープをとったりしているわけですが、私が調書批判をはじめると動揺したのか、著段よりも動揺に仕事をしはじめました。また傍聴席全員退廷によって、傍聴人が、機動隊員や警備員と話をする機会がふえた。つまり「対一」で退廷させられていくわけですから、第一回公判では主として被告席の仮装被告団が発言するにとどまっていたけれども、全員退廷の場合はなんらかの形で体をふれあう、言葉をかわすという形態で法廷から排除されていきます。その場合たんに一人対一人

ではなくて、国家権力の代表者と仮装被告団の代表者という形で接触せざるを得ないので。そして、私は証言台を占拠したまま後をむいて、舞台となった傍聴席をみつめていました。それから、第二回ではマイクがひとつの意味をもちました。というのは、マイクをだれが持っているかで発言権が運動します。検事が起訴状朗読に先立ってマイクを移動させようとした時に、私はそのマイクを奪いとりました。これは再度の拘束の理由になりましたが、私はむしろ、検事席まで散歩するためのしきりにひかれていたのかもしれない。なお、混乱の中で裁判官席まででかけて何かをささやいている人もいました。(笑)

いままでも簡単に報告したような裁判闘争で当面している困難な問題を、いくつかふれてみますと、例えば六番目の被告ということがあります。一昨年も解放学校で、私たちの闘争のスローガンは六番目は何も書いてない、それを自分の言葉で表現し、実現していくつもりであると発言しましたけれども、被告団の数も、法的には五人おり、六番目の被告を創出していく絶好の条件を具えています。六番目の被告は単数ではなくて不確定なのですが、それを、裁判闘争の全過程でどのように出現させていくか。ここで被告の交換可能性と不可能性という問題につきあたるわけで、確かに、思想性からいえばすべての闘争参加者が被告であると、いえることはできるので。けれども、深い生活過程、現実過程の中でそう簡単にはいきません。また、一回ごとの裁判闘争の戦術にしても、一回やった戦術はその次の段階では権力の方も準備していますから、同じことを続けてはやれない。それから、私は、六番目の被告だけを強調し

ているつもりはないのです。つまり、五番目まではっきり確定しており、六番目以降が不確定だというのはいいのです。六番目以降が出現したときにはじめて共同性としての被告団も出現するという関係にあるわけです。だからこそ、人定質問というものは永遠に終了しない。少なくとも私はそういう風に考えています。権力が、肉体を拘束したり、いろんな罪状をつけくわえたりしても、個別にひきはなされた被告としては永遠に存在しない、また、権力が規定するような名刺、住所、職業、その姓を持った人間としては存在しない。裁判闘争が終了するまで人定質問が終了しない、という形です。どこまでやれるか、それは裁判闘争の問題であるにとどまらず、人間の存在の本質にまでいきつく問題だと思っております。私はだれか、という問題には決して簡単にこたえることはできない。闘争とか法廷空間を媒介して私の本質、私たちの本質が、もう一回苛酷に闘いなおされてくるわけで、法廷空間があなたのような汝はこれこれである、というように記述を認めてはならないと思っております。

だから、私たちが当面している問題のうち最大のもの、私はだれであるか、という問いかけを、困難な状況の中で、どのように展開するかということですが、この場合私たちの闘争が法廷空間における実践におわつてはならないし、大学闘争がひきだした全ての問題と、七十年代の末踏の階級的『存在の闘争』がもたらした全ての問題を包括しつつ、闘争者の内部におけるありとあらゆる矛盾そのものと対決していく必要がある、そういう重層した闘いは、極めて困難なわけで、今後どのようにやっていったらいいのか実はあんまり見通しはないのです。それがまた一つの希望ではあります。さらには幻想的な刑という問題があります。私自身がここにきて

いるのも、いわば幻想的に監獄された人間としてきています。それはどういふことかという、最初の拘束のときは過料三万円、二回目は、三名拘束されたのですけれども、今日騒いだのは傍聴人を含めて全員であるから今回は釈放するが、三回目以降は法廷秩序を乱す責任はきびしく追求すると、幻想刑を課したのです。過料についても三万円(料)をまだ払っていないので、そのうち差しおさえにやってくるだろうと思うけれども、差しおさえというのは、司法権力を家庭の中にひきずりこむ、家庭そのものが裁判所と衝突するという関係であって、ある意味では監獄よりも重い問題をやらんとくると思えます。なお、私は起訴状その他を、「現代の眼」という雑誌の「危険な思想」という特集に、仮装した私の原稿として発表し、原稿料三万円をもらったのですけれども、過料と原稿料が同額なので(笑)、「カイゼル」のものはカイゼルにかえせ」ということばを思い出しています。

最後に、自分自身をふくめて、この場にいる人たちにいいこととは、私たちが、めぐまれていない条件におちいたときにも、決してそれ自体はマイナスの条件ではなくて、それをどのように転倒していくか、その転倒のしかたに、私たちの闘争の本質がかかっているのだということ。これからは、六甲空間でこの方向を追求していこうし、解放学校に結集された諸君は必ずそれを違った場所、違った段階で可能にしていこうと確信して、いちおう問題提起を終わりたいと思います。

II 松下昇との討論

G…問題提起として公判闘争にどのようなかかわっているかを説明されたと思います。いまの公判についていえば、裁判所・権力が提示した茶番の本質として、すべての行動を現在の法体系に合理的にあてはめ、行動のみを分割し罪名をつけ、裁く事と、解放学校や被告団が、公判に対して、表現法・裁判闘争のとりえ方に差異がある事との間に本質的な問題がある。解放学校が去年の12月22日の公判で法廷内でヘルメットをかぶり4人が監置処分されたんですけど、でも、その前の公判で我々が裁判官を黒いチャンチャンコと規定する、このような表現をしつづけると、それに対する裁判官の表現は、処分を言いわたすことでもしかない。そういうふうな表現が寄せられる主体というものがどこに在るかということでは表現のひとつひとつ、言葉ひとつひとつが変化する、表現の本質はそのような先験性あるいは階級性といったものに集約されるのではないか、そのへんで今の問題提起が重要な意味をもってくるんじゃないかと思えます。S…おとしの12月の自主講座で松下氏が発言したのですが、その時に彼は、神戸における表現運動と都立大における解放学校が状況をへ〜のように包圍しているというふうなことをいったわけです。僕はずつとそういうことを考えているわけで、ある二つの離れた地点でそれぞれ別個の運動があつて、それがどういふ関係をもっているのかということ。それは我々が困難なものを感じているあらゆる点で通じていくんじゃないかと思えます。だから今の松下氏の話か

くと、その事だけで、退廷といつて外に出されてしまう。ある場所なら場所から、共同性からといつてもいいんだけど、そこから排除されることで事実においては終つてしまふ。ですからそれがやはり一番むずかしいことだといふ感じがしているわけです。僕は授業拒否という宣言をして、それは二度と復讐しないといふことをどこまで連続させていくかということが、ひとつ今あるわけです。でももちろん授業拒否はそれ自体が自己目的ではないから、せいぜい論理的にうしろにもどらない、つまり可逆時ではなくて不可逆的なプロセスの中にはいるといふこと以外にはないから、それ以上何をするかという問題が次に出てきますけれども、まだそういう領域にふみこんでゆけない。ふみこんでゆけないままに授業拒否というものを時間の遠くの方に投げだして、1年ばかりその道を歩みつづけていくと、そこにある程度のもは見えてくる。見えてくるのは確かなんだ。それは、大学という共同性をなりたたせているものは完全に内部崩壊している。内部崩壊しているから、大学という共同性を代表して何者かが授業拒否に向つてものを言つてくるということには都立大ではできない。だから今日の学部長選挙粉砕とやはり同じものを包圍しているんだろうと思えます。つまり、何故学部長選挙はナンセンスかという、ぼく一人さえ処分できないような大学の共同性とは一体何か。共同性そのものが内部崩壊して根底からなくなつてしまつていて、それを表面の投票という形だけでどのようなようにりつづろつてみても、それはナンセンスという以外にないだろう。そういうものを含みながら、いわば事実という側面にしか我々は立つことができない。そこにしか立てないということ、何をもちつてもそれが外に現わなければ何の意味ももたないし、なおかつ、我

らえば、ひとつの側面においては事実であるもの、それから事実としてみれば我々はこの何十人かが集つてしゃべっているにすぎない。しかし、それだけの中に我々がどれだけの情況把握をこめることができるのか、こめることができたならそれはなんなのかということ、さらに疑問はひろがついていくわけです。ですから例えば、あらかじめ我々がなんらかの概念を把握できて、そこにいつもいて、そこからどこかに上昇していく、どこかにはねてゆくということができるわけではない。やはりそこではひとりひとりが生活過程をもっている。それから今、松下氏の話を聞いて感じたことは、6人目がみえないで、5人の被告が法廷内に突出していくときに、法廷内の突出にはあらわれないものが実は6番目の被告の出現を一番不可能にしているのだからと思えます。ある幻想的な、とあえていってしまふかもしれませんけれども、ところへ突出していくときに、いったい我々のひとりひとりの生活過程というものは何なのかということがあるだろうと思えます。結局、法廷に出ていくときに何かもう決まつてしまつていて、我々は傍聴人としていく以外にないという、その一つの条件を負わされているわけで、傍聴人としてではないものとしてそこに出ていこうとすれば、それが6番目の被告ということになるんでしようが、実はストレートに道がつづいてるんじゃないわけ、傍聴席にまづ入つて傍聴人になつてそれから傍聴人になることをなんらかの形で拒否してゆく、ひっくり返してゆくことから始めなければならぬ。そうすると、傍聴人であることをひっくり返そうとしてやる時に、いわば、柵を乗り越えられるかということ、それには無限の場所が開かれているみたいなきもするし、事実においては拒否する行動として聞廷と同時に叫び声をあげてピラをま

々が大学の内あるいは外で何かやつても、微細なものにそれは常に微分されてしまつて積分することができない。そうすると、今少なくともいえることは、ある一年余りの連続の中で、そうした微細なものを積分していく時に、どのような連続性が生まれるか、ということが、今我々がかろうじていえることだし、今日の集會もそうしたある連続性の中の小さな一点しかないだろう。またそれは全ての人がかうした自分の連続性をささえているのではないかということ。それでも言いたいことは、そうした微細なものの積分というものを通じてしか、ある明確な情況は形成されないう事。事実と、そこに我々がこめようとする、または否定しようとする事実ならざる幻想的なものを、非常に微小な一点で、きわめて巨大なものをかかえこんじゃうとところに増々深入りしているんだということは確かにいえるだろうと思えます。これは松下氏の発言を聞いていて特に感じたことでもかり、今考えていることですが、ひとまず、そういう発言をしておきたいと思えます。

G…大学闘争がもつとも高揚したときよりも、解放学校は何サイクルもずれているのは確かです。つまり、解放学校は10・29以前バリケードを支える部隊としてはなかった。高揚期に出された問題がフィールドバックされるときに大学闘争は永続すると断言した場合、解放学校をやつていく人間がかえたか問題に対する解答は自ら提示するしかない、そういう問題意識から解放学校は今迄自主講座を続けてきた。一番最後に松下さんの言われた困難な情況は、本質的な問題と僕は思うんですが、現在松下さんが失職していることを、抽象的でなく現実的に見た場合に、積み重ねられる小さな問題に対する答が、人定質問に永久に答え続けるといふことが言い切れる。そ

ういう闘争主体の形成がどのようなものかということを一応松下さんに答えていただきたいと思ひます。

M…私個人の闘争主体の形成というよりは、私の存在を一つの媒介として形成されつつある発想のようなものを語ってみます。処分とか起訴などが私個人に対する関係を越えていることはすでにのべました。つまり、(私)は、処分とか起訴という発想を転換しつつあるのです。労働とか生活についても、大学秩序の維持に役立つ労働を放棄する、といった瞬間から、何かの枠を永遠にふみはずしてしまつたことになりまふ。それ以後の全過程が、ほんとうの意味での労働なり生活に接近しているはずで、その(労働)や(生活)の持続は、現実的には、断片的なアルバイトの積み重ねという面を持つてしまふけれども、それが、今まで判らなかつたなにかの感應を与えてくれると思ひます。空間性も移動するとしても、それが自主講座運動なり表現運動の空間性の拡大であるともいえるし、それらの空間性の隙間からのぞいている法国家に対しても、たのしく、労働あるいは生活していきたくて思ひます。こういうことは本来、だれにでもできることなのに、そうではないとすれば、巨大な何かに呪縛されているからでしょう。それを突破する道を、共同的方法でつくりだしていくことが、今後の課題になります。

G…いまの話はきいていて、何らかのあたりで叛乱を形成していく場合に、生活の重さが、屈曲点にマイナスの意味で重みを出すことがあると思ふんですけれども、本来は、一生活者として存在することが自体が叛乱の根拠になっているという感じがする。授業拒否を都立大でしている菅谷氏がまだ失職しないで給料をもらっている。逆の意味でのしたたかさは非常におもしろい。またさらにおもしろい。

は、止められたらどう飯を食うのかということ、生活という問題に付置される思想の問題が緊急の問題となつてくるところに大学闘争が致つた。こういう問題をひとつのテーマとして、追求していきたくて思ひます。

B…おとしの12月の深沢祭の時には、討論の場になかつたんですが、(アルバイトやつてただけだ)現在では討論に出てきていくわけですね。その違いがどんな点にあるのかを考えてみると、やっぱり、その頃にはばん負けてたという感じがする。で、今はそうじゃないと言つては変だけれど感じた感じがするのはどこかというところ、言葉による表現にせよ、行動による表現にせよ、なんか表現する時に、その言葉とか、行為というものが非常にとらわれているという気がするんです。反権力的な言葉を使つても、又は、権力に直接対峙するような行為をとつていても、それが非常にとらわれているんじゃないか。例えば、今日の行動に関していえば、僕達が人文学部長選挙粉砕と言つた時に僕達に対峙してくる民青は、人文学部長選挙を守つていくわけですね。そこで僕が考えることは、学部長選挙を守つてどうするのかということですね。学部長選挙に参加する学生というものは決して今ここにいる自分自身ではなくて、最終的には法によって規定された、法があつて初めて自分がいるという人間ではないわけですね。それは他の例えば、裁判という場所でもいえると思ひます。まず自分自身を表わす前に他から規定されている。そういう存在というものを、なんとかひっくりかえしていかなければ、いかなる闘争も、あるいは、言葉による表現も、行為による表現も、権力の論理の中に包摂されてしまふのではないか。そういうことを考えているわけですね。それは例えば、この間僕達がやつたのですが、

法廷の中でヘルメットをかぶるとか、ピラをまくといつた行為はただ一回なら誰でもできることだと思ひます。どんな奇想天外な事でも、唯の一回限りはできるわけです。ただそれをどうやって連続させていくのか?そこでの意味の転換を本当にやろうるために、そういう行為あるいは表現をなんとか特設させていくことが必要なのではないか。で、そのところはまだわかつてないんだけど、それが結局僕が今考えうる大学闘争じゃないかと思ひつておるわけですね。

例えば菅谷さんの処分が出たと仮定して、(それは時間の問題だと思ふけれども)そこで僕達がどれだけのことをやろうるか、処分自体は大学当局からみて当然のことだし、処分粉砕競争をやつても負けちゃうことは分つておるけれども、そこで一体どこまでひっくりかえしていけるのかという形で闘争の質、あるいは今の課題というのが表われてくるんじゃないか、そんなような予感が、現在あるわけだと思ひます。

S…労働放棄して給料もらつてるのは資本主義の倫理からいへば悪なわけですね。さっき言つたように、大学側の共同性が完全に内部崩壊しているから、こつちが何にもしなくてもむこうも何にもできないということなんだけれども、そこだけをつきつめて考えてみてもかなりおもしろい。そこで授業拒否をした人の中にも、生活と倫理が一对一でびつたり対応しちゃつてどうにも耐え切れなくなつたということがあるんだらうと思ふんです。(書いてないんだから給料はもらえないという)けれども、共闘つていふのはいつた何なのかというところにつきつめられるんだと思ひます。例えば、今、我々が裁判のことについて討論しても、やはり、法廷へ被告人なり傍聴人なりが出るときの共同根拠とは何かということがたしかめられない。

つまり人の数だけ逆に分断されている。一概には造反とか拒否とか言つてみても、容易に連帯とか共闘とかは出てこないという気がするわけですね。

…途中ですけれど、仮装被告団と我々解放学校の運動を保障するために可能な限りのカンパを要請したいと思ひます。まず松下さんお願いします。(…)今、すべての諸君にカンパを要請してまわつたわけですが、ひとりの人だけが、何の為のカンパかということを聞いたけれども、それ以外の人達はカンパに対して何の意志表示をもちますことなく何がしかの金を出した。我々がこういう集会をやるときに常にこのようなカンパがあるけれども、そこで我々がやつていくことは何がしかの金によって我々の間におけるいっさいの対立関係をうやむやに葬り去つてしまふことなんじゃないか。確かに金と関係をとつておるんだし、我々の闘争においても重要な意義をもつておるということはいえるけれども、仮装被告団と我々解放学校の運動を保障していくのに可能な限りのカンパをしてくれと要請したときに、カンパはできないという意志表示はなかつたのか、そういうことを、今カンパをされた諸君されなかつた諸君に聞いてみたいと思ひます。

K…今、聞いて気がなつたのは、可能な限りつて言つたけど、例えばこの間は僕らが生きていく以上は一定程度の積歩という言葉が出たんで、同じような言葉でどちらも科学性は全くないしぼくはほとんど解放学校とかかわりはないわけで、保障する気も全然ない。ごまかしていたと思うから返してもらいます。まだあるんでね、じゃ

なぜここに来たんだということを聞かれるわけですが、この時間が
あるから来た、たまたま金を持ってたから出したという行為が
互いにマイナスの結合として補強しあっているんだと思う。
S...カンパするっていうのは、いっさいの対立関係をうやむやにす
るっていうことじゃなくて、むしろ逆なんじゃないの。
K...それは、来なかった人間やしなかった人間との比較においてで
あってただ対立関係をうやむやにする契機にはなる。

途中から加わってちょっと焦点が分らないけど、気になることはそ
の「事実」っていうことなんです。「事実」は一つの共同性として
あるっていう認識はないと思うんですけど、しゃべる中において、
例えば事実をひろってきいていう風にそうじゃない面があるわけ
で、ところが、事実っていうのは一つの何かがないと出てこない
っていう感じを僕らもっているわけです。お互いに事実が同じだっ
たらば、極端にいえばイコールになるような気は僕らもっているわけ
で、この間の裁判のときいっしょうけんめい考えてたわけですが、
それは、例えば盗んだっていうのは、私有関係を前提にしてある。
いっさいがものすこい前庭、体系のもとのみ事実ってあるんだと
思ってるから、事実から、とか僕には全然わからなかったわけだ
で、そこで共同性はないかというのと、全然、またわからない。
S...神戸から松下氏に来てもらって、ここでひとつの集会をやる、
参加するという、その共同性においてばくは対立はないと思うんだ。
対立があるとすればそれはこの会場ではまだ表現されていない、表
現されていないものにあるということを決めることはできないだろ
う。

I...どうい表情でカンパするかを自分にてらしてきこふこと、

と思うんです。ただ、ひとつおもしろいと思うのは、既述提起とい
うのは何かという問題が提起されたと思うんですけども、彼の発
言の中で人々の形の中に色んなしぐさをするのを見て自分が反応す
るわけなんだけど、その時みんなの現象、あるいは自分の現象と意
識とのへだたりにいらだちを覚えて、そのいらだちに対して何かを
うったえざるを得ない、それが彼の問題提起であったと思うんです。
そこでその問題提起自体がいったいどのような質を持ってどのよう
に貫徹されるかというのと、全然貫徹されないような問題提起である
と思うわけです。だから意味ないと思うんだけど、つまり、ぼくら
の感じた自分自身の現象、それをなんとか形を崩そうとする努力つ
ていうのは何かを生み出しうるんだらうか、問題提起ののだろうか、
そういう問題として受けとめ直しているんだけれども。

C...カンパとは関係ないんですが、僕は大学の学生じゃないんで、
大学闘争とか裁判闘争とかあんまり興味ないんですが例えば松下さ
んのピラに書いてありますように、被告だけが交換不可能ですよ、
実際に共闘するのはむずかしいと思うんです。ですから、表現者と
しての、あるいは意識としての自分の問題をつきつめていって、観
念の共同性というのをつかむことが現在においてゆるされる一番の
共闘の例だと思えます。

たとえば僕は今日この集会に出ようとしてある仲間と言ったんです
が、中には松下さんというと松下電気の会長のことだと思われ、松
下さんのやっていると聞しても全然興味をもっていませんし、
そういう表現者として自立してない、あるいは自分自身の意識的立場
も追求していないような人に対して松下さんはどういうふうな自
分を関係づけていこうとしているのか、僕自身そういう問題よくわ

それが欺瞞でなくてなんなのか。
G...その欺瞞が出るのが無意識であることが悪いのか、しいてつ
くろうことが悪いのか。

I...一般的にある状況と同じような状況だけど、我々自身が欺瞞に
気づかずやってしまっていることに問題があるんじゃないかな。
T...カンパが欺瞞だということが言われているんだけど、僕は決し
てそうではないということと言いたい。それは、ここに集まってい
る部分は、解放学校の運動を主体的に荷っている部分もあるし、他
で自分達の運動を展開している部分もある。そういう人達が解放学
校に対して、つまり同一の運動とまでは言えないけれども同じ線に
沿ってほしいというふうにできるんじゃないかという運動体に対し
てできる限りの保障をするっていう行為は当然なされるべきだと思
います。だからカンパ自体は決して欺瞞ではないと思います。しか
し、欺瞞的な面があるんじゃないか、それはむしろカンパっていう
よりも今のこの解放学校の運営のされ方に表われているのではない
かと思います。一人の人が自分の主張を百人に近い人に働きかけた
のに対して反応がない。その中のひとりが確かに僕だったんで自己
批判的に話っていかなければならないんだけど、そういう運営のさ
れ方こそ欺瞞性とか例えば対立を出さないとか、あるいは、その対
立があるかないか今はわからないけれども少なくともそれを明確に
するような行為ではないということが言えるのではないかと思うわ
けです。だから彼の主張はそういうことに対する批判として我々は
うければいいんじゃないかと思えます。

N...僕はそういうことじゃないと思うんだけど、いちばん最初に言
われたカンパは欺瞞じゃないかっていう提起は全然意味をなさない

からなんんですけど、何かそれに関して意見があったらおっしゃっ
ていただきたい。

M...例えば、この空間にいる人は多かれ少なかれ私(たち)のやっ
ている問題に関心を持って出会っていると思うんです。ところが全
然違う出会いもある。ひとつの例は、後任講師を媒介とする問題が
あります。一昨年すでに神戸外大で解雇処分が出されていて、現
在まで二年間その後任講師が決っていません。私の後に誰をもって
くるかという形の出会いもあるのです。外大の場合は典型的ないく
つかの段階があって、最初は大学院に在学中の人をもって来た。彼
は主任教授の命令には絶対服従ですから何も知らずにやってしま
ったが最初の授業で自分の役割を追求されて、その場で辞表を提出し
ました。二番目にやってきたのは日共系の教授で、これは独語教育
防衛、今日もそれに似たスローガンが聞こえましたが、とにかく、
そういうスローガンを、教えるのは教師の義務だというきまり文句
でくるんで右翼、民青の願望を実現しようとしたわけですけども、
私たちの粉砕行動を怖れて学外で機動隊に守られて、数ヶ月間、空
白になった独語を集中的に補講という形で学ぶという時期がありま
した。当の教師は最初は自分の政治的・教育的信念に忠実に行動し
ていたらしいのですが、どうも給料にひきあわれないほどしんどい
というので辞任してしまいました。(笑)その後、日本中を捜したんですけ
れどもどうも後任が見つからない。外国語大学であるのに、ドイツ
語を廃止しようかという声さえでたのです。(笑)どうも日本人では
だめだということで、危機感にかられた管理者たちはドイツ人を捜し
はじめました。ドイツ人でも外交官とか商業の関係で日本に来てい
る人はわりあい新聞をよく読んでいるからあんな怖いところへは行

かないことあります。ところが、修道院にいる宣教師たちは建築をほとんど知りませんから、日独親善に役立つならばということでもひきうけてしまったのです。その場合大学の管理者は巧妙で、個人交渉をしないで大阪管区、つまり近畿地方全体を総括しているカトリック系の修道院全体でひきうけてもらうという約束をとりかわしたわけですね。私は何度も修道院にでかけて行って神学問答に似た説得をくりかえしました。こんなことをしようとは、パリケード期間中予想しなかったのですが、地位の低い宣教師たちは、すぐに自分の役割に気がついていかなと言います。管理者になるにしたがって抵抗が激しくなり、最後に残っている管区長というのが、いったんひきうけると約束したのを破るのは、ゲルマン民族の誇りに反する」と怒りました。(笑) 大学闘争が、ついに(ゲルマン民族)というナショナルな表現をひきずり出したということがあるわけで、(笑) つまり、そういう表現に出会うという関係が、私にはおもしろい、ないしはおそろしいのです。表現の空間性にこだわり続けることによって意外な空間や人間とめぐり会うのではないかという気がします。

だから、私を支持するという形でひき寄せられてくる人もあるし、私を粉砕するという諸君がくる場合もあるけれども、そういう直接的な接触とは全く無関係にはばかりひき出されてくる問題、それへの不可避免的な接近、出会いにより深い関心があるのです。……今の質問にうまく答えられたかどうかわかりませんが。

Y: さっきのキャンバのことについてですが、キャンバをした人数は多いけれども、発言している人数は少ない。つまり解放学校を自分の問題としてどううけとめるのかということはまだ全然わからない。

ように突破していきけるか。松下さんは、60年安保の体験とか、その後具体的に表現をしてきた、その表現の中で、神戸大学の闘争を現在聞いている。そういう根拠は、ぼくにとってはすごいという感じがするわけです。そこをちよつと聞いてもらいたい。

M: ひとくちには言えないと思いますが、60年安保という言葉が出たのでちよつとふれますと、私自身はその頃は一度もマイクでしゃべったことのない人間でピラも書いたことがないしオルグをしたこともない。にもかかわらず共産主義者同盟の一員であり、挿美習子の死の空間性にふれているというかわり方なのです。あの大学闘争が始まるまで私はピラを書くこともマイクでしゃべることも、とてもはずかしくてできないという感じがありました。一種の言語障害に近いような感じがあって、にもかかわらず慈学教師であるという残虐な職業についていたのです。それから、神戸大学というのは、60年安保の痕跡を殆んど持たない大学でした。そこへ私が投げ込まれて、無言が重層化していったわけで、つまり東京にいても無言である時期が続いたのですけれども、それがさらに加速されたという関係があったと思います。それと私の「表現集」にも収められていく。「パリケード的表現」の中に、こういうのがあります。「情況に」とって最も切実なスローガンを、自分にとって最もふれたくないテーマと結合する」という問題が、つまり、共同のスローガンを叫ぶことは割合簡単だけれども、それと同じ比重でもって自分の触れたくないテーマをどうやって引きずり出すか、構築するのかわりかという点とはすごくむずかしいわけで、私の方はその触れたくない、あるいは伝達不可能な問題を、60年以後の情況の無言を不可避的に包括する方向で追求せざるをえない段階があったのです。そういう追求の

ですから自分自身、自分の意識作業の中で未分化のままここに存在しているわけです。

で、松下さんの問題をどううけとめるかという問題はむずかしいが、キャンバが欺瞞だったという問題は具体的にキャンバした人間に対してひびくわけです。欺瞞に満ちたキャンバをあなたははどうするのかというのを聞きたい。

I: 現在の資本制社会において金というまさに仮装されたしろものが、価値を持つものとして通用している。そこで我々がそのような仮装にのっかった形で欺瞞としてのキャンバを行なわざるをえない、それをはっきり確認しながらキャンバをする、そういう分裂を自らのうちに持ち込むことによってしか運動をなすことはできないのではないかという気がするわけです。だからそこで僕はその金を返すということは考えないし、仮装被告団と解放学校の活動の資金にしていくべきだと考えます。

S: 広く言ってみれば金を出さなければならぬような場所に我々がいるっていうこと、そのこと自体が欺瞞であって、金を出した個人に問いかけても問いは成り立たないという気がするんだけど。

U: 現在の松下さんは神戸大学あるいは法廷でもって聞いているわけだけれども、松下さんの現実的な闘いを聞こうに思った根拠みたいなものを言ってもらいたいと思うのです。例えばぼくは、過去に闘った僕自身の問題提起、そこに広められた問題が、僕自身の生に対して本質的なものを提起していると感じているし、それ故に手放したくないという感じがあって、松下さんの闘争に現在興味をひかれているのですけれども、しかし自分の状況なりすべての状況が閉塞され、拡散されている時、各人が自分でみつける他ないけど、どの

はてに、大学闘争と出会ったという感じですが。そこには一種の幸運もあったと思います。だから直接私の体験なり経過を平行移動して応用することはよくないと思うのですけれども、ともかく言える事は、共同性のスローガンだけでなく、伝達不可能な、自分でも触れたくない問題というものを同じ比重で持続的に構築しうるかどうかという点にかかっていると思います。だからこそ、仮装被告団においても、単に国家権力との対決その矛盾の暴露というに留まらず、むしろ被告団、闘争にかかわっている者自身に含まれる言語に絶するいろんな不可解な問題、対立とか矛盾とかあるいはその逆のものとか、そういった重層的な運動として仮装被告団を作り出そうとしているわけです。これからどうなっていくかさっぱりわからないし、あるいは、気が付いてみたら何もしてなかったという事になりかねないのですけれども、ともかく60年代に私がどうにも解決できなかった、あるいは触れられなかった問題を法廷を逆用してどれだけ展開しうるかということ。大学闘争の体験は、それを言語化するためには、おそらく数年かかると思います。ですから、いますぐむりに連続させようとしたら、あるいは無理に形あるものにしてしまうとしないでむしろ深く沈んでいる部分もあっていいと思うのです。むしろそれは、隠すとか忘れるためというのではなく、さっき言った触れたくないテーマをより深く構築していくという意味なのです。それが数年後あるいはもっと後に、自分でもいまは気付かないある闘いの場というものと結合していくだろうと思います。私自身も、さまざまな敵から発狂していると評価されているのですけれども、発狂しないで生きつづけていくつもりです。

G: では、一応今日の討論を終りたいと思います。空間は離れてい

ても、個別的なテーマ、ふれたくない問題をいかに言語表現に持つていくか、あるいは思想として結晶させていくか、そういう困難な

作業をきつと続けていくだろうという感じがします。

〔解放学校通信〕からの転載

注1 仮装としての被告とは何か

私たちは、法国家やそれと岐立する固有の存在条件に規定され、しいられた仮装をしつつ生きるをえない。それをあらためて確認し転倒していく契機としての裁判闘争が始まろうとしている。異常な(?)服装や、歌や、雪のように舞う紙片……などは、すべての闘争手段や表現方法と同じように、()としての仮装をしいてくる力に対する反撃の模索であらう。

ところで、きみにとって仮装とは何か。

裁判官、廷史、検事、弁護士、傍聴人などは交換可能であるのに、被告だけが交換不可能であるのは、矛盾していないか。法的時・空間においては、被告こそ、最もしいられた仮装者であり、かれにとっては、被告を出現させるこの世界の仮装性を解体していく仮装者として登場する他に生きる道はない。

一方、権力によって、同じ時・空間に召喚されている、いわゆる被告たちは、まだ、外在的にしいられた統一性しか与えられておらず、真の内在的な統一性を創りだす仮装者とはなりえていない。

従って私は、何かの力にひきよせられて、この裁判にかかわっている全ての人間たちに、仮装とは何か、とりわけ、仮装としての被告とは何か、を追求するように要請したい。

もちろん私自身も、この要請に従って、権力や存在条件の矛盾を逆用しつつ、なにものかにむかって仮装し続けていくであらう。

一九七〇・一一・二四

なにかのEveに

仮装被告(団)

松下昇

注2

第一回公判調書

被告事件名 および 被告人氏名	器物損壊、建造物侵入および威力業務妨害 松下昇(出頭)
公判をした 年月日 裁判所	昭和四十五年十二月二十四日 神戸地方裁判所第三刑事部
裁判官	裁判長 山下鉄雄 大須賀 欣一 林 豊
裁判所書記官	西山 明 光
出頭した弁護人	大西 康助 ・ 荒川 洋二 榊島 正法 ・ 新谷 勇人 ・ 仲田 隆昭

人定質問

被告人名を呼び上げたところ答えず。同時に開廷された関連被告事件の被告人らとの判断がつかないので、裁判長は大西検事に記訴状記載の被告人を指示させた。

法廷の秩序維持のための処分

被告人の入定を始めた時、傍聴席前列に着席した五名の男が急に立上ると同時に着衣のつくり襟、黒セーターの上に、一斉に白シーツをガウン風にまとい、聖歌隊員の仮装をし、傍聴席の他の者らと合呼応して、クリスマス讃歌を合唱し始めたので、裁判長は讃歌を制止すると共に、右仮装の男五名の退廷を命じたところ、右五名は退出した。引続き被告人席の一名の男（後に、入定により被告人であると判明）が起立して傍聴席に向つて「この被告席において統一被告団会議を拡大したいと思う。」等の発言をしているのを裁判長は制止し、被告人席にあって、被告の入定を混乱させていた男三名、女一名に対し、裁判長は次々と退廷を命じ、法廷警備員をして排出させたが、そのうち、黒コート着用の男一名が右職務執行中の法廷警備員に抵抗したので、裁判長は直ちにこれに対して拘束を命じ、兵庫県、警察本部長派遣の生田警察署警察官をして、裁判所構内の交通事故相談室にとどめ置かせた。なお、傍聴席に起立して、右退廷並びに拘束処分に対し大声で抗議している男一名に退廷を命じ、法廷警備員をして排出させた。

裁判官の処分に対する異議申立

検察官 大西

被告人のメモ用机を、同人に供与することは長年の法廷における訴訟慣行にもとり、法廷秩序にいちじるしく反するので、同意旨の裁判長の許可処分に異議申立する。

裁判長

検察官の異議申立は、その理由がないものとして棄却する旨の決定。

続行

審理予定時間を超過したので裁判官は続行する旨告げた。

次回期日（異議指定）

来る一月二十二日 午前一〇時

特記事項

閉廷直後、被告人は退廷する際にし、予め用意した多数の小紙片を傍聴席に向つて散布したので、裁判官はこれに対して拘束を命じ、兵庫警察本部派遣の生田警察署警察官をして、裁判所構内の交通事故相談室に留め置かせた。

昭和四十六年一月八日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判所書記官 西山 明光

第二回公判調書（松下昇他四名）

併合

裁判長 本件併合に、被告人に対する昭和四五年の第一〇七七号器物損壊被告事件並びに森川佳津子に対する昭和四五年の第五三二号、上野重司に対する昭和四五年の第五三二号、榎木善純に対する昭和四五年の第五三二号、橋本和義に対する昭和四五年の第五三四号、各建造物侵入等被告事件の各弁論を併合する旨の決定。

公判調書の記載に対する異議申立

併・神島 各被告人に対する各被告事件の前回公判調書には、検察官の指示により出頭した被告人らの入定が完了したかの如き記載があるが、弁護人としては、前回公判で行なわれたのは、単なる被告人の出頭確認に過ぎず、入定手続とは解さないのが妥当と考えるので、右記載については、その意味で正確性の異議を申し立てる。

裁判長 裁判所が入定質問を行おうとしたのに被告人らは、これに応じなかったため、検察官の指示により被告人らの入定確認を済ませた。従つてその旨の記載がなされている当該期日の公判調書の正確性についての異議申立はその理由がないものと考えらる。

入定手続きについての意見

併・神島 検察官の指示により仮に入定確認をすませたとしても被告人らが応ずるなら、入定質問を更めて施行してもさしたる訴訟遅延もなく、手続きの安定性、確実性からは、かえつて妥当と考えるので、追完的に入定質問を施行されたい。

入定時間

併・松下昇 入定質問そのものに応じないわけではないが、まず最初に受ける必然性はないので、この段階で応じるわけにはいかない。

併・森川 （黙して答えない）

被告・上野 後記法廷における秩序維持のための処分としてなされた傍聴人二名の拘束に際し、法廷に警察官を導入した理由の釈明を求める。裁判所がそれについての自己批判をしない限り人定質問には応じない旨陳述。法廷における秩序維持のための処分

被告人松下山の定質問に関する同人の陳述が終った頃、傍聴人のうちから、茶色のジャンパー着用の二、三歳の男が、傍聴席前列付近に起立し、傍聴席に向ってアジ演説を始めたので、直ちに裁判長はこれを制止した。右の者はその制止を無視し、更に演説を続けたので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、兵庫県警察本部長派遣の生田警察官をして、裁判所構内交通事故相談室に留めおかせた。当裁判所（当合議体）に係属中の他事件の被告人として、当裁判所に顕著である本件被告人、橋本和義は、傍聴席に着席し、開廷直後から、裁判長の制止に拘らず、しばしば、傍聴席から発言し、また裁判長の被告人席に着席すべき旨の命令を無視して傍聴席を離れなかつたが、前記傍聴人の拘束直後重畳に発言し始めたので、裁判長はこれに対し拘束を命じ、前記警察官をして前記場所に留めおかせた。開廷直後より傍聴席各所から傍聴人による野次、罵声、失笑などしばしば起っていたが前起人定に関する被告人らの陳述終了後、裁判長の指揮により、検察官の起訴状朗読が始まった頃、傍聴人多数による抗議で、法廷内満場騒然となり、裁判長は、傍聴人全員に退廷を命じ裁判所警備職員、法廷警備員、兵庫県警察本部長派遣の、警察官をして不退廷の傍聴人を法廷外に排出させた。裁判長の処分に対する異議申立

弁・新谷、樺島

傍聴人全員に対する退廷命令及びその執行につき左の理由により異議申立

- 一、傍聴人全員退廷を命ずるには、余程重大な審理妨害があつて、而もその者が全然特定できないということが客観的に明らかであるという状態であればならない。ところが先刻の傍聴席からの発言者は、特定できない状態ではなかつた。従つて発言している者に対し順次退廷命令を発してこれを執行していけば足るのであつて、稱余の断断に傍聴してゐる者をも含めて直ちに退廷命令を発したことに、合理性、妥当性がなく裁量権を超えて不適当な処分である。
- 二、同じ傍聴席にいる新聞記者に対しては、退廷命令を執行せず、他の傍聴人に対しては、これを執行するといふのは合理性に欠ける。裁判所は、特定の好みに合つた者のみに傍聴を許し、それ以外の者すべて排除するといふのは違法な傍聴制限である。

裁判長

異議申立は、その理由ないものとして棄却決定。

分離

裁判長

本件弁論より不出頭被告人樫木善純、同橋本和義について各弁論を分離する旨の決定。

分離弁論についての指定告知した次回期日

来る三月一〇日午後一時

主任弁護人の指定

裁判長

被告人松下山、同森川佳津子、同上野恵司、の主任弁護人樺島正法に指定する。

法廷秩序維持のための処分

検察官の起訴状朗読が始まった頃、被告人松下山は、検察官の把握したハンドマイクを奪取しようとしたが、直ちに、裁判所警備職員及び法廷警備職員に阻止された。傍聴人全員退廷後、再び検察官の起訴状朗読が、強行されるや同人は、「被告人がいらないのに朗読できるんですか、そんなものはやれませんか」とか「そんなもの認められませんよ」等と発言し、退廷しようとしたので裁判長は直ちにこれに対し、在廷すべき旨命じたが、同人は無視し、なお退廷しようとした。裁判長は同人に対し拘束を命じ前記警察官をして前記場所に留めおかせた。

指定告知した次回期日

来る三月一〇日午後一時

昭和四十六年一月二十九日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判所書記官

西山明光

されているといえるだろう。

註記

- 註1 「文学界」とその時代(上巻) 第一章第六節
 - 註2 福田清人「尾崎紅葉の人と作品」
 - 註3 「言語にとつて美とはなにか」(第II巻) 第V章(構成論)
 - 註4 「北村透谷研究」第三部
 - 註5 「幸田露伴のために」(文学)一九六六年五月所収)
 - 註6 「北村透谷・試論」で現在、可視的になっている部分の目次を以下に掲げる。
- 第一巻 一生中最も権威たる一週間
- I わが内なる迷宮 (19号)
 - II 一生中最も権威たる一週間 (19号)
 - III (幻滅)への旅 (25号)
- 第二巻 不安な越境……「芝居之侍」から「運至三」へ
- I (20号) II (22号)
 - III (23号) IV (24号)
- 第三巻 非望のエロス
- I 蝶のゆくへ (26号)
 - II 奇癖の少年 (27号)
 - III (特)の内壁 (28号)
 - IV (特)の真相 (29号の予定)
- 第四巻 山路登山とは誰か
- I 前提的批判 (「犯罪」2号)
 - II …………… (本誌30号の予定)
- 第五巻以下は未定。

あとがき

(北川)

一般の寄稿とは別に、今回も「解放学校通信」から「松下昇の報告と問題提起」を転載した。この転載は、わたしが五月に神戸大教養部の「」広場を訪れた際に、松下氏から「解放学校通信」を手渡され、改めて読んでみたところ、松下氏からも「解放学校」からも同書を得たことよって、これまでも繰り返し述べてきたように、「あんかるわ」発行の根拠は、資本や政治の共同性から、あくまでも道徳的領域、非公然な領域に、表現の「自由」を突き入らせようとするところにある。それを直接購買的思想としてとらえてきたのである。そして、その発行の根拠にも「とも重たく交差するものを見出してきたからこそ、これまでも六甲空間における(表現運動)と全面的な対応が試行されてきたのである。ところで松下氏と協働者たちが、六甲空間で展開している(表現運動)が、現在、「仮装報告」あるいは「第六番目の報告」の創出を必須とする段階にきているとき、それは同時に「わたしたち」の表現の中核を貫く理由が、さまざま異次元・異空間に広がっていき(仮装報告)創出の契機あるいは媒介となるようにというところにあることはいまでもない。それについて、これが読者にまで痛くに来た段階の過程がもっている構造が、わたしには「仮装報告」創出についての困難と展望についてある示唆を与えているように思えてならない。すなわち、六甲空間(神戸)で展開されている(表現運動)が、それと同質・別次元における展開を目ざしている(解放学校(東京))で報告・討論されたのが第一段階である。それが「解放学校」の書名の多大な時間と労力の費消を待って、原稿化されたり創された「解放学校通信」の第二段階である。さらにそれを受けとったわたしが寄稿とみなして「あんかるわ」に転載する作業が第三段階である。この五ヶ月を越える時間と、東西を飛躍した空間性ももっている問題は、「あんかるわ」及び、その読者と「表現運動」との間にある距離こそを象徴している。その距離は表現の根拠の更新、あるいは「仮装報告」創出において埋めなければならないだろう。しかし、同時に、その段階にみられる徹底的な非公然の伝達空間の拡大とそのなかにつらぬいている(表現運動)の思想の飛躍力、自立性、あるいは内発性こそは、未だの「仮装報告」創出への展望でなくてはならない。

なお、(事)展覧、展(事)展覧、人(事)展覧等、重畳していく(事)の(表現運動)とつより連続する対応を希望する人には月二回刊(10月号分二百円)「自由紙」である「メタ」をおすすめする。これは最近号のすべてにおいて(表現運動)関係の資料を載せている。

発行所 神戸市須磨区須磨見台町一三一 赤木真澄 方

◇あんかるわ叢書6◇

沈黙と刺青

福岡健二詩集一九六九―一九七二(一)

七月上旬刊行

二〇〇年代の異のしつとも断片的でラジカルなものは自己意識的によりに全力を傾けて、いまさらながらその時代に新しい詩的文体の成るを待てる形勢の中の一冊集。

収録作品 二十篇
A 五版 一一二頁
定 価 八〇〇円(送料を含む)
部 数 三〇〇部

続刊

◇第七集 福岡健二詩集一九六九―七二(冬の歌律)
◇第八集 福岡健二詩集一九六九―七二(鬼になるまで)

なお次のあんかるわ叢書はすべて品切れです。

- (1) 瀬川司郎詩集「眩暈の中に立っている」
- (2) 北川 透詩集「眼の韻律」
- (3) 「中江俊夫語彙集」
- (4) 「菅谷規矩雄詩集」
- (5) 北川 透詩集「闇のアラベスク」

あんかるわ叢書刊行会

重慶市寺子町字庫前一九ノ三
TEL 0532-453804

お知らせ

あんかるわ叢書は第四集まで岡田書店が刊行してまいりましたが、種々の事情より、引き続きの刊行が困難になりましたので、第五集からあんかるわ叢書刊行会が引き継ぎました。小部数発行ですので、すぐに品切れになっていきます。御希望の方は早めに御注文下さい。また、この叢書への参加は、寄稿者なら誰でもできますので、御申し出下さい。

あんかるわ叢書刊行会

有時

岡田 啓個人編集雑誌

六月三十日創刊
季刊 三月号 五〇〇円

(内容目次)

- 評論 瀬川司郎(詩人論)、岡田啓(松下昇覚書)
- 作品 菅谷規矩雄・吉岡孝・北川 透など
- その他(試行) 総目次、岡田書店古書在庫書目等々収録。

振替 名古屋 二七四四三 〇
岡田書店 TEL 0464-9117
岐阜市長良町九

44

したたかに自主闘争運動といったものをあらゆる空間に展開し、そして我々都立大学における浮放学校に69年の12月、「報復と一行の詩」という我々が斗争を展開していく中であつて、敵と見定められた者に一行の詩を書かせるという我々にとつてしんどい問題を提起してきたと思ひます。

さらに松下氏は、71年の我々が裁判斗争を闘つている中において、71年1月に仮装組織論ということ、民事・人事・刑事の裁判過程で形成されてきた仮装被告団の報告として、国家というものが法として成り立っているその姿というものを報告してきたらうと思ひます。

それでは松下昇氏の方から問題提起を受けていきたいと考えます。(拍手)

不可視の観点から
(72-6)

それを自分自身のあるいは全国の様々の処分問題と比較してどのような特徴があるか、そういう問題を最初に見ていきますと、神戸大学における処分過程というものは、すでに69年12月の段階で教授会の議題にあがつており、その事件で私も教授会粉砕というところで起訴されているわけですが、その後には私は浮放学校で発言しているわけです。70年3月に処分調査委員会が結成され、4・5月、機動隊を導入して逮捕・起訴を課されたりと、8月から10月にかけて評議会が処分を下している。時期的にみればそういう差があるわけですが、それ以上に重要な点は、都立大学における処分過程というものは大学権力の極めて長期間の無言の過程があつた。そしてその無言が一気に急激な圧殺過程に転じている、そういう前段階あるいは大部分の段階の無言の過程とその最終の段階での言わば滝のような圧殺過程、その対比が極めて特徴的であるという点です。

2番目の特徴は、私に対する懲戒免職の理由は12項目あつたわけですが、ところが菅谷規矩雄君の審査説明書というのを見ますとそのような事実性に関する問題は一切捨象して、ただ単に、授業を拒否したということだけを挙げています。これは極めて大きな違いだと思ひます。といいますのは、神戸大学における処分過程が、教授会から評議会に至る段階で、数ヶ月から半年近くかかっているのに対し、都立大学はわずか1ヶ月で済んでいるその質的な違いにつながつてくるということです。つまり、処分理由の中に様々な事実性の問題を、それも学外の問題も含めて提起しますと、その審査・処分の過程が極めて複雑になり、また

B、A不可視の観点からV—松下昇氏—

浮放学校で話をするのは3度目ですけれども、今日特にいつておきたいことは、70年1月の菅簡で菅谷規矩雄君から私に宛てて次のようなことを書いてきたわけです。それは、「最後まで闘う1人が最初に関わり1人であることを示しうる時まで生き続ける」という文句です。それには幾つかの歴史過程というべきものがあつて、私自身は、先程紹介者が言われましたように、69年2月2日に「情況への発言」という形で、「授業拒否を含む大学の秩序を維持する一切の労働を放棄する」という宣言を行なつたわけですが、それだけでも、菅谷規矩雄君はその段階では名古屋に居まして、69年10月に都立大学へ移つて来たわけです。そして、封鎖解除を経て11月11日に授業拒否宣言をしている。菅谷君は、神戸大学で2年間私と一緒に居た人間であり、69年の闘争過程・パリケード空間の時期には名古屋に居り、そしてその後現在まで東京に居る。そういうた私と菅谷君との前史過程というものを考慮しないと、今の発言の重さというのはいくらでもないと思ひます。別の彼の書簡の言葉で言い換えますと、「君(松下)がどきどきすることを選び取つたものを、自分は移動することを選び取つたのだ」と言ひ切らなければならぬ。そういう表現もしているわけです。今紹介しました2つの表現が正に包圍するというのが一致するということ、そういう時点で、いまここで発言し得る、そういうことを最初にいつておきたいと思ひます。

先程、菅谷君が処分過程の問題を幾つか語りましたけれども、様々の反響が予想されるので、それを切り捨てるために、授業拒否という抽象的な事実性にしほつて処分攻撃をしかけてきた。そこに、今度の処分の全国性的というか、今までの処分過程を極めて綿密に検討し合理的に処分を強行した、そういう九意図を読み取ることができると思ひます。

これに関連しますけれども、審査説明書と処分説明書を比較すると重大なことが浮ります。つまり、5月8日の審査説明書は、ただ単に授業をしないということだけをいつている。ところが処分説明書になりますと、そのような審査過程における菅谷君を含む浮放学校の行動が同時に処分理由にされているわけです。そのような重層性というか加速性というものは、非常に大事なことだと思ひます。つまり、権力の方はこの数年の総括を彼等なりにやつてきて、ただ単に圧殺するだけでなしに、その圧殺に対する反撃過程をも同時に圧殺に加速させ重層させていく、そういう方針を明確に対象化しつづつあるわけです。そのことは例えば、南山大学(名古屋の大学ですが)における学生処分にはつきりみられており、最初は停学1ヶ月というものをいつておいて、それに対する我々と同じ戦線で闘う人間たちの処分粉砕闘争というものを逆に口実にして、退学処分及び告訴・起訴という形で重層的に圧殺してきています。そういう面からいつても、教師・学生を問わず、処分のやり方・闘争の圧殺のやり方というものが国家的な規模で行なわれてきているということがいえると思ひます。

その次の特色というものは、とりわけ都立大学・東京といつた水準での問題にもつながりますが、スターリニストの役割、闘争

末でしたか、その停学1ヶ月に関する事実調査の会場というものがあつたわけですが、その会場である研究室に落書をしたということ、告訴、起訴がなされているわけです。同じ形態で、同じ場所・表現行為に対して、起訴がなされています。

それから、昨年の5月から7月にかけて生協総代選挙というものがありません。これは、大学構成員というものは同時に労働組合なり生活協同組合に加入しているわけで、その身分規定というものが重層化しているわけです。だから、教官として免職されたとしても、労働組合員あるいは生活協同組合員としては、そのまますトレートに身分を失うわけではない。そういう関係性を逆用して、教職員代表の総代という形で立候補したわけです。そうすると非常に大きな問題が起きました。つまり、大学当局からすれば、既に免職された人間であるから立候補の資格はない。当然、教職員組合を握っている日共は、それを許すことができないので対立候補を立ててくる。それから、現在生協を握っている部分、もとはバリエード空間で活躍したこともあるわけですが、これも、現在はその巨大な機構を運営するという作業があるために決定的に大学と対立することはまずいと考えている。そういう問題を抱えて昨年の5月から7月まで、また、今年のやはり5月から6月にかけて、選挙という問題をめぐって闘争の拮据が強いられてきたわけです。今までは、大学当局とか機動隊とかいろいろの権力の先端部分との対決であつたわけけれども、そのような選挙過程になりますと、そのようが選挙過程になりますと、そのような上層部を支えている存在、あるいは何らかの形で闘争し

てきた人間とまで対立せざるを得なくなる。そういう問題をやらせて来たわけです。同時に選挙という問題も、自分を代表し得るのは自分だけだという立場に立てば、自分が0か1の票をもつことはあり得るけれども2以上は成り立ち得ない、いわば2進法の世界像というものが現われてくるわけで、その問題は今後とも永続化していくだろうと思います。

また去年の7月、これは人事院の審理というものがあつて、これもさつき菅谷君が述べましたように、人事院の審理というものは、現在のブルジョア法体系と比べますと一見ゆるやかに見えるけれども、実はそれは処分の最終過程の儀式をも意味するわけであつて、より悪い例を挙げれば、刑事裁判なんかでは被告がイヤだと言つても無理矢理引つ張り出して殺していく過程があるわけです。ところが人事院審理というのは、あるいは大学の評議会の陳述でもいいわけですが、陳述の機会、反論の機会を与えたという証拠さえ残せばいいわけなんです。そのような意味からして人事院審理というものが昨年の7月に永続的に打ち切られた。これはバンによつてなのですけれども、それは1969年の岡山大学における人事院審理が水によつて粉砕されたという問題とも関連してきます。これについては、まだ総括し切れない幾つかの問題があるわけけれども、それは、今後菅谷君が人事院評議会なり処分紛争の過程で否応なしに突き当たる問題でもあると思つてます。今無意識に永続的Vつていう言葉を幾つか使つてしまつたわけです。つまり、A V公判の永続的な休庭、あるいは109

として債権者が、国（国家です）その法務大臣なのです。それで、債権者（つまり私）の方は永続的に同じ人間であるにもかかわらず、債権者（つまり法務大臣）ていうのは内閣改造の成程にどんどん替るわけですね。で、そういうたつた両方も含めて、裁判闘争というものが刑事裁判から更に広がつて民事裁判というものを含んできています。また、その民事裁判には補助参加申立人というのがあるわけです。これは、法的には、補助参加を申し立てることとは一応誰でもできて、それが却下されても高裁で決定が出るまでは訴訟行為をすることができ、従つて最低限一週間はできるわけです。現在神戸においては、ほとんど実質的にそれが地裁では却下されたが、高裁が決定を出していないために訴訟行為ができるわけですね。従つて、大学当局に対する反対尋問とか、そういう名目での様々な表現行為が可能になつている。つまり、刑事裁判における仮装被告というのは、柵をひとつ越えるだけでも極めて大きな意味をはらんでいるわけけれども、民事裁判においてはそれが、少なくとも可視的には、極めてゆるやかである。そのゆるやかさのなかに実は真の意味もはらんでいるわけだけれども、少なくとも、そういう仮装被告、仮装組織論の問題を、刑事裁判についてだけ発想するのではなくて、民事裁判、あるいは人事院審理を含む闘争より広い領域ですね、つまり、生活領域全体における共同参加の問題として捉える必要があるということになります。

それから、3番目の問題は、今述べましたように、私達の戦線が極めて拡大して、また複雑になつていいる。処分過程から出発し

ながらも、刑事裁判とか民事裁判とか人事院審理とか、あるいは名付け難い領域での様々な事柄、ま、仮りに「闘争」この「闘争」というのは事柄の「事」ですが」という風に名付けてみますと、私道がある表現の模範なりあるいは空間性なりをこぼり抜いた場合、現在の社会—国家の秩序の「尊厳」に触れてしまっているのではないか、という問題があるわけです。つまり、ただ単なる刑事裁判だけでなしに、民事裁判とかあるいは法廷を媒介としない様々の段々に触れてしまうのではないか。それは、一方で、闘争領域・生活する領域全体の対象化というものを指しているように思われまます。重要な問題は、そうであるからこそ非存在の闘争が強調されてくる、ということがあるのです。その非存在の闘争についていくつかの例を述べます。

例えば、解放学校は、昨年の3月以降、六甲における仮装被告団の闘争に何度か共同の参加をしようとして試みながらも、その度に三里塚へ引き裂かれていつた。その闘争ひとつ取り上げても、我々の直面する対象というものが非常に深く複雑になつていて、同時にひとつの空間で共同して何かを行なうということが困難になつている。また、それは闘争についてだけいえるのではなくて、生活領域、ま、失敗後勤くという闘争も含めて、その労働過程が闘争過程とやはり分離せざるを得ない。従つて、眼に見えない形では、仕事に忙しいためである闘争の現場に非存在する、ということも起り得るわけです。だから、そういう「闘争」も含めて私達の表現行為というものを捉える必要がある。

非存在

非存在は当然一切の状況・問題についてもいえるわけで、それをこのように包括し、ひとつひとつの段階において逆用していくかつていうことが、今後とりわけ六甲における闘争で必要になつてくるだろうと思ひ、それは、ただ単に六甲だけでなしに、南山なり解放学校なり、あるいは、未だ私達が名付けていない領域での闘いというものに、不可欠の課題として登場してくるだろうと思つています。

その他、幾つも提起したいことはありますけれども、時間的な余裕だけではなしに、私自身未だ表現の位相にのぼせることのできない幾つかの条件をもつていいますので、今はこれだけにして、後で討論の過程あるいはその他様々の表現過程において、この闘争を追究していきたいと思ひます。(拍手)

司会

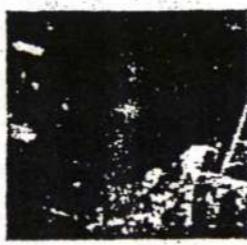
松下昇氏の方から繰り返される逮捕・起訴そして裁判闘争のなかから引き出されてきた数々の問題と、そして我々との関わりをなかに、非存在の闘いの方向といつたものが顕著されてきただろうと思ひます。そしてまた、菅谷処分過程における問題と松下処分における問題の関わり、それは5つの闘争点として提起されたわけですが、けれども、そういうことも含めてかなり大きな問題が提起されたと思ひますので、討論の場において更に深化させていきたいというふうに考えます。

それでは次に、70年夏の解放学校生徒自主評議の時、「知識の先鋭性、知識人の存在の先鋭性」という形で、

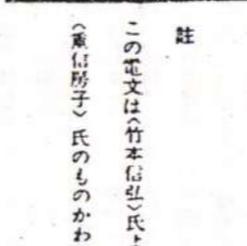
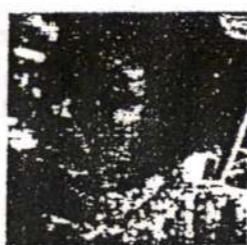
もう少し具体的な例を述べますと、昨年の9月、民事裁判が行なわれたわけですが、この直前に私、私たちは109教室の問題で逮捕されていて、ちょうど3日目に民事裁判があつたわけです。御承知のように、3日目には裁判所でこう留尋問、判事による尋問があるわけですから、そこへ車で連れて行かれた。その判事尋問のすぐ近くの法廷では民事裁判が行なわれていたわけです。いや、行なわれようとしていた。私達は、当然そこに参加できるものと思つて楽しみにしていたわけですが、それは検察庁の一方的な命令で拒否されて、直ちにそれぞれの留置場に引き戻された、という関係がありました。そこにおいては、私達逮捕されたものは、民事裁判に非存在のまま加わらざるを得なかつたわけです。同じ問題が7月の人事院審理にもあつて、5日間の尋問期間中パンの闘争をはさんで、第4日目には会場には居ないで横の控室に居たし、5日目にはその建物にも居なかつたし、そして第6日といひますか、これも菅谷君のピラにまつた言葉ですが、8月6日目へ向つて出発するVという表現行為を認めたわけですが、また10月1日においても、私ともう1人が、V公判で監置されたために、その1週間後の南山大学における第1回公判に参加できなかった、ということがあります。今年に入つてからも、6月1日には、生協総代の選挙とそれから今年の2月にタマゴを投げた事件での第1回公判が重なつたわけですが、けれども、それもその場合にも法廷には存在することができなかつたわけです。

今、まあ、尋問の水車での非存在を語りましようか、われわれに対して、知識の専有としてその態度に対する、まさにその主体性の欠落として、知識に対する批判と、そして我々に、自らが知的に上昇過程をたどるなかにおいて、たどらざるを得なかつたことに対する根底的な批判というものをし、そして、知識とはまさに、知識自体として先鋭的に存在するものではなく個人における主体性と思想性の問題である。という形で提起し、現在南山大学における、団交要求—監禁—強制退学—逮捕—起訴、といつた闘争の圧殺過程における極めて峻しい闘争に対して、自ら主宰してられる自立闘争の「あんか」において、「自己組織への階梯」という形で、「風土的欠損・反風土的幻想の創出」ということを根底におきながら闘つて来られた、北川氏からの問題提起を受けていきたい、というふうに考えます。(拍手)

さんからお話しがあったように京都大学評議会は権力警察にそう
いったものを全部横流しした。で、岡山にも六月二八日、それからこ
の目録の中にはありませんが、二九日、合計六ヶ所の捜索があった
というわけです。ひとつは私の居住——目録では六月二八日岡山そ
のケドですが——朝の七時頃六人でやってきて、引つ掻き回して竹と
いう字か松という字があるものはみんな持っていった。その外、先
程ちよつと触れました岡山教授センターが捜索されそこにあるピラ
——準抗告申立書にかかれています——竹の字も松の字もないも
のまで持っていった。ひよつとしたら坂の字があったのかもしれない
せん。それに対しては準抗告申立書が出されています。それから岡
山で最大規模にやられたところは谷川正彦さん、彼は岡ビルという
大きな百貨店というカビルがありますが、その中に一つの共同体を
形成してきた人ですが、そこを五〇人からの警官が包囲して電話番
号簿のメモ、とかいったものまで持っていった。それに対しては谷
川さんも準抗告を申立てています。目録の内にいるのが谷川さんの
ボケットから奪われていったものです。谷川さんは岡ビルに二〇年
住みついて根をはやしている、そういうところを向うが最も集中的



電報
カクジ ツニハンゲ キシヨウチテ
イヨリレンタイラコメテノブ



注
この電文は(竹本信弘)氏よりのものか
(重信房子)氏のものかわかりません。

にねらったということがあると思います。それから谷川さんは森永
ミルク事件に関しての森永告発の会の中心的な活動をやっている人
で、森永告発の会の内情を知ろうとする向うのねらいもひとつあつ
たでしょうね。(注)にあるのが救援センターから持っていったもので
は「じゃんきい」というスナックです——これには僕もかわつ
てきたのですが、今地下に潜らざるをえないということになってい
るんですが、一〇三が不可視のバリケードであれば、「じゃんきい」
は権力への二重バリケードといったものと言っているでしょう。こ
こでは押収品目はなしです(注)。ここに書かれていませんが六月二
九日に一〇三、これは大学側が建造物損壊で告訴しその事を口実に
して入っていますけれども、こんど竹本問題とのカラミということ
で入って、うわさによりますと竹本問題に関する重大な何かが見つ
かったらしいです。
(注)「じゃんきい」の捜索に関しては、「共同経営者」の誰一人
にも連絡されず、立台人が誰であったのかも全く不明のまま
である(詳しくは岡山救援通信復刊号(30号)——岡山市平
和町5の26、岡山救援連絡センター発行——を参照されたい)。

権力の(暗示)に反撃する方法を

報告・松下昇

今回の事件というものを、ほぼ三つぐらいの問題点からみていき
たいと考えています。その問題点は、大学闘争以来の、あるいはそ
れを越えていく(へ)闘争とでもいべきものの問題点でもあります。
まず、表現過程ということから考えていきますと、これは間接に聞
いたことですが、何人かの人たちから送られた評議会あての文書に
方はいくつもフシギな記号がついており、評議会ではその意味がよく
わからないから省いて読むことにしたようです。評議会にかざらず、
反撃権力総体がこの数年間、得体の知れない表現に非常に苛立つており、
に今回の事件を契機として、そのような得体の知れない表現を用いる
人間や問題をリスト・アップし、捜索しはじめている、というふう
く暗にもいえると思います。そういう一見記号というものを媒介と
のして現われている私たちと権力との抗争は、今まで権力にとつて確
権力定していると思われた人間や問題がどこかで不確定になりはじめて
いる、そういう状況の比喩ではないかと思えます。竹本氏が権力
界に追われるという形で潜伏しているとしても、それ以外にも様々な
理由で様々な領域に潜伏している人達がこの現実過程の中に充満し
下っているわけです。このような人達の象徴として「竹本」問題がある
報告だろう、という事がまず最初の指摘です。今人間についていった事
報は、当然その他の対象に置き換えていいわけで、評議会なり警察当
11局が必死に追いかけている委任状といわれている文書もそうだと思
います。つまり評議会なり警察当局は、委任状が、いまだどこにある

か、ということに関心を集中しており、とりわけ警察当局は、委任
状なるものを捜し出すことによつて竹本逮捕の手掛りを得ようとし
て日本中を捜し回っているわけですが、先程いきました様に、個別
的な人間や紙片が追求されていると同時に、宙吊りになっている表
現、あるいは(へ)は、いまだどこにあるのかという問題を、権力総
体が追求しはじめている、その一環として今回の問題がある様に思
います。
第二に、空間性ということからとらえてみると、全国的におこな
われた捜索の令状には、犯人隠秘の被疑者として私の名前が冒頭に
かかげられており、私のまだ行ったことのない場所にまで私の名前
を仮装する令状が出かけているという現象がみられますが、そうい
う可現的な意味を越えてもう少し展開してみますと、今度の事件に
かかわる空間性の質の様なもの、私たちよりも先に権力によつて
無意識のうちに、統一され、提示されていると思えます。まず具体
的に私自身に対する家宅捜索の特徴を語りますと、私の家は神戸
大学のそばにあって、大学闘争のバリケードが形成されていた頃は
何度も機動隊の車が並んでいたから、六月二十日の朝も附近の人は、
また神戸大学で何かはじまったのかと最初は思ったらしいのです。
ところがどうも様子がおかしくて、完全武装の機動隊が次々と到着
して、それから危険だから避難してほしいという勧告が出されて、
これは浅間山荘の再来かと附近の住民が騒いだのです。そういう形
で、大学闘争のバリケードや浅間山荘といったふうな空間性を、私
の住居を中心にして、幻想の領域ではあるにしても、結合させざる
をえない権力の苛立ちがいままみられたのです。また私はいくつも

「山下五郎」(73、7) 別冊

「人なことは許さな」の竹本信弘のパンフレット



裁判をかかえているのですが、ちょうどその直前に、闘争や表現の12空間性に関する多くの問題をはらむ研究室公判といわれているものを判決が下りて、ちょうど、それに対する控訴の申し立て期間中であった。その控訴申し立て理由書を準備する資料もかなり持ち去られたり散逸したりしたので、私としては、さまざまの空間で押収された文書を含むすべての資料を控訴申し立て理由の不可欠の内容とする、という方向で裁判所に申立理由書を提出しています。

（竹本）氏に仮装するとかたかちでの私たちの対評議会の闘争に直接には参加しなかったのですが、しかし、前記の書簡のコピーが六月二十日に他の場所で押収され、それが、かれを六月二十八日の捜索対象とする理由の一つにしたこと（それ自体は、権力のこっけいな事実性認識の水準をバクログするものですが）は、私たちに十分視えていなかった（竹本計滝田）の交換（一）可能性の問題を、かれを含む私たちの闘争領域へ出現させたという点において、やはり、深いところでの共闘であり、参加であると考えています。

東京で捜索をうけた菅谷規矩雄氏の場合、かれは、六九年から解放学校の運動を続け、三里塚闘争にもかかわり、昨年の六月十五日に、授業拒否を理由の一つにして懲戒（職処分）になったのですが、かれが、今回の（竹本）処分を契機とする闘争に關して私あてに五月末に出した書簡が、この闘争の位置をかれの視点から正確に照射しているので、一部を引用してみます（註）この部分は後から補足した。「……竹本信弘から滝田修を捨棄することは可能でしょう！——処分したいがその方法をとっているわけですし、処分に反対するがわにもこの方法が主としてとられているようにみえます。ところで、では、滝田修から竹本信弘を抽象（抽出）することは可能か——という自問がのこります」この自問に対して、かれは「はんぶんまでは否とこたえてきた」と考え、しかし、「はんぶんまで」しかこたえていない意味を、かれ（ら）のかかえている困難な無言の格闘の中でとらえようとしています。そして、そのためにかれ自身は、

（笑）いわば、無限にくりかえされる自同律を権力が演じてくれたことになりました。また、「あんかるわ」三十号が押収されているのは、北川氏がそこで（六甲）の私たちや名古屋の南山大学の人たちを含む仮装被告団が直面している巨大な問題を、かれの自己組織論の立場から提起している文章がのせてあり、権力が、ある水準でそれを同時に捜索しているためであろうと考えられます。これらのことを含めて、今回の（竹本）処分を契機とする権力の弾圧というものも、が、教官処分という面をはるかに突破して、大学闘争以後の問題を何かのかたちで必然的に追求している人たちが総体の問題に連続していくと私は考えています。

さっきのべた南山大学関係では構内と、下宿、アパート数ヶ所も捜索され、私の表現集や、神戸大学教養部広報などが押収されました。私との接触をいさめする告示を出した大学当局は何らかの重層（？）弾圧を重層させてくるのが想定されます（註）七月十八日に、南山大学当局は、捜索をうけた学生二名を含む五名に対して、**（註）立入禁止区域への侵入**を理由に退学処分などの動きを開始している。

六月二十九日には福井大学の生協事務室などが捜索され、これは間接に聞いたところでは私が行った場所のうち、裏日本がないかと権力が調査して、自分ではカンのよいつもりで捜索したようです。岡山救援センターに対する捜索についてもいえるでしょうが、権力の介入がかえって、運動をになつていく人たちによってこたえられた領域から運動をとらえかえすバネに転化しようと期待しています。

総体に規定されながら、自分からみた竹本問題或は（？）問題に必要な事実性を追跡しており、かれらのそういった一人一人の把握の仕方が押収目録にも明確に示されているわけで、これを総体として把握する事は我々にとつて楽しい作業であり、この総体がいわば自主講座運動の素材である、というふうにいっていいでしょうし、或は捜索を受けたすべての場所が私達がかれから活動していく最小限の拠点になっている事を、権力が提起してくれたい、とすいえるでしょう。次に、現在目前に追っている問題について触れておきますと、今迄何人の方からもいわれませんでした様に、京都大学の評議会が保管する文書が差押えられたということは数日前までわからなかったのです（註）その後、神戸地裁あての（竹本）氏からの文書が六月二十八日に差押えられていることが判明し、差押え場所と対象は、さらに虚数的に増加しつつある、ところが、今回の問題に關係があるときれている多数の文書がすべてが押収されているにもかかわらず京都大学当局はそんな事を全く伏せたままで、七月五日付で私に対して公文書を送ってきたのですが、そこには竹本氏からの委任状を七月一六日迄に提出せよ、提出すれば代理人として認めるが、提出しなれば認めないというところを、審査そのものを打切るといふ発想を含めて通告をしてくれています。ここには何重もの偽瞞があるわけで、私は六月三日付の文書で、（竹本）氏からの委任状に相当する表現を同封して提出しています。ところが、直接評議会が開封できないような構造になっていて、（私）か（私）の委任状を持った代理人——これは複数可能です——が評議会に出席し、その立合いの上で開封するという条件を付けています。もしこれをそのまま認めてしまふ

と、評議会は解体してしまうわけですか。というのは私の出した委任状を持った無数の人間はだれでも評議会に出席できるわけですから、ところが評議会はたて前としてブルジョア法に規制されていますから、郵便に関する法律とか私法上の権利とか、そんなものをゴタゴタ検討した挙句、発信人が付けた条件をいきなり破るわけにはいかない。評議員として密封された文書を破ってみるわけにはいかない。そこで評議会以外の誰れかがその文書を開封してみる口実を作らなければならなかったのです。それが警察に、どういふ経路で伝わったのかは判りませんが、結果的にいえることは、評議会が処分過程で自分のなしえない不可欠の作業を、国家権力総体に委託したという関係だと思えます。つまり大学当局は全ての処分過程の文書を譲り渡して、その過程で処分を完了し、一方、警察当局は竹本氏を含む様々な人間を刑事事件の被疑者とし捕縛し、それで過激派とみなしている人達総体の弾圧を増々進行させる。そういう目論見があったらうと思えます。

以上の問題を含めて今回の事件についていえることは、今迄はほ三点にわたって述べてきた事が示しているように、たんなる処分粉砕闘争に対する単なる弾圧というふうには捉えきれません。権力の介入は最初から予期していたわけですし、いわばそういう問題を経験して、単なる京都大学における処分問題としてではなく、私達それぞれがこの数年間或はそれ以上の年月にわたって抱えてきた問題をどのように把握し、どのように具体的に展開していくか、その不可欠の媒介項として、今回の「竹本」問題を応用してきたのです。また大学当局の処分策動は重層的な壁に包囲されつつあり、警察当

局の方針は完全に混乱し、行きづまってしまいましたから、私たちは決して被害や弾圧を蒙ったとは思っていません。従って今日出席したのも、どんなささいな弾圧も見逃さない、というテーマを、権力によるどんなささいな「暗示」も見逃さないで反撃する、というように飛躍させるためであって、今日何かの必然性からここに集ってくる一人一人を通じて、私の問題がどこかで交差してくれば、それでいいと思ってきたわけです。それは同時に事件以来ヒララシきものをかくことのできなかつた私の諸条件を止揚していく試みの一つでもあります。そして先程の発言にもありましたように、我々捜索を受けた人間が報告することよりもむしろ、今後無数にその空間を拡大するであろう捜索を受ける場所、或は「竹本」氏との関係を提起する人の抱えている問題を聞きたいというか把握したい、という希望を述べて発言を終わります。

準抗告申立

申立人 ウナギイヌに「定期検診」をされる事
昭和48年6月厄日
埼玉豊御中

(申立の趣旨)
「松の下を昇る」という人に対する「犯人」隠避被疑事件なるものにつき、埼玉県朝霞警察署助教岩田行夫が、昭和48年6月

20日、「竹本の居室」と記載されるへ空間において行なつた押し込み強盗につき、この行為を反省してワビる。
一、竹本の家主に交付した「押収品目録」の中、とりあえず、「ナンテ欲シクナッタノカ？」理由不明、品目の特定性の不明な二品目は、刑事訴訟法のアノ条に基づいて明らかとし、ただちに返す。とのお裁きをして下さい。

(申立の原因)

- 第一、この「差押処分」は日本国憲法第35条1項に明示する「正当な理由」が見当たらない単なる空巢狙いであり、且「紙屑」交換である。(何と何が交換されたのかすら判らない。)
- (二)押し込み強盗をしたくなつた理由がはっきりしない。
- (三)「目録」によれば「本件」との関わりが不明のものばかり盗られている。
- 第二、
へ本件、自分が何を指すのか不明である。
(一)申立人と「松の下を昇る」という人と「犯人」へ「たち」の間に、どのようなアヤシイ関係があると思つているのか、そこそこ全くと不明である。
(二)埼玉県及び徳島県警さんに入る先を間違つとるんではないか。「目録」中に京大新聞が多数含まれているところからみると「本件」は京大に「深い」関係があるらしいと考えられるから、京大総長にして京大評議会議長である前田敏男の「居室」をこそ空巢狙いすべきである。
- 第三、この押し込み強盗は、徳大当局御用達警察権力(或は警察権力御用達徳大当局)が申立人に加えた弾圧である。

(一)申立人は徳大当局によって「構内」での「存在」のみならず「構外」においてもその「存在」を脅かされ続けている。

昭和48年2月15日、徳島県警による申立人の「居室」であるへ空間の「捜査」
同年 2月21日、西署留置場における「差押処分」
同年 2月22日、徳大医学部栄養化学教室第3研究室をめぐるへ空間での「差押処分」
同年 4月13日、赤提灯大処分市古本売場での「差押処分」

が、いずれも正当な理由のないまま、行われて来た。これらの前史から判るとおり、今回の「捜査」は警察権力の申立人に対する「定期検診」であり、徳大当局が申立人の「健康」状況を知られたることによつて行われている。さらに意味深いのは、6月20日が「京大」評議会が「竹本処分」審査における「陳述」を、「陳述」の「代行」を「委託」されている「山本」に対して「委託」されたという証拠を出さねば打ち切るゾ。」と一方的に宣言していた日であった事である。「委託」がホンモノならば警察権力によつて「山本」もろとも「竹本」の「陳述」権を奪り、ニセモノならば「おいた」を罰すればよし、いずれにしても絶対的に「陳述」権はこれを行使不可能にしてめでたく「竹本」に一声もあげさせず「奴を消す」という前田京大総長の壮大なる総長トバクに岡つ引たちが公然と登場し始めたことを大岡様はどう思われるのでしょうか。

ほんまにどないするのか

報告・浜本多恵子

今紹介していただいた内容を訂正させていただきたい。山本光代さんは依然として徳島大学の教官であるし、私も亦徳島大学の学生であります。といいますのは、教官といふ学生といつても処分というものによつて初めて、そうなるので、それから、例えば池田浩士さんは未だ教官ならざるものというふうには解釈しております。それから山本さんの処分に関しまして、私は決して山本処分に反対する運動などはしておりません。寧ろ山本教官に対してさらにはいかなる処分状況を引き起すか、ということを考えていく中に私と彼女の関係はあります。以上、ちょっと訂正させていただきます。

この会場で思ひます事は、京都はまあ何と沢山人がおることか、という事です。徳島ではいつも十人未満の人間或は五人位の人間が集まって何かをやらなければならぬ。そういう状態がずっと続いています。更に、攻撃を掛けられるにしても、敵に掛けるにしても、必ず固有名詞——それは山本でも山本でもないわけですが——、そういうことでやっていますと、ここへきて思うに、何と賢沢に人が沢山いるんだらうと。それにもかかわらず、敵は竹本氏を処分する、消す、というのは確実なわけですか。この集会といふのは竹本処分に關する全国一九ヶ所ですか、そのガサ入れといふものを契機として開かれていふと思うんですけど、こんなに沢山人がいるにもかかわらず竹本（滝田）氏は必ず処分される、そのことをどうするんかということが提起されなかりちよつとシラケるんじゃないか、

いた。二時間位やりとりしたんですが、原本があるんなら出しなさい、とにかく預ります、ということしか言わず、結局押し問答をして——例えば、竹本氏からの委任状の原本といふものを出せばどうなるのか、或は今日（二〇日）の朝に行なわれたガサ入れに對して京大評議会といふのはどういふ關係を持つていふのか、という問に、勿論これについては全然答へなかつた。又、以前竹本処分問題に關して盗難らしきものがあつたので、書類を出すにあつたてはその心配がある、亦盗られるのではないかと、いふ様な事を聞いたら、馬越君は京大評議会の金庫は絶対大丈夫ですと神妙に答へていました。尤も六月二十八日のガサ入れをみておると、京大評議会の金庫は京都府警か埼玉県警かに移つていふのではないかと思われまふ。そういうことで結局二〇日といふのは評議会の人間とは全く話ができず、山本とその影と、そして濡れ場の現認者たる片山氏とは違つてきたのですが、その後京大評議会は山本に對して何らそれに対する責任ある回答を寄こしていません。

参考資料にあるように、押収されたものにあるのは、大体が先程坂本さんが言われたように、竹の字があつたり松の字があつたりするものばかりなんですけど、やはり竹本氏の処分審査における（陳述）或はそれに連なるものは、一切封じ込めるといふ形で一連のガサ入れがなされていふと思ひます。こんどの事で、竹本氏が誰れか報告に処分審査過程の意見陳述とかそれとの関連事項といふものを委託すれば、必ず京大評議会御用達京都府警ないしは埼玉県警、或は徳島県警とかそういう類のものがやつてきて、白か黒かはつきりさせる、という事になるだらう。そういう状況の中で、あの京大時計

という事が最初の感想です。

で、私の方の報告は、この参考資料の(一)のところにかかれていますが六月二〇日徳島で行なわれたガサ入れという事ですが、これはそれを参照していただく事で、報告にかえさせていただきます。

六月二〇日というのは、京大評議会が山本光代に對して、竹本信弘氏の処分審査における意見（陳述）をする事に就いて、その事を依頼されているという竹本氏が山本にあつた委任状をオマエ持つていふか、もし持つていふならばその原本を六月二〇日迄に提出せよ、と京大評議会が勝手に決めた日取りだったので、そしてしかも、御存知の様にこの前の日に、ちゃんと令状をとつて松下氏をはじめとして、山本光代のところへもガサ入れをやつていふ。つまり一方では原本を出せ、という様な事を言いながら、他方ではちゃんと警察と一体となつてガサ入れをやる、そういう非常にフテブテブというのか、ズブテイというのか——まあ、滝田のいう戦士のイメージといふのは前田敏男（京大総長）氏などにピッタリなんかもしれないのですが——そういうやり方をしていふ。六月二〇日の夕方に、山本とその影と、そして山本と馬越といふ庶務課長のデパートを覗き見する片山といふ人が京大本部へ出かけたわけですが、その時の話の内容といふのはこうでした。原本を出せといひながら——原本を出せるといふことは黒だといふ充分な証拠ですね——出せばどういふ事態が起るのか、その責任を誰れが取るのか、という様な事を言ひに行つたのですが、しかし山本に對してそういう手紙を出した京大評議会の責任者たる前田議長以下評議員の構成員は一人もいふなかつた。そして馬越君ら数人の事務官たちが留守を預かつ

台の上にもものすごく美しく「竹本処分紛争ノ」やと書いてありましてたけれども、ほんまにどないするかとこの事があるのすこつ問題になつてくると思ひます。

私の方の報告はそれぐらいですが、実のところ報告するのは既にガサ入れされたものではなくて、これからされようとするひとなら報告をこそ聞きたい、と私及び「山本」のすべてが思つています。

抗議と糾弾

一九七三年七月一日 京都大学教養部 池田浩士
 去る六月二十八日、あなたがたが埼玉県警、宇治署、川端署などとともにおこなつたわたしの「研究室」および「居室」にたいする強制捜査は、なほ正当な根拠をもたぬ不当なものであり、京都大学評議会がおこなつたある竹本信弘助手にかかる処分審査への露骨な介入、この審査に異となえる学内外の人びとへの理不尽な恫喝弾圧である。「居室」での押収品は当然のことながら皆無であり、「研究室」での二点の押収品は、この不首尾をとりつくろつたために持ち帰つたとした考えられないような、不必要な文書コピーにすぎなかつた。しかも、押収品でもない多くの書類、ノート類を、あなたがたは不当にも写真撮影し、捜査終了を宣言したのちにまで私物に手をつけるなど、捜索のやりかたそのものでもたためであつた。川端署警備課長と府警本部中野警備部補のあいだでわたしを「立会人」とすべきか否かで最後まで意見対立があつたことも、この一連の捜索の不当性をよく物語つていふ。このような破産恥でなりふりかまわぬ弾圧にたいしてわたしは強く抗議し、責任者たちをきびしく糾弾する。

京都府警察本部警備部長 赤塚普知雄殿



まとめ・松下昇

非存在をめぐる闘争

幾つかいいたい事のうち、特に二つ上げますと、まずこの集会の
契機でもある(竹本)問題というものが、今回の事件以来違った方
向を持つだろうという予感がします。そのひとつの徴候は、竹本信
在弘ないしは滝田修という存在をどう把握するか、それを支持するに
しろ批判するにしろ、彼の書いたもの或は彼について書かれたもの、
つまり活字の水準で支持したり批判したりという評価が主要な領域
であったと思うのですが、今回の事件以後そういう水準が突破され
ているという徴候があり、その水準以後の何かが始まるだろう、否
松下昇
まとめ

松下昇
まとめ
それから、先程私は報告の中でも述べましたが、(竹本)問題とい
うものの核心のひとつは非存在だということだと思えます。存在し
ないことが処分理由になる、という非常に本質的な問題が提起され
ているわけで、そのことは、私や岡山大の坂本さん、徳島大の山本
さんなどが、いろいろな闘争過程の段階でどうしても権力と対峙す
る関係で非存在を強いられた、また逆用してきた。そういう我々の方
法が、今度の場合竹本氏の非存在そのものが処分理由にされるとい
う形で、逆に権力の方法として提起されてくる問題としてもあるわ
けです。しかもやがて明らかになっていくであろう、いくつかの(竹
本)問題と対立する諸問題と結合して出現しつつあります。だから
テーマとしては非常に豊かなものが視えはじめています。もっとた
くさんの人と一緒に運動させていきたい、と思えます。

感想・坂本守信

もつと喧嘩を売ろう!

今迄聞いていた感想を少し述べます。特に言葉の問題ですが、不
当な逮捕とか不当な家宅搜索、不当な弾圧というふうな事が言われ
ましたが、どうして不当なという形容がつくのかという事です。弾
圧にしろ処分にしろ、それは日常的に向うから喧嘩を売られている
という事に他なりません。しかし、それが目に見えてくるという
のは、こちらが売った喧嘩を逆に向うが買わざるを得ないときでは
ないか、その時処分とか弾圧が現われ目に見えてくる。そういうた
ものとして在るんではないか、と思います。だから、討論を聞いて
まして、或はその中に出てくる防衛的な意味合いの言葉は気になる
やはりいまの状況はあらゆる戦線で日常的に戦闘の形態に入ってい
るのではないか。つまり日常的に売られている喧嘩を逆に戻す
竹本問題にしても、僕の場合の処分にしても、寧ろこっち側か
ら喧嘩を売っていったということがあると思います。それがいろん
なところに戦闘の場を生みだしていく、その戦闘の場をどういう風
にひきうけていくのか、というのが問題ではないでしょうか。

物語・池田浩士

既似而非物語

午前六時、玄関のドアを力まかせにたたき激しい物音によって、
赤塚不智雄・攻輔は、不安なめざめを強いられた。
まだ頭からすっぽりとゴミ捨て用の色のついたビニール袋をかぶ

ナメルな。赤塚 (京都府K 警備部長)!

池田研究室への搜索糾弾

★昨日(28日)午前十一時三〇分「滝田」の逃亡に手をかけたとい
うことで、岡山大学坂元元講師宅を含む、全国9ヶ所のうち、我が
京都においては、池田教官の自宅と研究室を搜索した。搜索のため
に侵入した京都府警の赤塚一派は、我が全臨闘の弾圧に最前線で活
躍した稲妻某を押し入らせた。
我々は三月十日以後の我々にかげられた弾圧を忘れていない!
我々は赤塚同心とその配下による弾圧に対して、慢々たる憎しみは
消えていない!
全臨闘は弾圧された。しかし全臨闘は元氣である。官憲などくそく
らえだ!
竹本処分紛争で、最前線において闘ってきた「教官」に対する
弾圧。昨日の弾圧はそれであつた。六九年大学闘争においてさえ、手
を出さなかつた権力の犬は、今や歯をムキ出して、「闘う教官」をか
み殺そうとしているのだ。大学には「大学の自治」があるから、だ
いじょうぶと思つていたら、間ちがいである。戦後民主主義の精神
は、既に死んでゐるのだ。そんな死体のような「自治」にしがみつ
いていつたつて、権力の介入を排除出来ないのだ。「まさか研究者にま
で」と思つていたら、それは我々からみれば、研究者のゴウマンサ
というものだ。我々はこのことを体験的に知つてゐるが。

「造反」教官といわれてきた人達よ!今こそ「問われている」のだ!
評議会メンバーによる

警察への「売り込み」糾弾

池田助教教授に対する弾圧の口実を官憲にタレコンドのは誰か!
26日の評議会に対して竹本助手の代理人としても「もの申そう」と
した岡山大の坂本元講師、徳島大の教官に、評議会はイチヤモンを
つけ、会おうとせず、抗議文をうけとるだけだつた。その時警察は
二名の人の対して「搜索」を行つてゐた。評議会と二名の関係者しか
知らなかつた「事実」を警察は何故知つてゐたのか。全臨闘に対す
る弾圧もそうであつたように、教官のタレコミが敵に根拠を与えた。
今回その役目を果たしたのが評議会のメンバーであつただけだ。京
大全学のタレコミ体制は「職員」に次いで「教官」に及んできた。
大西事務局長は松下昇氏を処分した張本人である。デッカイ顔はさ
せないぞ!
松下氏を処分できたとしても、竹本氏、吉村氏の処分は絶対させな
いからなあ!

全学臨職闘争委員会

せられたような半眠半醒の状態のまま、それでも彼は、すぐに返事
をしたリドアを開けたりするかわりに、そつと寝床を出て窓際にし
のびよるだけの判断力はとりもどしてゐた。カーテンを二本の指で
かすかに動かして外を見ると、自分にしつこくつきまどつていたあ

ここに学術団論集No.4として昨年度行なつた学術団EVE連続講演会集として発刊するにあたり、昨年一年間の営為を、とりわけ講演会を形作つた意識性を総括しなくてはならない。そしてそれ以後の私達の営為の中で獲得した何物かを過程的にせよ明確化する作業を通して検証する必要がある。月日は無情に過ぎ去るから……。

昨年のEVE基調は、かつてから無反省のまま繰り返して行なわれていた円環の中のサークルゲームへの深い訣別の宣言であった。状況の可変の中で花火の様に消えてゆくものでしかないものとは一体何なのか？―持続し得ないもの―それ自身の内的に孕む問題である、問題意識を発する主体に於ける持続の根拠そのものへの問いの欠如を指摘した。私達は状況の変移に耐え得るだけの私の確かな言葉を獲得したかった、その発語―以前の営為を模索したのである。

存在を離れて言語は存在しないことを確信し、そこから私達の存在―その規定性としての学生存在への検証(自己の取り結ぶ具体的関係の検証)―そこから発語への模索の方向を問うた、それは表現の根拠・持続の根拠を主体に於て問うことではないかとした。

その問いを欠落させては、存在と発語は短絡し、状況の許容を媒介に贅言し、その逆に於ては失語する。また知識量の増大に比例し贅言する様な自己の立場生に無頓着なまま発語する傾向を生じせしめるのではないか。まさに主語の明確でない無責任客観主義は、私達の訣別せねばならないものである。いま一つ問題なのは、発語する位相をその情況、又はその場、その立場に委ね、主

体の位置をずらし、その内的矛盾に固執することなく、二元的な思考で解消する方向であり、それは政治的活動の領域に多く見られる。二元的に居値らない場合は、自己をア・ブリアオリにある政治的理念×立場性に依拠した倫理へ、自己同一化する傾向でしかない。その自己同一化の決意表明の限界とそれに至るプロセスの短絡さを私達は見てきた。私達はそれらの存り方の欠陥を自身自身の言葉を獲得するといふ意識の欠如に見た。それは、△私Vは△私Vでしかなく、どれだけ本当の△私Vに同一化出来るかという問いの欠如であると考へる。この問いを抜け落とした所から発想する発想方向への根底的疑問として提出したのである。

そして、そういつた問いを踏まえる事は絶対に必要であり正しかったと思ひ現在、それを他者に対して問う事の限界を痛切に感じている。果して言葉の水準で他者へ了解可能なものとして言ひ得るものなのか！

観念の上昇過程に拮抗するものは一体何なのか、それは私達の存在にまつわる具体的関係―その現実×具体性と観念との接点の検証ではないのか。私達サークル運動の問題でいえば、学園で日々日常繰り返して行なわれている△学問Vという名の△知識伝授作業Vを根底的に問うていくことが、サークルの任務であると確信している。

全ての講義に対し、又そこで取り結ぶ事を強制されている関係を検証し、△知の根拠Vを主体に於て、そして放射状の他者に対し問い続けていくとするのである。学園で行なわれている講義は、私達にとっては闘争空間である。

同人社大シンポジウム 学術団論集 No.4 (74, 7)



松下昇 (表現者・詩人)

きょうここに来て何をどう語るかということとは十分にまだ構想していませんが、少なくともここに来ることになったきっかけのようなのは簡単に述べておきたいと思ひます。そのためにこのパンフレット(註1)の26ページ及び27ページにある起訴状のところをあけて下さい。ここに転載されている2枚の起訴状、これ以外にも、他に幾つかの事件に関する起訴状がありますが、とりわけこの2枚を今日の場所ですらうために転載していただいたのは、いずれの起訴状も権力のいう落書きに対する起訴状であるという点と、その権力のいう落書きをわれわれから表現の根拠や表現の連続性の視点からどのようにとらえていくかという私の数年来追求してきた課題と今回のEVE祭の方針が、ある意味では交差したといえるところから今ここに在るわけですが、もっと根本的にいいますと、大きくいって2つの要因があるように思ひます。その一つは起訴状の背景にある条件として私自身が70年10月16日に懲戒免職処分をされたことになっていますが、その時点で以降正確には71年の5月15日から神戸大学の構内に立ち入りを禁止されています。したがって私にとっては大学のキャンパスはいわば禁制の空間であって、とりわけ自分の所属する神戸大学のキャン

パスに足を踏み入れることは必ず何かの反応を伴うわけですが、その対比を抜きにして、どこかに講演に出かけていくというふうなことはとてもできないのですが、自分自身にとっての禁制の空間としての大学キャンパスとの距離感、それを確かめるといふ理由が一つあります。もう一つの要因としては、ここに掲げられている起訴状を含む数枚の起訴状について現在公判が行なわれています。第一回公判が70年の12月24日、つまりクリスマスに行なわれて、それ以来約3年経過するわけですが、公判そのものはいまだに人定質問が全て終了したわけではないという段階で宙吊りになっているわけですが、その理由については、あとでより詳しく展開したいと思ひますけれども、ともかく約3年間裁判が宙吊りにされていく引状が出されたりというふうな事態もあるわけですが、つまり現情況での法廷という空間を私は忌避してゐるといふ関係にあるわけですが、以上の2つの要因を総合して述べますと、いわば禁制の空間としての大学空間との距離、それから忌避している空間としての法廷との距離、その2つをそれぞれ交差させる条件、これはもちろん孤独な作業でありますけれども、きょうこの場で、ある水準において公開の問題として提起したい。

いく。そういう問題をとどのようにとらえ逆用していくかということが一方では生まれてくるわけで、絶えず国家とだけ対決するという姿勢ではこぼれ落ちる領域がたぶんあるということですが、また証言の問題というのがどのような公判の過程でも次第に重要な意味を持っていくと思います。公判闘争の初期の段階においては人定質問なり求釈明なり、質問陳述という形で裁判所の法廷秩序と直接対決するという面が強いですが、それが問題が、事実の審理をめぐる証言の過程に入りますと、それが検察側の証人であれ被告側の証人であれ単にある事実を証言するにとどまらず、その人のかかえている問題が意識するにせよしないにせよ全部引きずり出されてくる。そういう問題としてもありませんし、また当時同じ闘争をしていた人でも取り調べの過程でやむを得ず署名、捺印の供述をした人については検察側が意図的に検察側証人として登場させるといふこともありますし、また原理的にいっても複数の人間が証言する場合に生ずるズレ、落差という問題もあるわけです。それらすべての問題を制約している条件としては、それらが結局は過去の事実についての論争として審理の過程に出現しやすいということです。したがって、その時間性といふことも、過去の事実についてという制約を負っている限り裁判闘争というのは現象的にはなやかに見えるとしても権力に収束されていく領域のはなやかにすぎないということがあるわけで、そのような事実をおおむね過去の時間性というものをどのように現在化し未来化していくかということが一方では問われてくると思います。そのことは同時に裁かれるもの相互の関係がかつては闘争という水準でのみあらわれていたとしても、その後の生活の過

程、問題をかかえる位相の変化としてもあるわけで、そのような、むしろ裁判闘争のために何かを準備するというのではなくて、むしろ名付けたい何かの始まりの一つの媒介として裁判闘争を逆用していくということがやはり必要であろうと思います。また証言のことで時々考えることがあります、たとえれば方々で大学祭が行なわれて、いわゆる講演があるわけですが、この講演というのでもやはり一つの証言の過程ではないだろうかということですが、逆にいうならば、さまざまな法廷で行なわれる証言は強いられたい八講演Vではなかりかということですが、それぞれテープにとられ何かに記録されていくわけですが、とりわけ法廷における場合は速記官が一言一句間違いない記録にとどめようとしています。それが被告であれまた証人であれ、おそらく話すことにはなれていない人が圧倒的に多いだろうと思います。中には文字を殆んどかかない人があり得ると思います。そのような人たちが何かの事件に直面したときに初めて法廷空間で何かを語り、それがそのまま記録されて裁判官によってある意味付けをなされ判決を導き出す。そういう意味において強いられた無意識的な八講演Vがさまざまな法廷で行なわれているという実感があります。したがってここにあらわれる諸君がさまざまな講演を聞かれる機会があるとするならば、それをいま述べた法廷における強いられた八講演Vとしての証言との関連で把握されていく必要があるように思います。これに関連して宣誓という問題があります。法廷では、裁判所によってやり方は多少違ふと思いますが、宣誓用紙というものをわたされて良心に基づいて事実を語り偽りは申しませんといい内容の紙きれに署名、捺印をしてそれを自分で朗読する。

その瞬間には裁判官を含めて全員が起立しなければならぬという儀式があります。つまりそのような儀式を経た後に初めてその証言は事実であるという仮装形態をとるわけです。一方、さまざまな講演やないしは授業という例をとってもいいですが、それが行なわれる際に果して宣誓が行なわれるであろうかという問題としてとらえ直すことができるわけで、一つにはその宣誓という儀式が形骸化しているということが直ちにわかりますけれども、単にそれにとどまらず、さまざまな授業とか講演とかいふものがいわば宣誓を強いられない許容された表現形態であるというところも示しているように思います。その宣誓に附随する幾つかの事件を踏ってみたいと思いますが、ことしのある公判に出かけていって、それは私に関する公判ではなく八分難V公判があったわけですが、私は自分が召喚された法廷には一貫して不出頭を続け、逆に、それそれから分離された公判には必ず出頭するという方法をとってきたので、この日もその八分難V公判の傍聴席にいました。当日は大学側の管理者が証言をする予定になっており、例によって宣誓するから全員起立せよというふうな指示が裁判長から下った。私はそういう場合に起立したことはないのでもそのまますわり続けていたのですけれども、数回の起立せよという命令のあとで退廷命令が出ました。私のほかにも起立しない人々がいて、その人と私の手足をとって法廷の外にほうり出したり、宙吊りにするといふ過程を経てやっと宣誓と証言が行なわれました。もう一つそれと対照的な事件を語りますと、これは11月17日に同じくここに来られる予定の菅谷規矩雄氏、彼は都立大学で昨年の6月15日に処分されたことになっていますが、東京都の人事委員会と

いうところに提訴を行ないました。菅谷処分者側の代理人たちが菅谷氏と思想的な対決を準備し、とりわけ授業拒否の不当性について争うという立場を示して、ことしの9月にその審理が行なわれたわけです。その当日証言を予定されていたのは東京都立大学の教員で菅谷氏の授業が思想的に誤りであるということと証言する教授たちであったのですが、このときにも証言に先立って宣誓が行なわれようとしたのですが、このときにも証言に先立って宣誓が行なわれようとしたのですが、傍聴席の何人かが起立しなかつたとき、その審理の委員長は起立をしないからこれで審理を打ち切るとのべ、処分確定の方向性で審理指揮を行なつたわけです。その背後には非常にいろんな問題がうず巻いているわけで、証言を実際に展開すればさまざまな論戦の後処分者側の矛盾の暴露という事象があるために、証言なしで処分を確定したいということもあつただろうと思います。さらに71年における私の処分に関する人事院、今度のは国の機関ですけれどもその人事院の審理においても、このときは証言以前の段階でしたが、傍聴席にいた人がパンを食べたというのをいかりにして審理を打ち切り処分を確定する、そういう前例があるために、ことしの菅谷氏の処分審理についても何らかの形で審理打ち切りという暗示が働いていたのだらうと思います。だから、いま語ってきたように、宣誓というより一つの儀式を契機にして審理が継続するか打ち切られるかという根本的な影響を持っていくということもあり、別の方向からいならば、刑事裁判というものは、たとえ起立しない人間がいても、それをほうり出して審理を続行する。ところが人事院ないし人事委員会というふうな段階の審理では、処分が不当であるかどうかを決めるのは、いわば恩恵的な措置であって、

処分された側が完全に指揮に従わない限りいつでも審理を中断するという構えを持っているわけです。その中間にあるのが、おそらく民事裁判だろうと思います。民事裁判においては刑事裁判ほど強硬な審理指揮はないけれども、そのゆるやかなさの中に秘められた過酷さというものも逆にあるわけで、処分された人間がかりにそれが不当であると訴えたとしても最終的には処分を追認していく例が多くあります。私についていならば、いま述べました刑事裁判、民事裁判、人事院審理のそれぞれをかかえているわけです。そのほか、ことしになって行なわれた岡山大学や徳島大学の処分問題へ代理人ないし証人というふうな形で参加するとなると、その数はまた飛躍的にふえていくわけです。そのような刑事、民事、人事にはどういふわけか全部人事Vがつきますけれども、それらを総称してN人事V闘争というふうに2年前ぐらいから名付けているわけで、法律の水準の刑事裁判、民事裁判、人事院審理などにとまらず、私たちは、そのような水準をさらに越えてさまざまの人事Vを全部総称してN人事Vと呼んでいるわけですけれども、そのような審理の中に私たちの存在がさらされているのではないかと思います。したがって直接裁判所において裁かれないとしても、一瞬一瞬、私たちの存在自身が何かの審理にさらされている。そういう次元から裁判過程をとらえ返していく必要があると思います。そこで最初の問題にまたもどってくるわけですが、いままさにここに私がいることの意味を逆にするならば、大学の空間から排除されていること、また裁判所の法廷空間を忌避していること、その二つの条件がもう一度浮きあがってくるわけで、今後どのようにして大学の空間に入り込んでいくか、それ

を突破していくか、またどのように法廷の空間に入り込み、それを突破していくか、そのような課題が私についていえば、とりわけ落書きに象徴される表現過程の問題としてあるということです。そのことは決して私個人についての行為、私個人についての表現過程の問題にとまらず、何らかの意味で落書きを含む表現をしていたり、裁判にふれていたり、大学に通っていたりするすべての人の問題であると思います。そのような人々のかかえている問題を包括していく中でしか私は大学空間や法廷空間と対決する方法も見出せない。そのような問題の交差を求めためにもこの場所に来ているわけで、私はなるべく一方的には語りたくないのに参加者の人たちの意見をふまえてからさらに展開したいと思っています。最後に一つだけ、提案といえばちょっと変ですけれども、A仮装Vの問題というのがあるわけです。それはどういふことかといえますと、かりに自分が法的な被告でないとして、だれかのかわりに法廷へ出かけて被告席にすわることができるとかどういふ問題、それは単にその一回だけかわりに出かけてすわることではないかと、その裁判の過程総体の中で占める位置を担うことができるかどうかという問題、あるいは証人についてもN人事VならN人事Vという人の証言が予定されているとします。ところが、そのN人事Vという人は証人が出られないか、出たくないと思っているとしたら、一方その証人が出ないと別の審理を含めて大きい変化がありうるという場合に、そのN人事Vという人を仮装して自分はN人事Vであると名のって法廷に出かけていくことができるとかどうか、という問題が実は私にとって、いま非常に切実な課題になっていきます。とりわけこれは女性であることが望ましいの

です。具体的なこととは、これ以上いえませんが、もし何らかの形で関心のある人は、これは女性に限らず、この会のあとでも、申し出ていただければと思っています。そのことも含めて、いまままで語ったことについて参加者の方々の意見をお聞きしたいというところで、一応報告というか提起を終わります。(註B この提起のその後の経過について関心のある方は松下あて、ご連絡下さい。)

(1978・11・18 向大学館会議室)

〔資料1〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年二月七日

神戸地方検察庁
 検察官 検事 荒川 洋 二
 神戸地方裁判所 殿
 本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
 住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地
 職業 著述業
 在宅 松下 昇
 昭和十一年三月一日生

〔資料2〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四七年三月九日

神戸地方検察庁
 検察官 検事 大井 恭 二
 神戸地方裁判所 殿
 本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地
 住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

公 訴 事 実
 被告人は国立神戸大学教養学部講師として勤務し、
 イッ語を担当していたものであるが、同大学学生森川佳
 津子と共謀のうえ昭和四五年一月八日午後四時過ぎころ、
 神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在の同大学教養部B
 棟一階一〇八号教室において、同教室備付けの同大学管
 理にかかるスチール製黒板一枚にペンキで「く」の字型
 一二個を書き連ねて同黒板の使用を不能にし、もって、
 器物を損壊したものである。

罪名および罰条
 器物 損 壊 刑法第二六一條

職業 無職（元神戸大学教養部講師）
在宅 松下昇

公訴事実

被告人は、国立神戸大学教養部元ドイツ語講師であるが、

第一 同大学学生橋本和義、有本好孝ら数名と共に謀り、え共同して、昭和四六年九月二二日午後二時過ぎ、同大学教養部長湯浅光朝の看守にかかり、かつ、神戸簡易裁判所が被告人松下昇に対し、立入禁止の仮処分を決定していた、神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号所在の同大学教養部A棟四階の文科研究室四三〇号室へ、その北側窓を乗り越えて侵入したうえ、同日午後三時過ぎまでの間にわたって、墨汁、マジックペンを使用して建造物である同室内側および外側の壁面に、「六甲空間は世界を包囲する一九七一・九・二二。」などと、さらに器物である同室出入口の木製扉の両面、机などに「この向こう側に拡大する△松下研究室▽」、「処分粉砕」などと、それぞれ大書して汚損し、もって、故なく他人の看守する建造物に侵入したりえ、数人共同して他人の延造物および器物を損壊し、

第二 同四七年二月一五日同大学教養部B棟一〇八号教室入口付近において、折から同教養部教授会の決定により、昭和四六年後学期期末試験の警備監督などの

職務に従事していた同教養部助教授吉安光徳、同柳川高明および同本田烈に対し、それぞれ至近距離より生タマゴ一個ずつを投げ付けて同らに命中させるなどして暴行を加え、もって、右吉安らの前記公務の執行を妨害したものである。

罪名並びに罰条

第一の事実 刑法第一三〇条前段
建造物侵入 刑法第二六〇条
建造物損壊 刑法第二六〇条
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反 同法第一条
第二の事実 刑法第九五条第一項
公務執行妨害

〔資料8〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四九年四月三〇日

岡山地方検察庁 上野 富司
検察官 検事 殿
岡山地方裁判所 殿

被告人

本籍 東京都文京区本郷七丁目一
住居 兵庫県神戸市灘区赤松町一丁目一番地
職業 著述業
勾留中 松下昇

昭和一二年三月二二日生

公訴事実

被告人は、昭和四九年四月一日午後二時から、岡山市南方一丁目八番四二号岡山地方裁判所第二三三号法廷において、裁判官渡辺安担当で開廷された被告人坂本守信外一名に対する不潔被告事件の公判に傍聴人として入廷していたものであるが、同日午後二時三二分ごろ、被告人坂本守信に対して右裁判長の退廷命令が発せられ右被告人が付添いの刑務官によって退廷させられようとするや、矢庭に傍聴人席から弁護人席から弁護人席付近まで進み出て、同所から二回にわたり同被告事件の公判審理中の同裁判長むがけ、鳩卵各一個を投げつけて暴行をなし、もって同裁判長の職務の執行を妨害したものである。

罪名および罰条

公務執行妨害 刑法第九五条第一項

〔註1・2〕

資料1・2は、昨年11月1日発行の学術研究団EVEパンフレットに掲載したものを転載しました。尚、資料8は、本論文発行にあたり松下氏より送られてきたものです。

プロフィール

一九三六年生まれ。元神戸大教官、七〇年△処分さる。
神戸市在住。
△詩人▽△表現者▽
「あんかるわ別号△深夜版▽△松下昇表現集」他。

|| E V E 講演記録 || 74年99th学術EVE連続講演会

— 饒舌が終る時君は遠くなる —

— 発語は他者性の契機を如何に持ちうるか —

右の様なテーマによって催された講演記録である。

尚、松下氏の73年度の講演記録は学術団論集第4に掲載してあります。75年度の講演記録も本論集に掲載した。

軌 跡 へ の 通 行 74年11月16日

松 下 昇 氏

一九七三年度のEVEに参加した契機、そこで提起した問題(群)が、一九七四年度のEVEにいたる過程で、どのように持続し、変化しているか、をたずねてみたい。

そのために、まず、参加者に報告しておきたいのは、昨年のEVE実行委員会のパンフレット「本場の事を云おうか……」と、EVEにおける発言を掲載した「学術団論集」第4が、昭和四十六年(73)の第五四号研究室使用妨害排除事件(原告:園、被告:松下昇)の公判(神戸地裁第六民事部)に、それぞれ、被告側の書証として提出されていることである。その意味の全てを語ることは不可能であるとしても、この領域から、私が、この数年間に試みてきた諸テーマの構造をかいまみることに、私にとっても必要な段階にある。

同時に、本年度のEVEへの参加を、本年四月から京大教養部の時間割を占拠しておこなっている自主ゼミの原則(註、学内で公的に配布された層習案内の一部を引用するので、参照して下さい。)の応用として位置づけているということも強調しておく。

ドイツ語を契機として、参加者が教材やテーマを持ち込むとともに、学外からの問題提起や発言も積極的にとりあげ、大学闘争の過程で出てきたさまざまな問題(たとえば単位制など)を考えながら、次のような原則をおこなう。

- ① 公開
- ② 参加者の自由な討論ですべてを決定する。
- ③ このゼミで討議され、多数の対象となった事例は、追加

者が各人の責任において、以後あらゆる場で展開していく。

司会者からいわれましたように、昨年のEVEで語った内容がパンフレットになっているので、できれば、それを参照しながら、聞いていただきたいと思ひます。昨年もいいましたが、一回ごと、一年ごとに断絶する問題提起ではなく、それが持続していく、きっかけをつくり出したということが、私にとっては重要な意味を持っており、今年は、昨年提起した問題が、現在までのように持続し、新しい問題によつたかっているかというのを重層的に語ってみたいと思ひます。いま皆さんが持ち前の一九七四・七・一付で発行された「学術団論集」第4の内容を語ったのは、昨年の十一月十三日ですけれども、その後、現在に至るまでの私の公判におけるこのパンフレットそのものの運動過程についても、同時にのべておいたほうがいいと思ひます。私は、このパンフレットを二部、私を被告とする裁判の、被告側の証拠資料として提出しました。その事件は、昭和四十六年に起きた研究室使用妨害排除事件というものです。それは、私を、昭和四十五年に懲戒免職処分にしたから、それ以後使用してはいけない、ということの内容にして、園側が提起した裁判です。私の方は、これを、バリエード空間を排除する最後の手続きというふうにとらえ返して適用しながら、現在なお問題提起を続けています。そういうモチーフが、パンフレット提出と併合され、昨年のEVEで語ったことが、EVEの参加者や、そのパンフレットの作成にかかわった全ての人を包括しつつ、不可分のかかわり、すでに持ち始めているし、現在まで続いていることを報告しておきたいと思ひます。ついでにいいますと、裁判所でこのパンフレット

を提出した場合、その文書の成立を認めるかどうかということが問題になりました。それは、相手側、園側の代理人である検査官が、この文書を審理の対象とする証拠の価値があるかどうかを判断するのですが、その場合、題名が奇妙に役立ったわけで、表紙だけみてこれは学術論文らしいからいいでしょうという形で、フリーパスしているということ、ちょっとつけ加えておきます。(笑)私がこのパンフレットを提起した切実な意味の一つは、六ページの下の段に記されてあることに関連しますが、ここで、より基礎的な位相から問題をとらえかえてみますと、四年前のクリスマスマイブに私たちが対する刑事裁判が始まり、そのときに提起したのは仮装被告(園)という問題で、つまり闘争に参加した人たちのあるものが起訴され、あるものが起訴されない、そういった権力の恣意性をわれわれの側から突破する試みとして、仮装被告というイメージを、どのように展開するかということでした。その追求は、現在までさまざまのあたりで続いています。仮装被告の問題が、数年間の裁判過程を経て、仮装証言という問題に深化しているところが一つあるわけです。冒頭手続の段階から具体的な証言過程、その闘争の事実性の把握という問題になってきた場合、その当時、一踏にやっていた人たちの生活や思想の面で、きわめて遠くまで行ってしまふという問題を把握し転倒するためにも、仮装証言ということが一つの試みとして、できてきているわけです。その後には、おそらく、発語は他者性の契機をいかにもら得るかという、このEVEの全体的なモチーフとも重なってくる問題があるように思ひます。そういう問題、法廷なりあるいは権力の抑圧というものを適用しながら、もう一度、再検討していくという試みとしていまのべ

59

てきた問題があるということです。この問題にかかわる、ある巨大な試みが、昨年以來、運動を開始しており、今年も、あと数日後に、その具体的なプランが実行にうつされる可能性があります。その意味は、たんに法廷の位相に限らず、その準備過程をよみて、はかりしれないほどの深い重要性と応用範囲をもつてくるでしょう。(註1)

続いて、EVEへの私のかかわりのもう一つの契機をのべると、私は、今年度のEVEへの参加を、本年四月から京大教養部の時間割りを占拠して行なっている自主ゼミの応用として位置づけているということも強調しておきます。これは、いままでのべてきた問題点をEVEならEVE、あるいは裁判闘争との関連という位置づけでとらえるだけでなしに、大学の具体的な時間割りを、こちら側で最大限に活用しながら、大学闘争のすべての問題点を再検討していく場としても設定したいからです。大学当局の配布した履習案内の一部を読んでみますと、「ドイツ語を契機として、参加者が教材やテーマを持ち込むとともに、学外からの問題提起や発言も積極的に取り上げ、大学闘争の過程で出てきたさまざまな問題、たとえば単位制などを考えながら、次のような原則で行なう。①公開、②参加者の自由な討論で、すべてを決定する、③このゼミで討論され、発表の対象となったことからは参加者が、各人の責任において、以後、あらゆる場で展開していく。これについて幾つか補足説明をしますと、私自身は、神戸大学において自主講座を開始し、パブリケードの中で自主講座を執行し、パブリケードが解除されたあとも教室や研究室でそれを執行してきました。その過程で、懲戒免職処分とか起訴とかいような問題に直面して現在に至っているわけです。自主講座の開始の契機からして、闘争の現場である神戸大学における教室なり研

究室なりで開始し、執行するという過程があります。さらに、それらが裁判闘争になった場合の法廷への拡大という問題は、先ほど来からのべてきたことにも投影されています。と同時に、数年前の問題を経験してもほとんど知らない人たちが、膨大に存在するわけですから、全ての大学闘争の共通のテーマについてその人たちと出会う道をどのようにして見つけるのか、という過程でいま作り出しているのが他者性への契機としてもある自主ゼミの構想で、たとえば、京都大学の教養部においては学生が学外から非常勤の講師を呼ぶことができます。そういう制度を、何とか逆用できないだろうかというところで、四月から、これは私の固有な名前を出すと大学当局者が、時間割り作成の段階で許可しない可能性がありますが、ここでは他の担当者の名前で仮装したわけです。そして、その仮装した人の名前で一応、時間割りを取っておいて、このパンフレットに掲げた原則を参加予定者で作成し、大学側の文書に掲載させたわけですから、それによって、逆に、この原則通りにやることを大学側は拒否できなくなっているという問題があります。たとえば公開といっている以上、だれが、どのような参加のしかたをしてもいいわけですか、解決が困難な問題をもちこんでくる人たちとかがあり、九月の末には、仮装取り消しで取返された人に、自主ゼミの試験を受けさせようという計画も出されたのです。つまり、尚書から大学の教室まで出かけていきたいから、一時執行停止を要請するといった形で追求し、実際に教育の名前、あるいは、教養部長の名前で尚書や裁判所に文書を出して、学外の参加者が、試験を受けられるようにする。試験、というのは、いわゆる、一般の試験と正反

対の非常に美しい、試験Vです。けれども、そういう試みも可能になっていくということです。今回は、残念ながら、最終的に実現するまでには至りませんでした。それから、たとえば単位制度との関連が中心の問題になってきており、討論して終わるというだけでは、なしに、具体的な単位制度をどのように解体していくのかを追求しています。その際、ある媒介的な発想が紹介に値すると思うので、かんたんにのべてみます。学外者に公開、という場合、学外者は、いまの制度の中で単位はとれない。この距離を本質的にとらえないおとして、いまの制度では単位を出すべきでないと考えた人(学内外を問わず、また学生に限らず)は、単位と同等の関係性にある、と一応とらえる。非常勤講師手当を入手する資格をもつのではないかと、ということ。乞食風にいえば、大学というところは、単位かお金をめぐるでもらうところにすぎない、のかもしれないから、単位かお金、いまのところ、単位にせよ、お金にせよ、量的には数々たるものに見えますけれども、その関係性のとらえ方いかんによっては、大学闘争の重要なテーマとして出現しうるでしょう。それに関連するいくつかのイメージを断片的にのべてみると、たとえば、大学闘争のパブリケードは、単に、国家権力や反対派によって解除されたのではなくて、単位制度を一つの比較とする、私たちが内部から拘束する関係性からも解除されたのだ、ということ。また、私についていふと、いまの自主ゼミの試みを、A V 裁判争との関連でもとらえているということ。それによって、生活し、闘争し、それぞれからはみ出すテーマをすべて包括していきけるものとしての。そして、A V の不確定性自体が、この数年、ある情況の意味をもち続けているように、自主ゼミという名称、それにこめられた位相を、できるだ

け自在に應用していく必要があるだろうと思います。すでに、被拘束者の一時執行停止要求とか、押収品の返還要求などの主体に、自主ゼミが仮装していく試みの中に、それは暗示されていますが、くわしいことは、あとでまた語ります。

単位制度をどのように解体していくのかをもう一度、考えてみると、基本的には、担当者ひとりに単位認定権を独占させるのではなくて、参加者が全員それをもつとしたら、どうなるか。しかも、単に一週間の一コマのその時間についてだけ問題にするのではなくて、この原則の③にありますように、このゼミで、討論され考察の対象となったことがらを以後あらゆる場で展開していくということですが、そういう方向で行なっていくべきか、そういうこともこの年末から来年の初めにかけて、参加者の生活・闘争過程や大学機構全体にかかわる問題として、出現していくであろうと思います。(註2)

以上、もう一度まとめてみますと、昨年来の問題点の経過の報告及び提起が、同時に、今年から展開している自主ゼミの応用としてもあるということのべて、さまざまな質問とか問題提起がありましたら、それに対応して、また意見をのべたいと思います。

註1.

一九七四年十一月二十五日のA研究室V公判に出現した八森川佳津子Vは、ある方法で以前に入手・作成されたA宣言Vを提出し、退廷したのち再入廷してくる参加者たちの足どりに対応したA宣言Vのあとで、A宣言Vを開始した。その速記録の閲覧・コピーを希望する人は、いま、その速記録をよく全公判調査をもって

60

除されるかもしれないけれども、永続的な意味を込めて構築しよう
と思うことのできた、ある意味では幸運な段階でもあったと思いま
す。それが七十年代のこの過渡的な段階においては、私たちの試み
のすべてがほぼ、その最終的な形を予測し得るほどに迫りつめられ
てもいるし、どの試みも、どこかで屈折したという前例を持ってい
る、そういう、困難な、情況に差しかかっていると思えます。その
場合、自分がこだわり続けている根拠を、もう一度とらえ返して、
自分の屈折の度合、あるいは困難さの領域というものを再確認し、
それを可能な限り、共有の場で提起していく。そういう必要性もあ
ると思うので、とりあえず私にとって、六十九年から七十年代にか
けてのテーマが、どのように提起されたかを簡単に再確認しますと、
八情況への発言Vの翌年、つまり七十年の一月八日に、八なにも
かへのあいさつVというピラを配布したことがあります。その中で
私（たち）の共有の課題として、三つのテーマをα、β、γという
ふたつで提起しています。αとして「表現の不可能性」、β
として「情熱空間論」、γとして「仮装組織論」という風に。

七十年の冒頭の段階で、これらは、とっさにかき記したような感
じがするのですがその後、時を経るにつれて、少なくとも私にとっ
ての持続的なテーマになってきているし、今後、おそらく自分の
生命のリズムとはほぼ同じぐらいの期間、格闘する対象であろうと思
っています。

七十年代に入ったときの宙吊りの感覚を、私は大江健三郎の小説
「洪水はわが魂に及び」の最後の部分にくりかえされることばであ
る「〜であろう。しかしその〜宙吊りのままで、そして無だ」と
いう切迫した認識の中にもかいまみえていますけれども、その位相を

62

として、たとえばバリエーションもあつたらうし、現在も持続してい
る裁判闘争とか自主ゼミとか、さまざまの試みもあるでしょう。し
かし、だからといって、私という人間についていまのべたようなこ
とをしている人間という風な規定の仕方からは、何も見えないだろ
うと思っています。むしろ、そういった闘争とか、裁判過程とか、
自主ゼミとかいうものは、それぞれが何かの影であり、比喩であり、
それらを比喩たらしめている構造それ自体がおそらく私たちにとっ
て切迫しており、そのテーマにとりくむ努力を放棄すれば、今まで
の試みが無に帰するという段階にあるのです。

このEVEにおいても、昨年、あるいは一昨年提起したテーマは
あくまでも私自身のテーマの最も語りやすい、あるいは活字にしや
すい領域であつて、そこからはみ出す、問題は深い層の中にまだ沈
んで、そこで激しく葛藤し続けているという方が正確だろうと思ひ
ます。そういうことを踏まえて、昨年、一昨年のテーマそのものを、
より返ってみますと、たとえば一昨年のEVEでは、仮装の問題と
いうのを取り上げました。その契機として裁判所に召集されている
被告ないし証人に仮装して、出頭したり、証言したりすることは可
能かといういい方をしましたけれども、その後二年間たつて、その
試みはこのEVEを媒介として出会った人たちの共闘によって展開
されつつあります。

仮装のテーマというのは、本来存在の根拠を交換することは可能
かという問いでもあり、単に裁判所や闘争の問題に限らず、ある人
間ないし関係性その他の人間ないし関係性の存在の根拠を交換するこ
とが、どこまで可能かという問いをはらんでいます。そのテーマが
出てきたこと自体も、七十年代の困難な並置した情況に規定されて

私に引き寄せて、とらえ直せば、どうなるか。私の場合は、宙吊り
という感覚はずっとありますが、「そして無だ」というように運
転しなかったし、現在もしていません。そして価値判断ということ
ではなくて、どういう構造の違いがあるのかを考えてみました。私
の場合は宙吊りの感覚は、もちろんあるのだけれども、むしろ宙吊
り情況をつくり出していく、あるいは、意図的に不確定な状態を造
用していくことを数年間試みてきた、また試みざるを得なかったと
いうことがあるように思っています。

宙吊りというイメージを、うんと広げて考えた場合、非存在とい
うようなイメージをどこかで交差しているでしょう。たとえば法廷
から召喚された場合にも出頭しないという状態が何度か持続すれば、
勾引されたり勾留されたりという結果がありえますし、また、裁判
でなくても、持続的にある人に出会わない、出会えないという状態
が持続すれば、やはり、それも非存在というテーマに交差してくる
と思えます。それから、未開封というテーマにも何度か出会ってい
ます。普通は、手紙がくるとそれをすぐ開封して読むというのが多
いわけですが、意図的に開封しないで未開封状態にしておく、
あるいは、どこかへ運動させるということも可能なわけです。どこ
かになくしてしまつた、ないし押収された表現群の構造も、やはり
宙吊りというテーマと、どこかでかかわっています。そのほか、私
が表現してきた「六甲Vとか、企圖Vについていえば、ことばだけ
の位相での完成はあり得ないわけで、つまり未完成の過程を対象化
する作業が私（たち）にとっての表現の根拠になっているわけであ
らう。いわば宙吊り情況への表現であるともいえます。

六十年代から七十年代へかけての、このような表現の一つの比較

いるわけで、六十年代から七十年代にかけて、一旦、きわめて熱烈
に追求された闘争なりテーマが、わずかに数年間で解体している姿が
至る所に現出しています。それを止揚していく試みでもあるのです。
また昨年のEVEで提起したものに自主ゼミというのがあり、こ
れも、いくつものとらえ方があるわけです。たとえば、制度の中の
時間割りを一つだけ、こちら側で自由にテーマを追求する場として
設定するといういい方もでき、それで間違ではないのですけれど
も、やはり、全体の構造のごく一部、しかも伝えやすいところを伝
えたにすぎないのです。本質的なことは、大学闘争の世界（史）性
を現実の制約の中でもう一度とらえ返すとどうなるかということだ
と思ひます。いまは予感的にしかいえませんが、大学闘争というい
いは、今後全く異なった表現方法で把握されない限り、その意味
が見失なわれるでしょう。いいかえると、六十年代から七十年代に
かけての大学闘争なるものは、決して大学という空間の中で起こつ
た闘争でもなければ、大学という機構に対する異議申し立てだけで
もない。単に大学の空間、ないし、その機構をめぐる闘争である
というふうに考え直さないと、そういう空間なり、機構なりは、この
社会全体の中の小さい部分的な場にすぎないから無視できると考え
たり、あるいはそれ以後のテーマの設定を、より広い領域に拡大す
れば済むというような平面化した構えが起きます。

ここで、現実過程のとらえ方について提起しますが、AならAと
いう事件があつたという場合、Aというものは、確実に必ず現実
に あつたものだという先入観でとらえられるでしょう。そして、Aな
る事件をめぐってその評価がなされます。さらに、Aというのは、
もう決定的な事実であり、評価の仕方、Aなるものが正しかったり、

正しくなかったりするだけであるという先入観もあると思うのです。しかし、ある事件とされるものの現実過程と、それに交差する幻想過程の比重が、ほぼ拮抗し、あるいは後者が前者をのみこみつつある世界(史)的な段階、それがいわば大学闘争なるものをうみだした状況の本質ではないか。そういうふうにとらえない限り、バリケード空間以後の問題のうち、たとえば(一)公判の開示する深さは、本当にはとらえられ得ないはずだ。

これと関連しますが、表現の問題について、ジャンルの解体といういい方を転倒して使えば、大学闘争以後の状況というのは、ある固有のジャンルによっては、決してとらえ得ないように存在しているはずだ。たとえばあるどんなさやかな大学闘争についても、それを小説に書くとか映画に撮るとかドラマにすることは不可能であり、それは直感的に納得されていると思いますが、問題なのは、それ自体の不可能性というより大学闘争をさせている世界(史)的な構造をとらえようとする方法それぞれが解体が進行していることです。このとらえ方から、私たちの直面している七十年代の本質にかなり照明を浴びせようような気がします。

そういう視点から自主ゼミというふうなものを考えてみた場合、本来、何かの実現としてあるというより、その実現不可能性、制約の対象の過程をどのように具体化していくかという問題設定としてもあるわけです。つまり、大学闘争過程の自分にとっては、圧倒されるようなテーマ群と、一つには世代的な条件の違いによって、自分の感覚としては交差しえないことをしられている人たちと共有する媒介をどこで設定するかという試みとして現在は位置しています。自主ゼミないし自主講座といわれている運動にもおよそ二つの

段階があると思います。一つは六十九年にバリケード空間の内部で開始された自主講座なり自主ゼミ、これは、ある意味では幸運な出発点しているわけで、持続している限りそれがどのような強圧をうけようとも、それを逆用してさらに展開することも不可能ではない。現に、私自身もバリケード空間でやっていた自主講座のために処分され、起訴され、そして現在も、法廷を一つの自主講座の場として展開しているということがあるわけですが、一方、それから数年経て、いわばゼロと化した、あるいはマイナスに落ち込んだ状況から出発する自主講座なり自主ゼミが対極にあります。手がかりになるものは、凄惨な廃跡ともいえるべき大学の機構にからめとられ、宙吊りのテーマ群をみないことをしいられている人たち、しかないし、ここから出発する他ありません。それ以外の場に出かけていくことは、必然が命じるときは別として、そこしかないという風に断定することは先にのべた大学闘争の把握の仕方を媒介しない限り、無効です。

昨年のEVEでのべた自主ゼミの原則の一つである公開はある意味では非常に怖ろしいことであって、だれでも来ていいということだけでなしに、だれでも平等の発言権なり、あるいは決定権なりを持ってしまおう。バリケードを内在的に解除した原因の一つの単位制度を例にすると外部からの参加者は、あらかじめ単位は取れないが、そういった構造をどのようにとらえるのかということが問われる。その場合、去年もいいましたように、お金の問題を媒介にして、単位と同等のテーマの創出が必要になります。

一方、いまやっている自主ゼミは、決して全ての参加者がまとまった方針を追求しているのではなく、参加者はだれでも、自主ゼミ

の実行委員会という主体を仮装することができます。つまり、参加者は、だれでも自分がその自主ゼミの代表者として、何かの提起を内部や外部を問わずできる。その結果、逆にそういう試みの反応が戻ってきた場合、それを共有の課題としてひきあげ、さらに討論を続ける。そういう試みをもう二年近くなりますが、やっているという事です。ですから、きょう、はじめに、どのようなテーマから出発しても構わないし、特定のテーマから出発することが不可能であるといった意味は、このことにも具体化されており、現在の宙吊り状況の本質にたどりつくためには、自分の置かれた最も困難な道こそが、最短距離であり、そこを媒介にしない限り、決して共有の場をつくり出すこともできないということと対応していると思えます。もちろん、ここでのべた自主ゼミのことは、展開していること、ごく断片でありまた、その全体でさえもいわば最も語りやすい領域なのだということをのべておきたいと思えます。本当に語りたこと、語るべきことは、いま生まれつつある存在が、α、β、γ……を包括して、そのうち必ず開示してくれるでしょう。

八まつした。のぼる。表現者ソ

学術団出版局既発行物

「学術団論集 65」

特集・敗北の完結から転化の論理へ

- マルクスのコミニズムの最初の
発想とその論理形態について 田中 吉六
- ゲルツェンのロシア社会主義論 長瀬 光男
- 一九〇五年革命 原 謙之
- ソヴェト権力と内戦 藤本和貴夫
- 「トロツキズム」の歴史的意義と限界 湯浅 越男
- クロンシュタットの反乱の
歴史的意味 野田 茂徳

好評頒布中!!

63

私信



松下昇

69

十月末までに、ご依頼の原稿をかかない理由をかいて送る、と約束をしましたので、思い切って何かを走りかきしてみます。

私が、自らの意図で構想し、発表していこうとするときに浮んでくる表現から、最も遠い位相にあるものは何であろうか、と考えてみる習慣が、この数年、私をしばしば立往生させますが、それは、大学闘争における懲戒処分説明書や、何枚もの起訴状が私を拘束している度合に対応しているはずで

す。これらは、私が意図しようとしまいと、私に関して表現され、しかも、現実的な影響をもつために、私自身の表現とは完全に対立するものですが、同時に、私から最も遠い私によって提起された表現、ということもできるし、そのようなとらえ方を媒介しない限り、それらの表現と真にたたかうこともできないように思います。

懲戒処分説明書や起訴状に関連して、私が何かを文書にして提出する場合、そこには私の名前を記入しておかざるを得ないことが多いし、法廷で語るようなときには、速記され、調書となって、裁判官による判断を導いていきます。（ついでにいうと、法廷での発言、とくに証言を、私は、講演との関連でとらえています。逆にいうと、さまざまな事件の被告や証人たちは、たとえ無意識のうちにも、

しいられた講演を、大学祭などとは異質の空間でいまもおこなっているのでしょうか。）

文字にされたものが活字になっていく過程の独立した領域の意味については、私は、それを原則的に認めずし、むしろ、その領域を通じてしか、表現の過程が異質の時空間へ連続していかないことがありうると考えてはいるのですが、この考えを揺りうごかす別の経路をのべてみます。まず、△六甲▽、△包囲▽というある表現をおこなったのち、具体的な原稿用紙に何かをかくことになくなっていった私が、一九六九年二月二日、はじめて、もぞう紙に、マジック・インキで△情況への発言▽をかいて掲示した瞬間には、これが、ビラや、新聞記事や、大学の広報などに引用されることは予想していませんでした。また、同じ年の八月八日に、バリケードが解除されるとき、私は研究室に存在し続けて、扉に、掲示を△バリケード的表現▽としてはり出したのですが、機動隊員や教職員によって何度も破り去られたのち、すぐには破り去られない表現として、扉や壁や広場の上に直接表現するという方法をえらんだのです。この表現方法も、ラクガキとして、処分や起訴の理由になっていきます。

そして、これは私にとって重要なことなのですが、前にものべた例を含めて、私がおこなってきた表現は、たんに、闘争における意志表示という意味だけをもちつてではありません。それは、むしろ、作品や、恋文に近い領域をも包括していたのです。

この数年間、私のかいてきたものを、大学闘争の記録という視点から、まとめて出版しようという企画や、あるテーマについて原稿をかいてほしいという依頼が、いくつもありましたが、それを拒否した、というより、ためらった理由は、先に断片的のべてきたことを、編集、出版にかかわる過程でどのようにとらえるかについて極めて絶望的な状況があったからです。従って、何かを表現したいという衝動ないし必然性があるにもかかわらず、あえて、法廷などでしいられた時のみ表現し（その法廷にも、持続的に不出頭したことにより、何回か勾引状が出されましたが）、あとは日々の生活を支える仕事に黙って従事してきました。もう一つ、いくらか、いうのがつらいことですが、一九七〇年の冒頭にかいた△なにかへのあいさつ▽の直後に生まれた私の子供が、胎内にいる時の母体

に強い精神的・情況的影響をうけたことを大きい理由として、出生後も発育がおくれ、現在に至るまで、一つの言葉も口にしません。たのしそうに遊びはしますが、その姿をみるにつけても、かたること、かくことの重さ、怖しさが、身にしみるのです。

以上のべたことは、あくまで、私にとつての固有な経過であり、私は、この状態を最上のものとは思いませんし、他の人におしつたり、評価の基準にしようとも考えていません。できれば、私の臨んでいる、この難関から、次の段階へ歩み出す道をみつきたいと願っています。そのためには、ここにかききれなかつた膨大な問題群との格闘が私に不可欠であることはいうまでもありません。

この一、二年の間、私に、原稿を依頼する編集者はいなくなっていました。偶然か必然か、こんどご依頼をうけたので、すぐにお断りするのにも心苦しく、私信という形式をとつて、ここまでかいてきました。

いま、かなりの勇気をふるいおこして一つの提案をしますが、この文章自体を、あなたの判断によつて、原稿として掲載していただく、ということも可能ではないか、と考えています。それによつて、何かのかたちで、この文章の掲載にかかわる全ての人たちの表現の根拠を、いささかなりとも問はず契機となれば、私にとつて、これ以上の幸せはありません。

一九七四年十月三十一日

「伝統と現代」編集部 林利幸様

松下昇

●現代思想の難関——自己・私とは何か

最も奇妙な場所

小林秀雄「Xへの手紙」をめぐって

佐々木幹郎

△私△という問題に対して△私△が思惟するということ——思想とは何か、ということに等しい。このような人間存在にまつわる根源的な問題は、それが根源的であるだけにより一層、つねに人を曖昧な観念の淵にさそひこむ。曖昧な観念は魅力的である。問い自身が形象化された純粋精神のおもむくところではか成り立たない場合であっても、その思惟の様式が幾重にも枝別れして、おのおの細密画のような構図を見せてくるとき、たとえそれが現実の影としてしかありえないことが理解できている、しばしば人を立ち止まらせるに充分な魅力を発揮する。たとえば——

△あるときひとりの感心な男が、人々が水におぼれるのはただかれらが重力の思想にとりつかれているからだと思像した。もしもかれらが、この観念を迷信的な観念だとか宗



教的な観念だとか宣言でもして頭におかくなれば、かれらはどんな水難にも平気でいられるであろう、と。一生涯かれはこの幻想とたたかっていた。重力の幻想の有害な結果についてはどの統計もあらたな数おおくの証明をかれにあらえたのだった。

(マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』序文)
古在由重訳

というふうなからかわれ方に値する「重力の幻想」は、わたしたちの周囲にいつも「夢みがちのぼんやりした」影を投げかける。△私△とは何か、と問うことがここで擲論されている「重力の思想にとりつかれ」た行為であるといふのではない。△私△という問題に固執し続けることが、はからずも「水におぼれる」人間の姿態に似ている、といいたいだけで

「松下昇氏を囲んで」報告

我々の会の第二十五回例会は、六月十日の午後大阪教育大で開かれました。大阪でのこのような集会への参加ははじめてという松下昇さんは神戸大学の処分説明書などいくつかの資料をもってきて下さり、事務局員を中心に約十五名で、余り形式ばらない三時間程の会を持ちました。こういう会の形容としてはいささか不謹慎(?)かも知れませんが、松下さんの人柄、あるいは生き方に接して久しかりに楽しい会だった、というのが出席者のほぼ一致した感想でした。以下、かなり詳しい客観的な報告と、出席者の二人の感想を記します。ただ紙面の都合で縮めたために報告の文章が堅くなっています。松下さんのゆったりした語り口を伝えられないのが本当に残念です。

(事務局)

待機、の命が下されている。高教組はしぶしぶ二人の就労斗争に手を貸すことを認めたようだが、茅崎氏への支援については口ごもる。新たな、出発、へ向けて八年の歳月経体を洗い直す作業の必要は、ことは秋に福岡現地のみならず、「大阪の会」に連なる我々の課題でもあろう。今後予想されるさまざまな、総括、がしかし、宙空に、吊されたまま、未だ地上に降り立つことを許されぬ一個の生命を闇へ、と弾り去る道行きのための弁明であってはならないと思う。

すべての、運動、がある意味において、位置エネルギー、のなせる業であるとするならば、当面、我々一人々々に課せられた問いは八年余の「伝習館」の中に産み落とされたそれぞれの想いをいかなる位相で捉え返すか、自らの日々、の業においてどのような居心地の悪い位置をとりつづけるか、ということに他ならない。

私にとって「伝習館」とは何か?

今、一審判決という歴史的事実を前にして、又、改めてこの問いが我々の上にふりかざされていることを思う。

「会」の今後のあり方についての検討を兼ねて「会」員ひとりひとりの、私にとっての「伝習館」、が激しく展開されることを希ってやまない。

一九七八・八・十四
(夢 駈)

「伝習館」とは、我々の大敵の会
今こそ報 No. 2853
78.9

の日に、神戸地裁の弁護士会を初めて訪問しました。受付の人は私のことをご存知ないので普通に名前、職業を聞き、定職がないという失業者の扱いで神戸市役所の法律相談へ回されました。次の日、朝から待って午後や々と市役所の職員と面接をし、処分取消しと人事院審理再開請求の訴訟をやりたいが広報にあるように費用を貸してくれるかどうか聞くと、相手は労働問題と受けとって処分理由の書類を見せると要求し、一読して「こういうことをやったらとても無理です」と言いました。その人は弁護士に会うまでの選別の係でした。

法律相談の窓口には、病院の待合室のように、裁判官とは逆の意味で法的に病み疲れた人がたくさん待っていました。たいていは、交通事故、離婚などのように日常性に関する事件で、その人達にとっては日常と離れた法律とか裁判とかに触れるのが、遠い世界の様な感じがするため何らかの助言を求めてやってくるのでしよう。そういう所に私が入りこんだので、専門家を呼んでくるという神戸市の処分担当の人事委員会のメンバーを呼んできました。彼も顔色を覚えて、「こんな問題は扱わないから帰れ」と言わんばかりの態度をとりました。しかし、法律的な相談をしに来たのだから弁護士に会わせてほしい、と聞いて、やっと夕方近く弁護士に会うことができました。しかし弁護士もやはり無理だろう、という。つまり訴訟費用の立て替えを決定するのは結局法務省であり、私の民事訴訟の相手は国、法務省だから、相手から費用を引き出そうとするようになるが、その弁護士は、法律扶助協会に直接連絡する方法を教えてくれ、十数日後に、いくつかの手続きをへて弁護士会内部の審査委員会に出席できることになりました。それは六月十六日にあります。この様な一連の経緯を通じて、何も知らない入らないし固定観念をもつ人に自分の処分、あるいは裁判を踏ることがどれ程

困難かをあらためて感じています。十六日には、七年振りに処分理由が公開の場で審理されますが、その数日前に、この場所で話すのは、練習のようでもおもしろいと思います。

※ 六月十三日に引き続き、私は七月二十日にも弁護士三名で構成される審査委員会に出席し、「ラディックス」四号をふくむ関連資料を媒介に説明したが、委員たちは、処分過程を殆ど問題にしたがらず、処分理由についても、一項目でも黒か灰色なら敗訴するだろうし、人事院審理の再開請求を実現したとしても(もし実現できたら、その七十年代的重要性は、はかりしれないと私は強調したのだが)、それ自体は勝訴といえず、いずれも法律扶助制度の条件(明らかに勝訴の見込みがあるのに、経済的に貧しい)に反するから、無理ではないか、という、裁判所や国の論理を代弁するような発言をした。これに反論している間に判つてきたのは、委員達の本音は、事件の重要性は判るが、かりに弁護士会で認めたとしても、ひきうける人がいないだろう、みんな、あなたの事件に恐怖感をもっているから、かかわりたくないのだ、ということであった。たしかに、私に関する事件は、刑事、民事、人事……にわたる多事性を帯び、いくつもの制裁判をくぐり、深刻な分離や併合をワープ飛行し、弁護士存在の意味をも(たんに法的な共斗者としておくだけでなく)問い続ける本質をもつかから、辞任した弁護士も多いが、その経過を対象化することをふくめて、今回の試みはあるのだから、ここで妥協することはできなかった。七月二十八日付で、私は審査委員会あてに、自主規制的な却下はおこなうべきではないこと、却下の際には明確な理由を全ての人に納得させる形で出してほしいことを主軸とする申入書を、(関連資料と共に提出した。審査委員会は、この経過が、

六月十日の集會参加者をふくむ広い一自主ゼミに公開されることを知っているので、困惑したまま、八月二十八日現在いかなる反応も示していない。(松下)

十月十二日

雑誌ラディックス四号(七一年六月発行)は処分理由や処分過程の不当性を処分直後に晒した私の言葉を再録していますが、表現媒体の問題をのぞけば、今、読み返して基本的に全く変更の必要を認めません。そして、その提起がまだ、処分を必要とするものたちに受け入れられないのも同じです。それを要約しながら処分理由十二項目を批判していきます。(別添資料参照)

(一)「旧大学秩序維持に役立つ一切の労働(授業、試験)を放棄する」と宣言し六八年後期夜間課程の担当授業の成績表を提出せず、同期夜間課程の期末試験の実施を拒否した。また六九年前期の担当授業を行わなかった」について

六九年二月に出した(情況への発言)を引用することで客観性をよそおっていますが、全文引用して全面的に批判するならばともかく、一部を勝手に切りとって現在の法規に触れるという、表現に対するそういう残酷さが大学や国家の発想の根底にあります。

(二)「六八年後期夜間課程の担当授業科目の成績判定で、受業者全員に(80)点をつけた」について

(三)「六九年九月一日の授業妨害」について

(四)「生物学実験の妨害」について

(五)「六九年十月八日に教養部学会の正門等にバリケードを築いて授業を中止させた」について

(六)「試験場に侵入して試験を中止させたり、受験拒否をし(後略)する文書をばらまいた」について

(七)「六九年十二月三日処分を審議する教授会の公開を要求して会場

的にかまわれない答だという発想は自明でした。更に当時、全共闘の学生の中には獄中において試験も受けられない者もいたので、点をつけるとすれば0点しかあり得なかったのです。

11月12日

「教養部教授会に欠席した」について

これは表現そのものの配布が載かれています意味で重要ですが、近代ブルジョア法体系においては、思想と行為を区別して後者のみを罰すると称していますが、これは思想表現そのものの処分です。

「封鎖解除に際して退去命令に反して残留した」について

これは目撃証人がいないのです。裁判でも明らかにしているのは、ただ部屋の電気が一晩中ついていただけで、我々はへ光のバリケードと呼んでいます。退去命令を無視したケースは他にいくつもありますが、処分理由になっているのは、私と新潟大の佐藤さんだけで、他は処分理由にはなっていません。

「教室を長期間占拠して、授業のための使用を妨害した」について

バリケードが開始された段階から、最大限にその教室を利用し、広い意味での研究活動を続けたのは誰か。その間大学当局はどうしていたのか。その問を抽象したところでは「正常化」過程での妨害のみを処分理由にしています。また、ここには出ていないけれど、

「退去命令にも応じなかった」について

前半は、私の処分を初めて審議する教授会紛争闘争の時、起訴の理由にもなっています。不法侵入、威力業務妨害で、後半は、処分を最終的に強行しようとした時で、この時は教授会の前日から構内は全面立入禁止になり、授業も中止して機動隊だけに頼りつつ処分を強行しようとし、私を含めて四十一名が逮捕されました。これ以後教職員の数にわたる供述が行われ、日付けをさかのぼって、前年度以降のいくつもの闘争が起訴されるきっかけになりました。

「汚物をばらまいた」について

これは、私自身のやってきたことの媒体を明らかにすれば、又処分者の行為との関連で誌をさし出せば、彼らの存在の根拠そのものが崩壊してしまうからです。彼等はなりふりかまわず処分するのだという本音を出せないでこういうやり方をしいられるのです。

現在まで八年間定職なしで生きてきましたが、自分のやったことの本質や方針に変更を認めません。そのような位置に置かれたら何の姿が処分なり裁判なりの形で持続していることを逆用しつつ、大学闘争が明らかにした意味を現在から未来へ伝えたいのです。

今処分理由の批判をしましたが、処分過程もデタラメでした。常識的に考えても一つの事実を評価する為には当事者呼んで反論の機会を与えるのですが、私の処分に関しては一度も十分な機会がなく、反論しようとして教授会に出席した所を現行犯逮捕させて処分を執行し、告訴し、刑事事件と重層させて学内から追い出そうとしたのです。私の行為は過去形ではなく、その一例を上げると現在も神戸大学の松下研究室は誰も使うことができません。内部にあった資料や私の子供達のおもちゃなど一切を当局が没し、留学している教官の部屋へ次々と巡礼させていることが明らかになっています。

つまり、国民の税金で誰かが留学するのと逆比例する形で闘争にかかわる資料がその研究室の領域を巡礼している。そういうことを含めていろいろな問題を明らかにし、反撃の突破口にしていきたいと思います。現在でも神戸大への立ち入りが禁止されていて、以前入った時には告訴されて刑事事件になっています。裁判で立証する必要がある写真を取ろうとしても公然とは行けない、ということについて学内と裁判所で問題を拡大しています。そして直接には闘争を体験しなかった学生諸君も、次第におどろくべき闘争の意

次に気付きはじめています。

以上、私に關する事実性の一部にふれましたが神戸大に限らず広い位相で問題を考えると、大学闘争は人間の生き方を包括する世界的な矛盾から発している以上、どこかで共通点を集約しているし、それを更に未来形で共有していく必要性を感じています。

資料の中に「反処分トークイン」(五・二七)のピラがあります。余裕がなくて集会に出席はしなかったのですが、これを見ても闘争は各地で続いています。ここに記されていない闘争がいくつもあって大学関係でも例えば都立大、徳島大、岡山大、京大の懲戒免職、新潟大の戒告などがあります。

私自身の処分についての人事院審理も七一年に開始されましたが宙吊りのまま審理は再開されていません。そういう困難な七十年代が続いているのですが、不思議なことに絶望はしたことがなくて、絶えず何か楽しさの様なものを感じ続けているので、それが有限り大丈夫なのだという気がしています。

その他語ることは無限にありますが、一応この位にして質問なり意見なりを聞いて更に話をします。

この後出席者の自己紹介をして、大学闘争以後の松下さんの話をうかがいました。

松下さんが現在かかっている裁判は、民事が二つ。損害賠償と研究室使用禁止でいずれも松下さんが被告。刑事事件の方は併合したり分離したりでややこしいけれど、公訴事実は一八つほど。そのうち岡山地裁で印を投げた件は最高裁が懲役一年、執行猶予三年を確定させたがっているが、再審請求中で、その他の件は検察側の立証段階だそうです。何と神戸大の教職員六十人の証人申請をしていて

現在十数名済んだところとか。確定した件も実は裁判長の制裁裁判(法廷等の秩序維持に關する法律というのがある)で、法廷内のできごとについては制裁裁判を聞いてその裁判長の主観で刑をいいた(せる)で二十日間監禁されていて、その後さらに起訴するのは二つのことで二度罰せられることはないという憲法の規定にさえ違反しているのです。松下さんは、刑務所の中のことをいろいろ知って面白かった、と笑っておられましたけれど。

その後話は京大の自主ゼミのことに移りました。松下さんによれば、京大教養部では、学生の推薦する人を(非常勤)講師としてゼミナールを開く、という制度を獲得していたが、これを文字通り実現すれば障害で話せない人でも講師になれることになる。実際私の子供もそうで、最初学生諸君の要求は松下昇、未字、二人を講師として、ということだった。ドイツ語教室の段階で拒絶反応が生じ、教授会で圧倒的に否決されて認められなかった。しかし自主講座は実質的に七四年から四年間続き、週一回以上大学の時間割を占拠した。履修カードを管理していたこともあって、そこで我々が何をやらうと当局は認めざるを得なくなった。又、参加者が確認してきたへ相互評価(学外者を含む)は単位制度のみならず、あらゆる関係性に応用しうる本質を提示しはじめた。それで当局はその拡大を非常に恐れた。この6月の段階で自主管理中の部屋が、大学当局によって逆封鎖された。制度自体も廃止の方向だ。

自主講座の参加者は実に多様で、幼児や公務員などの他に、荷を走っているタクシートの運転手もいた。この人は前にペリグードの中をのぞいて楽しかったのだ、ということだった。単位が欲しい、と

←五つの人々

いう学生が単位をもらいやすいかと錯覚して殺到したこともあるが、その困難さに出会って問題を生産的に引ずりつ、ある。

授業の自主管理は教材の自主管理に繋がった。ドイツ語が何故必要か、いろいろな課目が何故必要か、という問いから出発して、大学と無縁で全くドイツ語ならドイツ語を知らない人がそれに出会う困難さを参加者が持ちよって教科書に作ってみようとした。初期の段階では三一書房が全面的に賛成していたにもかかわらず、内容の一部が過激だということも削除してきた。削除された部分をパンフにしたのが「正本ドイツ語の本」だ。(入手希望者は連絡して下さい。)

「三」版の「ドイツ語の本」を教科書に使っている所へ「正本」を持って行ってへ焼き風に売りつけ、問題点を提起してきた。京都大学が自主ゼミを認めなくとも、その本を使っている全国各地に自主ゼミは拡大していった。しかし、「ドイツ語の本」を進歩的な意図で使っている、試験や単位を今迄通りの水準で考えるなら教科書としての役割は何も変りがない。本を作ろうとする際にそこを疑うことから出発した筈だった。この落差を大学闘争の本質から、持続的に追求していきたい。ということなんです。松下さんは近代化過程の日本でのドイツ語の役割を、左翼によるマルクス主義の導入を含めて抑圧的に捉え、従って「ドイツ語オロギーが読めるからドイツ語をやる」という問題の立て方にへ言語そのものに到達しえない存在の位相から反対されます。

ドイツ語にしろ、大学にしろ、言葉にしろ、すべてを疑ってきた。闘争が圧倒される中でどうしても

そこからすぐには全ての人が脱出できない制度の神があり、それとどう対決するかという長い苦闘の中で、きっかけとしてドイツ語について何かを始めているとしても、それはどんな科目、どんな場所におきかえてもいい。現に自主ゼミは様々な被処分者も含んでいて、その専門をいなら全教科を教つており、それらを総合的に突破する試みが試みられている。

科目や本はきつかけにすぎなくて、それを持ちこんだ場所でおこる様々なテーマが広い意味での本であり、自主ゼミである。又、その経過をパンフや本にするのが先験的かいいとは思わない。それは現代までの人間の技術や文明をどこかで肯定していいとできない。自分としてはそのこと自体を疑ってとりこんできた。

原理的に言ってしまうと、本来、被抑圧者に不要なもの全部解体して占拠してしまえばいいので、それは反専門というのでなく、専門の水準を包括し、のりこえる根拠としていうのだが、六十年代末には教授会による承認の必要な自主ゼミなどでなく、空間を占拠した自主講座を、排除されるまでやってきたのだ。その苦痛の質をみきわめずに、制度としての自主ゼミを切りはなして論じてはならないと思う。

従って、松下さんは自分の能力なり経歴なりが自主講座や自主ゼミを作るのに役立った、ということをご否定されます。「専門」の重さを一概に否定はされませんが、たとえば教授会決定が構成員の個人の専門をこえた所でもつ様に、職業を通じて持たされる意味と、それを越えた所でもつた意味を構造的に見ていかなければならず、それを越えたいといわれます。

話はそれから松下さんの生き方に進みました。仮習館をとってみる。私ならば長年かきたためた原稿やメモ類（とくに七六年四月九日に死亡した未字に関するもの）を、そのまゝでは誰にも内容がわからないにしても、パラパラになると再構成が困難なので第一に移したいと思う。権力の方は違法行為の証拠や人の名前が欲しい。そのためは一切合財全部に目を通さなければならぬ。このズレ方の構造に一つのかみがある。対権力闘争を支えるのは政治思想だけではない。権力が予想しえないなにかこそが、私たちを真に支えている。

自分にはパブリック空間性の水準でのマンガ的発想がある、と自称する松下さんは、警察の聞きこみで就職先をグビになることなどを語りながら、失うものはもう何もなくてやればやるだけ何かがでてくる。大学闘争の過程でできた様々な問題を風化させないで、きちんと全部位置づけと生命を与えていきたい、といわれます。自主講座に参加した様な人達の中で、六九年に入学生した人をふくめ、大学闘争で生き方を変えた人達とのつきあいが一番長続きしているそうです。

六九年入学生について言うと、彼等は入学試験の時既にパブリックがあつて、やっと入学すると授業がない。そのうちに機動隊が入ってきて、要するにその前や後に入学してきた人達とは違った時間性を見てしまった。それは貴重だと思ふ。彼等をはじめとする全共闘派は自分の内部の時間性がどこかで壊れているが、その壊れかたの対象化と応用が今疑問わかれていくだろう。私の知る何人も人は授業料未納を理由に除籍処分を受けて講義を全く聞かずして大学を去った。彼等のうち被告になっているのはごく一部だが、裁かれているの

でも、運動に分裂があり、最初第三者にも感じられた楽しさが失われていった過程がある様に見えるけれど、松下さんのいう処分、起訴後の楽しさの中味は何なのだろうか、という質問に松下さんは、

分裂はマイナスではなく、対象化すべき潜在的なプラスである、私自身、誰よりも深く分裂をくぐってきた人間として、そういえる。処分、起訴後の生活については、思想的なものだけでは生活できないのではないかと、という不安は誰にでもある。私自身処分の前には困ったことになったな、という気持ちもチラチラとしたが、絶対生き抜ける、という気もあつた。案ずるより生むが易しだ。何かを判断し、それがどう考えても正しい、という場合その正しさが、全く無関係に見える他者や生涯にわたる生活の重みとどこで拮抗するのか、そこを把握し、そこを支えるだけのものを削り出していかないと大争闘以降の状況は生き抜けない。

刑事事件の被告になって後悔したことはない。私は刑務所でも普通見物できないところを見てやろうと思つた。そして人間の生理や権力の生理に新しい発見をした。裁判でも検察側証人の方が不愉快そうに打ちひしがれた表情だ。こちらは、国家が保証する時間、空間、費用で自主講座を拡大しているのだから、面白いなあ、と率直に思う。言つたことも国家が記録してくれる。落書きにしても、一瞬の表現を何年も何重にも追求してくれるのだからありがたい訳だ。しかし、最終的なものは裁判過程を媒介に、権力と存在のあらゆる矛盾を露呈し、打倒の準備をすすめることにある。

権力は弾圧しているようでも本質的なものは抹殺できない、という確信がある。たとえば、今日この瞬間に住居を捜索されるとすると、その人が隠そうとするものと相手が探したいものにはズレがある。たゞ、この人達がどう思おうと、私自身は彼らに存在責任があると思つている。私がいなかったら案外知らん顔ですごしたかも知れないし、あるいは別の闘争をしたかも知れない。その意味で彼女は彼女の自己史の結核に注目し、共闘してゆきたい。

たとえば十六日に予定されている神戸弁護士会での訴訟費用扶助に関する話し合いとこの例会の差（松下さんの話の受けとられ方の落差）のおそろしさを語り、親類の子供が大学へ行っても決してドイフ語をとらない、という状況をいながら松下さんは、どんな人の内部にも、面白さ、つまり松下さんのやろうとしたことと共通したものが眠っているのだ、といわれ、自分の六十年代を振り返りながら七十年代を深い眠りについていて人達に期待して話を締めくくられました。

この記録はテープをもとに部分的に要約しましたが、責任は勿論執筆者にあります。できれば、テープを全部きくか、直接、松下さんと話をして下さい。

(水峰)



松下さんのこと

―第25回例会に出席して―

松下さんの顔を見たのは何年ぶりだろう。たしか神戸で松下さんの免職処分にかかわる人事院審理があった時以来だと思ふ。最後の日に少し遅れていったら、審理会場はガランとしていて小使さんが一人掃除をしており、被処分者の方の控室では代理人達が、ポカンとあっけにとられた気分と、当然と思う気分とが混りあった様子をしてみたら、ボソボソと議論というよりおしゃべりをしてい

た。その朝松下さんは代理人を全員解任して六甲に散歩にいった、ということだった。といった風に、松下さんはいつもエピソードで思い出される様なところが、私にとってはある。久しぶりの松下さんは、記憶の中の松下さんと全く同じだった。やせも太りもしていない。顔は少し薄くなったかも知れない。相変らず小さい声でゆっくりと、何でもないと話されることはたまたま、人事院審理をちゃんと言え、ということとを裁判で争うために訴訟救助を申し立てて、神戸地裁から市役所へ行って一日ネバったあげく、神戸弁護士会の審査会に出て口頭で要求をのべることになった、といったことなのだ。自分がやった当然なことが周囲からはねかえされてくる時の消耗、といったことが見られなくて、案しそうなのである。処分理由に注釈をつけながら説明しておられる時もある。原則的なところであきらめたり妥協したりしない。ただ、小学校入学と同時に原因不明でなくなられた、障害をもったお子さんのことについては、どういふ風にづくないをし、させたらいいのかかわらない、といっておられた。

松下さんは本質的に詩人なのだと思う。ヘルダーリンに傾倒している、と昔うかがったことがある。詩人というのは世界をまると

読む。谷川龍が昔いった様に、すべてを所有するために何も所有しない。その、松下さんが断平として所有しないものの中には、当然「専門」であるドイツ語も入るらしい。京大教養部でのドイツ語の自主講座や、おそらくはそれを基盤に編輯され、三一書房から出版された「ドイツ語の本」のこと、その出版に際して刷られた、成立史的、又は思想的に重要な章を集めて印刷された「正本ドイツ語の本」、それを持って全国の「ドイツ語の本」を使っている大学をまわって売ってきた話、などをしながら松下さんは、講師は誰でも良かったのだし、自分の出る自主講座はドイツ語でなくても良かったのだ、とおっしゃる。他の教室では認められなかった「松下昇による自主講座」がドイツ語教室で認められたのは、松下さんの能力あるいは経歴のせいではないか、という質問に対しても、松下さんは否定的であった。反対に、といっているのかどうか、折原浩氏が駒場の東大教養部で開いている自主講座の雰囲気は、のぞいた限りではきわめてアカデミックである。

当然ながら、詩人は貧乏で済むので誰でもなれるわけではない。特に、松下さんの様に飯名でアルバイトをしていても警官が聞きこみにきてくびになる、という様な生活を続けながら、しかも月々少くとも3万円の裁判費用をまづ捻出しなければならぬ、という状況では、しかしあきらかに、自分はなれないにしても、我々は詩人を必要としている。専門にこだわりながらも「進」もうとすれば専門批判の視点が必要であるし、それは専門の中からはついに出てこない。たとえ別便に進んでいるにしても、共に筆とうとしていることの実感を、自分は本心に筆とうとしているのか？という反省と共に手に入れることのできた第25回例会は私にとって重要だったと思

(黒江光)

第25回例会に参加して

松下さんの視ているものは何なのだろう。松下さんを支えているものは何なのだろう。答えようもなく、面白かった。松下さんと語り合ひの間中、ずっとそう考えていた。

十年間、定職をもたずにやってきた現在、ふり返ってみれば、今、又同じ状況があれば、同じことをしたであろうと思う、という言葉をもとにこやかに語られるあの表情をあの場に居あわせない第三者に伝えることはとても難しい。敢えて言えばそれは、初めて茅崎さんに出会った頃、茅崎さんに感じた想いに似ていると書いていただろうか。

絶望をしたことはなく、たえず楽しさのようなものを感じている。と語られる松下さんは本心に楽しそうに、その松下さんと共に居る例会の参加者達も又、久しぶりに、爽やかに楽しかった。と語る。このような雰囲気は明らかに、いつの日かまでの「伝習館」にはあったなあと今更のように思ってみたりする。

私の面白さはすべての人の中に深く眠っている答のもの。だと語られる松下さんの言葉は、決していわゆる、政治、斗争などから出て来よう筈もないものに違いない。イデオロギーなどに統括されぬ、存在、自らの厳しさ、深さから発する、面白さ。こそが人の心をのびやかに解き放つ。

こののびやかな解放感だけが、血縁からも処分され、血縁の愛児までも、権力によって奪われた、松下さんの、対権力斗争、を待たせているエネルギーのようにも思われた。内部分裂もホンネが出ていいなあ、と語りうる捉われのないのびやかさこそが生命な

のかも知れない。自分の現場との関わりを対象化しえず、に敵ったあまたの支援者達を些かなりとも乗り越えうる視点をそこに視たような思いがし

(M・K)

今、私は

六月十九日、大阪地裁民事第五部上田次郎裁判長はへ学園の行った坂本塾生教諭の解雇は無効であり、同教諭は専任教諭であることを確認する」という判決を行いました。学園の不当労働行為意思を明らかにし、事件の発端となった警察官導入は安易な措置と松山校長の態度を批判するという内容的にもすぐれた判決です。分

会では、二十日団体交渉を行いました。松山校長は「敗訴である

ことを聞いたが、判決文をよんでいないので」と態度を明らかにして

いません。分会は判決を遵守するように申し入れていきます。

大阪私学教組 七八・六・二三付

高槻中・高校坂本裁判勝利特集号より

昭和四〇年九月一日(給業式)組合配布の「生徒諸君へ」というピラ(デッチ上げ刑事事件の真相を訴える内容)に、まどわされるな、と給業式席上で訓示した松山校長に対する追及の際にふられる

た、暴力、を理由に、坂本教諭ら二名の組合活動家を十月十九日に逮捕させ、後々切り、地位保全仮処分申請を行った坂本教諭に、昭和四十五年三月十三日、大阪地裁、昭和四十八年三月二十日、大阪高裁で、勝訴判決。が下されていたにも拘らず、本訴でも執拗に

徹底抗戦の構えを示しつつつづけた松山校長及びそれを支持する理事者連。へ学園側の団交の人数制限等による団交拒否は不当へ団交拒否して逃げ帰ろうとする経営者を阻止したことは正当へ学園側が

(N・O)

内容や刊行過程についての質問・提起、印刷が
よみにくい箇所や欠落ページの指摘などは左記
へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一―一 松下気付

批評集刊行委員会

(TEL-078・821・4984)